

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応



添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可No.	記載内容	記載箇所		基本設計方針での記載	備考
		本文	添付書類		
9-205	加工施設敷地内の危険物貯蔵装置の火災・爆発に対する対応は、下記の設計により安全運営と及ぼす影響を防ぐとする。 ①施設において、危険物貯蔵装置の周辺に隔壁を設置することを基本とする。施設内壁が危険物貯蔵装置の外壁に対しては、ガスガス保全法等を参考に、危険物貯蔵装置の周辺に隔壁を設置する。(添5-167)	P19 添5-161, 167	保安規定による管 理		
9-206	IPM容器巻き機 1は敷地内の施設のため、高圧ガス保安法を参考に、危険物貯蔵装置の周辺に隔壁を設置する。(添5-161) 加工施設敷地内の危険物貯蔵装置の火災・爆発に対する対応は、下記の設計により安全運営と及ぼす影響を防ぐとする。 ⑤敷地内に結油等による危険物貯蔵装置の火災・爆発による加工施設に上り安全運営と及ぼす影響を防ぐうようにするため、ルーラー及び注油立柱を削除する。また、敷地による加工施設の主要な火源及び火源へ影響を及ぼさないよう、敷地を十分に離す。一方で、敷地内に危険物貯蔵装置がある場合は、構造設計上、設備の遮蔽状態を考慮し、防護対象からの距離距離を十分に確保する。ルーラー及び注油立柱を削除することとする。(添5-167)	P19 添5-167	保安規定による管 理		
9-207	加工施設敷地内の危険物貯蔵装置に関しては必要に応じて、防護対象に直接接続あるいは隔離して、危険物貯蔵装置を地下に設置する。(添5-167)	- 添5-167	保安規定による管 理		
9-31	13)電気防護装置 安全燃焼炉とする施設は、電気的燃焼炉によって、加工施設の安全燃焼炉を損なうおそれの無いよう、日本工業規格(JIS)や規格化した電気、規制開栓式燃焼炉規格(JC)等に基づき、加工施設で発生する電磁干渉及び無線電波に対する影響が喪失しないよう、ライノイルフィルタ等による遮蔽装置の設置及び接続装置の使用等によるサージ、ノイズの侵入防止及び導線筐体の侵入等を防止する設計とする。	P19 添5-169	施設設計	4.13 電気的燃焼 安全燃焼炉とする施設は、電気的燃焼炉の安全燃焼炉を損なうおそれの無いよう、日本工業規格(JIS)や規格化した電気、規制開栓式燃焼炉規格(JC)等に基づき、加工施設で発生する電磁干渉及び無線電波に対する影響が喪失しないよう、ライノイルフィルタ等による遮蔽装置の設置及び接続装置の使用等によるサージ、ノイズの侵入防止及び導線筐体の侵入等を防止する設計とする。	電定じた自然現象について、加工施設に対する影響に基づき、重量の設計上の考慮要否を検討する。自然現象の組み合せにおいては、発生頻度が比較的高いと考えられる火山活動(噴火等)、洪水、または巣巣の重量を検討する。
9-32	14)自然現象の重量 風塵の自然現象については、その劇烈性と頻度を考慮し、重量の影響について評価しがれど。 ③自然現象のうち、最も頻度高く発生する自然現象(風塵・降水以外)の8事象について、加工施設にかかる影響に基づき、重量の設計上の考慮を検討した。 ④自然現象の中でも最も頻度高く発生する自然現象(風塵)、発生頻度が比較的高いと考えられる火山活動(噴火等)、洪水、または巣巣の重量を添付(以下の表)に設計上の考慮として検討した。(添5-78) 添5-14)の表4 風塵による影響する自然現象の重量 (添5-78)	P19 添5-78	評価条件/結果		

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可番号	記載内容	基本設計方針での記載			備考
		記載箇所	添付書類	記載区分	
10-10	① 不正アクセスの防止 ヘテロ接続を防止するため、電気通信回線を通じた訪問行為又は遠隔操作を受けることがないよう情報システムに対する外接続からの不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防止する措置を講じる。(P20) 防犯対策は、セキュリティシステムの構成要素としての不正操作等を防止するため以下の措置を講じる。 ■内蔵型セキュリティシステムによる防犯対策は、可搬式記憶媒体を介したウイルス感染を防止するが、暗号化された可搬式記憶媒体のみ使用を許可する。(添5-172)	P20	添5-172	保安規定による管理	(続き)
10-11	情報システムの不正操作を防止するため、リモートアクセスを行なう場合にセキュリティ機能を有する認証装置による認証を行なう。セキュリティ機能を有する認証装置は、セキュリティ機能を有する認証装置による認証を行なう。(P20、添5-172)	P20	添5-172	保安規定による管理	
10-12	情報システムの不正操作を防止するため、セキュリティ機能を有する認証装置による認証を行なう。(P20、添5-172)	P20	添5-173	保安規定による管理	
10-13	情報システムの不正操作を防止する。(P20、添5-173)	P20	添5-173	保安規定による管理	
10-14	情報システムを立ち入り制限区域において運営する場合は、加工製造第7条の旨に立ち入り規制では運営する措置を講じ、管理区域外の運営では運営する措置を講じる。(添5-173)	-	添5-173	保安規定による管理	

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可No.	記載内容	記載箇所		記載区分		基本設計方針での記載	備考
		本文	添付書類	P20	添5-175	基本的考え方	
<b>第十一条 (塩水による損傷の防止) 説明</b>							
11-1	(3) 塩水による損傷の防止 ③塩水においても臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、耐塩水設計について次の方法で実現するよう行う。(P20, 添5-175)	P20	添5-175	基本的考え方	7. 塩水による損傷の防止 ① 塩水に際する基本設計方針 加工施設においても臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、耐塩水設計について次の方針を実現するよう行う。	7. 塩水による損傷の防止 ① 塩水に際する基本設計方針 加工施設においても臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、耐塩水設計について次の方針を実現するよう行う。	
11-2	(b) 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生した場合においても臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、耐塩水設計について次の方法で実現するよう行う。(P21, 添5-175)	P21	添5-175, 199	施設設計 (一部保守規定による管理)	② 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。 ③ 塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。	② 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。 ③ 塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。	
11-3	(b) 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。 ① 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	④ 塩水による閉じ込め機能喪失防止 (a) 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑤ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	④ 塩水による閉じ込め機能喪失防止 (a) 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑤ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	
11-4	(b) 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。 ① 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	⑥ 塩水に対する閉じ込め機能喪失防止 (a) 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑦ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	⑥ 塩水に対する閉じ込め機能喪失防止 (a) 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑦ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	
11-5	(b) 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。 ① 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	⑧ 塩水に対する閉じ込め機能喪失防止 (a) 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑨ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	⑧ 塩水に対する閉じ込め機能喪失防止 (a) 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑨ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	
11-6	(b) 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。 ① 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	⑩ 塩水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 塩水による閉じ込め機能の観点 ⑪ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	⑩ 塩水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 塩水による閉じ込め機能の観点 ⑪ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	
11-7	(b) 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。 ① 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	⑫ 塩水に対する閉じ込め機能喪失防止 (a) 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑬ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	⑫ 塩水に対する閉じ込め機能喪失防止 (a) 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑬ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	
11-8	(b) 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。 ① 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	⑭ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	⑭ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、加工施設の防護対象が没水しない設計とする。また、塩水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175)	
11-9	(4)緊急設備 設置場所 主要な機器の種類 個数 第1加工棟 漂水感知器 1式 第2加工棟 漂水感知器 1式 (P126)	P21, 126	添5-175, 199	施設設計	(a) 塩水による閉じ込め機能の観点 ⑮ 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑯ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、必要な箇所へ漏れまい検知器を設置する。(添5-199)	(a) 塩水による閉じ込め機能の観点 ⑮ 塩水による閉じ込め機能喪失防止 ⑯ 塩水路路を考慮した塩水原からの海水が発生しても、必要な箇所へ漏れまい検知器を設置する。(添5-199)	

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可No.	記載内容	基本設計方針での記載			備考
		記載箇所	本文	添付書類	
11-10	(4)緊急遮断 装置場所 主要な機器の種類 個数 第1加工機 内部益水防護板 1式 第2加工機 内部益水防護板 1式 (P126)	P21, 126 添付資料	添付資料 添付資料 添付資料	(続き)	
11-11	(2)益水に対する閉じ込め機能の観点 (a)益水による閉じ込め機能失敗防止 第1加工機、外部（非管理区域）、内部（非管理区域）の扉については、下記⑩により、益水の外部への流出を防止し、閉じ込め機能を維持する堅牢な構造とする。 ⑩ 益水に対する漏出防止のため、外部との扉について、防水板等の隔壁を設置する。	P21, 126 添付資料	添付資料 添付資料 添付資料		
11-12	(b)益水による電気火災が発生するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置し、大火警時ににおいて電源を遮断する。(P21) (c)益水から漏出する水により電気火災が発生するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置し、大火警時ににおいて電源を遮断する。(P21,添付-175)	P21 添付資料 添付資料	漏電遮断器を設置するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	漏電遮断器を設置するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	
11-13	(d)益水による機械破損防止 下記⑪により、被水に対する、防護対象の安全機能を維持する機能とする。 ⑪ 防護対象機器物質を取り扱う部屋においてスクリンゲートを使用しない。(添付-200)	P21 添付資料 添付資料	漏電遮断器を設置するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	漏電遮断器を設置するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	
11-14	(e)益水から漏出する水によっても、閉じ込め機能を保持できるよう防護カバー又はシール装置を施すことを要とする。(P21,添付-175)	P21 添付資料 添付資料	漏電遮断器を設置するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	漏電遮断器を設置するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	
11-15	(f)益水に対する監視安全設計 益水による漏出を感知し、非燃性の核燃料物質を使用する設備・機器においては、防護カバーを設置する。(添付-199)	P21 添付資料 添付資料	漏電遮断器を設置するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	漏電遮断器を設置するおそれのあるものについては、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	
11-16	(g)益水による核燃料物質を使用する設備・機器において、フード等の開口部から核燃料物質が泄水するおそれのある箇所については、漏電遮断器及び防護門を設置する。	P21 添付資料 添付資料	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	
11-17	(h)益水による核燃料物質及び防護門において、被水によるおそれがある箇所については、漏電遮断器及び防護門を設置する。	P21 添付資料 添付資料	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	
11-18	(i)益水による漏出の防止 加工工程における益水が発生した場合には、漏電遮断器を非燃性の核燃料物質を非燃性の核燃料物質と分離する。(P21)	P21 添付資料 添付資料	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	
11-19	(j)内漏遮断器に対する考慮 1. 益水に閉じ込められた方針 2. 益水に閉じ込められた方針による相棒の防止)に基づき、遮界防護、閉じ込め等の完全機能を損なうことがないよう、加工工程の漏電遮断器及び防護門を設置する。	P21 添付資料 添付資料	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	
11-20	(k)蒸気漏えい時の考慮 ① 蒸気漏えい時には、該当区画の防護装置を停止する。(添付-175) ② 蒸気漏えい時は、該当区画の各空調装置を接続する。	P21 添付資料 添付資料	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	漏電遮断器を設置するおそれのある箇所については、漏電遮断器を設置する。(P21,添付-175)	

添付表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可No.	記載内容	記載箇所		記載区分	基本設計方針での記載
		本文	添付書類		
11-15	<p>上述の設計方針に加え、より高い水準で放熱設備に対するリスクを低減するために、「原子力発電所の内部送水影響評価ガイド」を参考にしたうえで、機器の設置場所の拡大防止のための改修等による機器の設置場所により生じる異常状態（火災を含む）の拡大防止上のための改修等による機器の設置場所により生じる溢水（地盤に起因する機器に起因する溢水）について影響を評価し、越界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないことを確認する。（添付175）</p> <p>(a) (d) の設計方針に加え、より高い水準で放熱設備が多くのリスクを低減するために、「原子力発電所の内部送水影響評価ガイド」という「ガイド」という、を参考にしたうえで、全ての溢水源の共通原因による被損を想定した溢水について影響を評価し、閉界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないことを確認する。（添付175-176）</p> <p>(4) 緊急制御装置場所 主要な機器の種類 屋外 第2加工施設上 溢水ボンプ・自動供給送配弁 1台 式 (P126)</p>	P21, 126 添付175, 200	施設設計		上記の設計方針に沿って、「原子力発電所の内部送水影響評価ガイド」を参考にしたうえで、機器の設置場所により生じる溢水（地盤に起因する機器に起因する溢水）について影響を評価される系統からの放水による溢水（全ての溢水源による溢水）について影響を評価し、越界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないことを確認する。
11-16	<p>溢水に対する間じ込みや機械の設置の観点</p> <p>(1) 溢水に対する間じ込みや機械の設置の観点</p> <p>更に、溢水による機械の設置を目的として、⑩～⑬の設計とする。</p> <p>⑩ 溢水に対する間じ込みや機械の設置の観点を目的とし、第2加工施設上等の主要送配弁を設置する。</p> <p>⑪ 溢水に対する間じ込みや機械の設置の観点を目的とし、第2加工施設上等の主要送配弁を設置する。</p> <p>⑫ 溢水に対する間じ込みや機械の設置の観点を目的とし、地上もしくは地下に設置された溢水ボンプ等の設備を止める機能を設置する。</p> <p>⑬ 溢水に対する間じ込みや機械の設置の観点を目的とし、上下水道高架水槽、工業用水・消防水補給高架水槽、格納水池淡水槽から、上下水道配管、工業用水配管、その他の用給水配管への給水については、大地震時に自動停止する機能を設置する。</p> <p>⑭ 溢水に対する間じ込みや機械の設置の観点を目的とし、上下水道高架水槽、工業用水・消防水補給高架水槽、格納水池淡水槽等の容積削減または配管性能の変更を図る。（添付200）</p> <p>【溢水評価の条件（年間アダス溢水）】</p> <p>2. 溢水評価条件の設定</p> <p>(1) 年間アダス溢水以下の場合があることをとした。</p> <p>① 溢水に対する間じ込みや機械の設置の観点を目的とし、地上もしくは地下に設置された溢水ボンプ等の設備を止める機能を設置する。</p> <p>② 地盤に起因する機器の設置等により生じる溢水（全ての溢水源の共通原因による溢水）（添付175）</p>	- 添付175	評価条件/結果		
11-17	<p>【溢水評価の条件（年間アダス溢水）】</p> <p>2. 溢水評価条件の設定</p> <p>(2) 計算対象の選定</p> <p>溢水による風防及び閉じ込め等の風防が設置を適切とした。</p> <p>① 溢水による風防及び閉じ込め等の観点では、燃料料物を貯蔵するための設備・機器を計算対象とした。これら全てについて、長崎線送付管でも未確実となるよう設計する。</p> <p>② 溢水による風防及び閉じ込め等の観点では、第1加工施設及び第2加工施設の第1種工場の第1種工場区域において、未密封等による影響を考慮するための設備を設置する。</p> <p>③ 溢水による風防及び閉じ込め等の観点からは、第1加工施設及び第2加工施設の第1種工場の第1種工場区域において、未密封の燃料料物を貯蔵するための設備を設置する。</p> <p>3. 溢水評価条件の設定</p> <p>(1) 計算対象の選定にては以下の通りとする。</p> <p>① 非密封の燃料料物を取り扱う全ての設備・機器を防護対象とする。これら全てについて、最も危険条件が発生する風防を設置する。</p> <p>② 非密封の燃料料物を取り扱う全ての設備・機器を防護対象とする。これら全てについて、第1加工施設及び第2加工施設の第1種工場の第1種工場区域において、未密封となるよう設計する。</p> <p>③ 溢水による風防及び閉じ込め等の観点では、溢水による影響評価（電気・計装装置等含む）は、溢水、帶水による影響評価のみならず、機器等の機器喪失の影響が大きい系統として考へ、ここで、單なる燃料料物の溢水、帶水による影響評価のみならず、機器喪失の防止の観点でも評価を行う。</p>	添付175～177	評価条件/結果		

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可No.	記載内容	記載箇所	記載区分	基本設計方針での記載	備考
14-5	(d) 安全機能を有する施設は、燃焼炉の可燃性ガスの爆発によって、安全機能を損なわない設計とする。 1. 内部発生飛来物に対する考慮 次の加工施設によって加工施設の安全機能を損なうおそれはない設計としている。 (1) 大根爐で高圧回転するターピンはない。 (2) 可燃性ガスを用いる燃焼炉は、爆発を発生させない設計としているため、燃焼炉本体が破壊されることはない。(添5-203)	P29	添5-203	(d) 安全機能を有する施設は、燃焼炉の可燃性ガスの爆発によって飛来物やクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛来物による施設は、燃焼炉の可燃性ガスの爆発によって飛来物を損なわない設計とする。 ・クレーンは、飛来物を防ぐための動力の供給が停止した場合でも輸送物を保持できる設計とする。 ・天井・クレーンは、設備を防ぐガイドを取り付けることにより地震時ににおける落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。	
14-6	(d) 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管によって飛来物によつて、安全機能が破壊されることはない。 (2) 天井クレーンとして、第2種管理区域内には、燃料機会等を搬送するクレーンが設置されているが、クレーンは、搬送するための動力が停止した場合でも輸送物を保持できる設計とする。 (3) 天井クレーンは、設備を防ぐガイドを取り付けることにより地震時ににおける落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。(添5-203)	P29	添5-203	海設設計	
14-7	(e) 燃料機会等の検査設備及び計量設備の選題 上記設備以外に、第1加工棟に過給度測定装置及びヘレット不純物分析装置を、第2加工棟に燃料棟内圧力測定装置を設ける。 (f) 主要な実験設備 第1加工棟及び第2加工棟には、該燃料加工実験設備を、1式設置する。(P126) その他の主要な設備 燃焼炉 高圧ガス貯蔵缶 水素ガス貯蔵缶 供給装置 全廻り電線 1式。(P127)	P126, 127	-	保安規定による管 理	
14-8	施設の設計・工事及び検査については、「燃原科物質又は燃原科物質の重複の事業に関する規則等に基づく検査制度等を定める告示」下記の法令、規格及び基準等に準拠する。 燃焼炉の運営改修の促進に関する法律 消防法 高圧ガス保安法 公害防止関係法令 労働安全衛生法 消防法 日本工業規格 (略称: 日本産業規格) (JIS) 日本電機工業会標準規格 (JEM) 電気設備技術基準 (略称: 電基規)	添5-211	その他の説明事項		
	新規設備技術基準 (略称: 新規設備技術基準) (日本電機規格) 新規設備技術基準 (略称: 新規設備技術基準) (日本電機規格) 新規設備技術基準 (略称: 新規設備技術基準) (日本電機規格) 新規設備技術基準 (略称: 新規設備技術基準) (日本電機規格)				
	新規工事検査仕様書 (日本建築学会) (添5-211)				

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可No.	申請内容	記載箇所		記載区分	基本設計方針での記載	備考
		本文	添付書類			
第十六条 (核燃料物質の貯蔵施設) 貯蔵	<p>(6) 貯蔵施設 各工場におけるウランの形態に応じた核燃料物質を貯蔵するためには必要な容積を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける。また、貯蔵施設はウランの形態に応じて、離反防止、遮断及び閉じ込めの機能を有する設計とする。なお、木加工施設においては、削減燃除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を貯蔵する設計とする。</p> <p>(7) 貯蔵施設がする考慮 工場構造のウラン処理量に対し適切な貯蔵容量を確保し、燃焼防止のための冷却が可能となる核燃料物質を貯蔵する。また、二酸化ウラン粉末に於けるウランの形態が、離反防止、遮断及び閉じ込めの機能を有する設計とする。なお、削減燃除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を貯蔵する必要はない。(添5-16)</p> <p>16-1 16-1 16-1</p>	P22 P22 P22	添5-16 添5-16 添5-16		9.4 貯蔵施設 各工場におけるウランの形態に応じて、離反防止、遮断及び閉じ込めの機能を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける。 また、貯蔵施設はウランの形態に応じて、離反防止、遮断及び閉じ込めの機能を有する設計とする。 削減燃除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を貯蔵する場合、冷却機能を有する設計の設置はなし。 燃焼、燃料集合体等の貯蔵、冷却機能を有する設計とする。 燃焼、冷却機能を有する設計とする。 <p>基本的考え方 (一部保安規定による管里)</p>	

表1 表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可No.	記載内容	記載箇所		記載区分	基本設計方針での記載	備考
		本文	添付書類			
第十七条 (廃棄物受容・貯運)	(7) 廃棄物受容・貯運				9.7 廃棄物受容	
17-1	(a) 加工施設において、通常時ににおいて周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の外の空気中における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性物質を処理する能力を有する施設及び施設の処理に付けては、液体分離装置及び漏れによる除去設備、被体燃焼装置の処理に付けては、漏れによる除去設備及び漏れによる除去設備を設ける。具体的には、高性能エアフィルタの使用による除去設備を設け、ALARAの考え方のもと、「差別化技術を合理的に適用する指針」において定める方法を参考して、公衆の健康を保護するための必要な方法を設ける。 五 加工施設における放射性物質の管理の方法 五-1 放射性廃棄物を保管・廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管施設を設ける。(P22)	P22, 148	-	基本的考え方 (一部保全規定期間)		
17-2	(a) 化学処理施設 ① 处理する燃料物質の種類及び最大処理能力 ② 最大処理能力 24 ton-U/年 (注1) (注1) 重水タンク及び再生沸騰ウランの處理として、1 ton-U/年を含む。(P23)	P68, 77, 88, 9 3	-	保安規定による告 知		
17-3	(a) 成形施設 ① 处理する燃料物質の種類及び最大処理能力 最大処理能力 620 ton-U/年 (P27) (b) 接触施設 ③ 处理する燃料物質の種類及び最大処理能力 最大処理能力 650 ton-U/年 (P28) (c) 組立施設 ③ 处理する燃料物質の種類及び最大処理能力 最大処理能力 750 ton-U/年 (P29)	P117, 118, 17 5	-	施設設計 15, 18 (今回の申請が象外)		
17-4	(a) 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 ① 構造 本設備は、給気用送風機、排気ダクト、非活性エアフィルタ、排气用送風機、逆流防止ダンパー及び差圧検出器で構成される。給気用送風機は、給気ダクトを通して建屋外の空気を第1清掃室へ送る。(P117) なお、櫛状排気処理系図を図10に示す。 (P117) ② 廃棄物の処理能力 1) 廃棄物の廃棄設備 施設 排気筒 組合せ風量 (m <sup>3</sup> /時) 第1加工棟 A 3.6 × 10 <sup>4</sup> B 1.9 × 10 <sup>6</sup> 第2加工棟 C 2.3 × 10 <sup>5</sup> 2) フィルタの捕集効率 高性能エアフィルタ： 99.97 %以上 3) 排気口の位置 排気筒A： 第1-1フィルタ部屋上 排気筒B： 第1-1フィルタ部屋上 排気筒C： 第2フィルタ部屋上 △ 環境安全監視 (1) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 1) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 放射性廃棄物の廃棄設備の構成を次表(添5-15表)に示し、系統を添5ロの図8～添5ロの図10(添5-12～14回)に示す。また、放棄口の位置を添5ロの図1(添5-1ロ)に示す。(添5-15) 2) フード、蓋等からの排気は、排気用送風機により、各室の一次フィルタ系(高性能エアフィルタ1段に加え、プレフィルタ1段で構成する)を経て、非活性エアフィルタによって、トバックスにより、二段フィルタ系(高性能エアフィルタ1段)で構成する。 第1清掃区域の排気筒は、主に漏れによるウラン濃度を監視して、排気筒から放り出される。(P117) 各排気筒からの排気を、処理する第2次フィルタ系及び排気筒用送風機は、排気筒間に第1-1フィルタ室、第1-2フィルタ室、第2フィルタ室に設置する。(P117) 第1清掃区域に設置している設備、機器からの排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタ1段で構成する二次フィルタ系で処理することにより、周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成可能な限り低くする。(添5-15)	P117, 118 15 添5-15	施設設計 15 (今回の申請が象外)			

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

添付表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可No.	記載内容	本文	記載箇所	記載区分	基本設計方針での記載	備考
<b>第二十条 (非常用電源設備) 開運</b>						
20-1	(1) 非常用電源設備 外部燃焼式の機械能喪失に対して、以下に示す状態の安全機能を確保するために十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備として、非常用ガス火災警報機及び非常用電源設備を設置する。 ① 非常用電源設備 ② 防火管理区分Ⅲの施設に必要な非常用火災報知設備 ③ 給排水設備、非常用照明及び非常用給水設備、非常用排気設備、非常用空調設備、非常用照明及び非常用給水設備、その他（燃結炉用冷却水ポンプ及び排水処理系サンプ用ポンプ等） (P23)					
20-2	(1) (i) の表1 不法侵入等火災警報装置の構造及び設備 機器種類 主要な機器の種類 個数 非常用電源設備 防火管理区分Ⅲの施設に必要な非常用火災報知設備 屋外 無停電電源装置 1 ガス火災報知設備 2 (P23) 添付表1 (i) の表1 不法侵入等火災警報装置 機器種類 機器・設備 ガス火災報知装置 仕様要項 非常用電源設備 非常用電源設備 容量25kVA 1台、連続運転可能時間 約72時間 運送使用時間 約30分以上 (添5-174) 9.9 非常用電源設備 非常用電源設備は、通常時及び設計基準条件においてさらされると考えられる環境条件下において、安全機能を維持するため必要な容量を有する設計とし、モニタリングがスト等の設備に接続する設計とする。	P23, 125 P23, 174, 207	施設設計		(今回の申請対象外)	
20-3	(1) (i) の表1 非常用電源設備 機器種類 仕様 ガス火災報知装置 (1号機) 1台 容量22kVA、直流蓄電池装置(始動用蓄電池段階)、燃料タンク * ガス火災報知装置 (2号機) 1式 容量37kVA、直流蓄電池装置(始動用蓄電池段階)、燃料タンク * 無停電電源装置 2式 光電器台、アルカリ蓄電池(66個)(450Ah) 無停電電源装置 2号機と共用 (添5-207) 9.9 非常用電源設備 非常用電源設備は、通常時及び設計基準条件においてさらされると考えられる環境条件下において、安全機能を維持するため必要な容量を有する設計とし、モニタリングがスト等の設備に接続する設計とする。	-				
20-4	(1) (i) の表1 非常用電源設備 機器種類 仕様 非常用電源設備 (1号機) 1台 容量22kVA、直流蓄電池装置(始動用蓄電池段階)、燃料タンク * 非常用電源設備 (2号機) 1台 容量37kVA、直流蓄電池装置(始動用蓄電池段階)、燃料タンク * 非常用電源設備 2台用 (添5-207) 9.9 非常用電源設備 非常用電源設備は、通常時及び設計基準条件においてさらされると考えられる環境条件下において、安全機能を維持するため必要な容量を有する設計とし、モニタリングがスト等の設備に接続する設計とする。	P23 添5- 207, 208	施設設計		(今回の申請対象外)	
20-5	(1) (i) の表1 非常用電源設備 機器種類 仕様 非常用電源設備 (1号機) 1台 容量22kVA、直流蓄電池装置(始動用蓄電池段階)、燃料タンク * 非常用電源設備 (2号機) 1台 容量37kVA、直流蓄電池装置(始動用蓄電池段階)、燃料タンク * 非常用電源設備 2台用 (添5-207) 9.9 非常用電源設備 非常用電源設備は、通常時及び設計基準条件においてさらされると考えられる環境条件下において、安全機能を維持するため必要な容量を有する設計とし、モニタリングがスト等の設備に接続する設計とする。	P23 添5- 207, 209	施設設計		(今回の申請対象外)	
20-6	(1) (i) の表1 非常用電源設備 機器種類 仕様 非常用電源設備 (1号機) 1台 容量22kVA、直流蓄電池装置(始動用蓄電池段階)、燃料タンク * 非常用電源設備 (2号機) 1台 容量37kVA、直流蓄電池装置(始動用蓄電池段階)、燃料タンク * 非常用電源設備 2台用 (添5-207) 9.9 非常用電源設備 非常用電源設備は、通常時及び設計基準条件においてさらされると考えられる環境条件下において、安全機能を維持するため必要な容量を有する設計とし、モニタリングがスト等の設備に接続する設計とする。	-	保安規定による管 理			

添1表1 事業変更許可申請書と基本設計方針との対応

許可No.	申請内容	記載箇所		基本設計方針での記載	備考
		本文	添付書類		
23-1	その他事業許可を申請する方針概要 (1) 第1加工棟の化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設を第2加工棟に集約する。 ・化学処理施設 (変更後) -へ加工設備本体の構造及び設備 (i) 成形 (ii) 化学処理 (iii) 機器の種類及び個数 (P67) -へ加工設備本体の構造及び設備 (ii) 成形 (iii) 化学処理及び機器の種類及び個数 (P73～76) -へ加工設備本体の構造及び設備 (iii) 被覆 (i) 被覆施設 (ii) 主要な設備及び機器の種類及び個数 (P87) -へ加工設備本体の構造及び設備 (ii) 被覆 (i) 被覆施設 (iii) 主要な設備及び機器の種類及び個数 (P92)	P67, P73～76, P87, P92	-	施設設計	(個別設備の設置に関する事項にあたるため、記載不要)
23-2	(2) 第2加工棟の化学処理施設 (i) 主要な設備及び機器の種類及び個数 (P67) -へ加工設備本体の構造及び設備 (i) 化学処理施設 (ii) 主要な設備及び機器の種類及び個数 (P67)	P67	-	施設設計	(個別設備の設置に関する事項にあたるため、記載不要)
23-3	(3) 上記(1)及び(2)に伴い、全施設の改修及び改版を行い、合わせて今後不要となるその他の設備についても撤去を行う。 ・化学処理施設 (変更後) -へ加工設備本体の構造及び設備 (i) 化学処理施設 (ii) 主要な設備及び機器の種類及び個数 (P67) -へ加工設備本体の構造及び設備 (ii) 成形 (iii) 化学処理及び機器の種類及び個数 (P73～76) -へ加工設備本体の構造及び設備 (iii) 被覆 (i) 被覆施設 (ii) 主要な設備及び機器の種類及び個数 (P87) -へ加工設備本体の構造及び設備 (ii) 被覆 (iii) 化学処理及び機器の種類及び個数 (P92)	P67, P73～76, P87, P92	-	施設設計	(個別設備の設置に関する事項にあたるため、記載不要)
23-4	(4) 上記(3)に伴い、最大処理能力及び最大貯蔵能力を変更する。 ○最大処理能力 (変更後) -へ加工設備本体の構造及び設備 (i) 处理する燃焼物質の種類及び最大処理能力 (P62) -へ加工設備本体の構造及び設備 (ii) 处理する燃然物質の種類及び最大処理能力 (P77) -へ加工設備本体の構造及び設備 (iii) 处理する燃然物質の種類及び最大処理能力 (P88) -へ加工設備本体の構造及び設備 (i) 处理する燃焼物質の種類及び最大処理能力 (P93)	P62, P77, P88, P93, P105, P106	-	保安規定による管 理	(今回の申請対象外)
23-5	(5) 上記(3)に伴い、第1加工棟の気体防寒施設の部屋系統及び凍結能力を変更する。 (i) 気体燃料の商業取扱 (1)構造、(2)液体燃料の凍結能力 (P117, 118)	P117, 118	-	施設設計	(今回の申請対象外)
23-6	(6) 上記(3)に伴い、発生する放射性廃棄物に対するため、第1加工棟の原油保管槽を新設し、保管能力を変更する。 (i) 原油燃焼物の商業取扱 (1)構造、(2)液体燃料の凍結能力 (P119, 120)	P119, 120	-	施設設計	許可No. 17-7の記載に同じ
23-7	(7) 上記(3)に伴い、発生する放射性廃棄物に対する燃焼物質の種類及び最大貯蔵能力 (P105, 106) (i) 国体燃焼物の商業取扱 (1)構造、(2)液体燃料の凍結能力 (P111, 118)	P121～123	-	施設設計	(今回の申請対象外)
23-8	(5) 上記(4)に会せて、第1加工棟の供給施設の構造及び容量 (i) その他の加工設備の供給施設の構造及び容量 (ii) 機械装置の供給施設の構造及び容量 (iii) その他の加工設備の供給施設の構造及び容量 -へ加工設備本体の構造及び設備 (1)構造、(2)液体燃料の凍結能力 (P112以下～125) [P27]	P127	-	保安規定による管 理	許可No. 19-3の記載に同じ
23-9	(6) 監視装置の一つであるモニタリングボストは、非常用電源設備に接続すること、外部電源喪失時から電源復旧までの期間を担保できる設計とし、伝送系は有線及び無線の伝送機能を有する設計とする。 (P23) 2. 施設周辺における警報や防護装置 また、モニタリングボストの伝送系は、多様性を有する設計とし、多様性についてでは、必要に応じて可搬式測定器やサンプリング等によることで代替装置を適用する。(添付-6)	P23	※5-16, 206 (一部保安規定による管 理)		
23-10	(4) モニタリングボストの伝送系は、多様性を有する設計とし、有線及び無線によりデータを送受信する設計とする。 (添付-206) その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (i) 防火本部 防災本部第2加工棟に設置し、設計基準事故が発生した場合において、所内の人への操作、作業又は迅速な指示を行うとともに、 -へ加工設備本体の面外通路をする必要のある場所と通信連絡するための活動地点として構造す。また、直火事故に至るおそれがある車両や、第2 加工棟の面外通路が発生した場合を考慮し、車両の活動地点を第2加工棟から離れた場所に設置する。(P127)	P127	-	施設設計 (一部保安規定による管 理)	

添付表1 第規制基準への適合性確認のための認証申請を計画している施設の一覧  
(本計画については、今後の実施時に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>a)</sup>	設工認における施設名			工具数	施設管理番号 <sup>a2)</sup>	変更区分 <sup>a3)</sup>	設工認申請状況					
			本体	附属設備・その他構成機器	本体				第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	
(建物)	-	第1加工棟		第1加工棟(第1期、第2期A、第2期B) A搬送路 B搬送路 C搬送路		1式 1式 1式 1式 1式 1式	100 110 120 130 200 300	改造 改造 改造 改造 改造 改造	O O O O O O					
(建物)	-	第2加工棟		第2加工棟(本体) 第2加工棟(第一期、第二期) 第2片壓機 口搬送路		1式 1式 1式 1式 1式	300 400 500 510 600	改造 改造 改造 改造 改造	O O O O O					
(建物)	-	動力棟		動力棟 電力接続		1式	700	新設	O					
(建物)	-	第2片壓機		第2片壓機		1式	2001	新設	O					
(建物)	-	口搬送路		口搬送路		1式	2002	新設	O					
(建物)	-	磨耗物貯蔵棟第2棟		磨耗物貯蔵棟第2棟		1式	2003(1)~2003(2)	新設	O					
(建物)	-	磨耗物貯蔵棟第3棟		磨耗物貯蔵棟第3棟 <sup>a4)</sup>		1式	2004	新設	O					
成型施設	第2加工棟 第2~3階醸化 WLAN取扱室	受入装置 添加装置 混合装置 粉末投下装置	受入装置 添加装置 混合装置 粉末投下装置	粉末投下装置(圧縮・造粒装置用) 粉末投下装置(平板型混合装置用)		1式	2005	新設	改造	O				
		汎用フード		汎用フード		3	2006(1)~2006(3)	新設	改造	O				
		粉未輸送容器取扱用ガイド 搬送コンベヤ	粉未輸送容器取扱用ガイド 搬送コンベヤ	粉未輸送容器取扱用ガイド 搬送コンベヤ		2	2007(1)~2007(2)	新設	改造	O				
		リフタ	リフタ(L-1) リフタ(L-2) リフタ(L-3)	リフタ(L-1) リフタ(L-2) リフタ(L-3)	コンベヤ*同室に1台 化ован取扱室に1台 コンベヤ*同室に2台 化ован取扱室に2台 コンベヤ*同室に2台 化ован取扱室に1台	1*	2011 1式 1式 1式	2011A1 2011A1 2011A3 2011A4	新設	改造	O			
		粉未缶用台車		粉未缶用台車		2	2012(1)~2012(2)	新設	改造	O				
		リフタ		リフタ(L-1) リフタ(L-2) リフタ(L-3)	コンベヤ*同室に1台 化ован取扱室に1台 コンベヤ*同室に2台 化ован取扱室に2台 コンベヤ*同室に2台 化ован取扱室に1台	1	2021 1式 1式 1式	2021A1(1), 2021A1(2)	新設	改造	O			
		受入装置 混合装置 粉未投下装置 圧縮・造粒装置	受入装置 混合装置 粉未投下装置 圧縮・造粒装置	受入装置 混合装置 粉未投下装置 圧縮・造粒装置		1*	2022 1式 1式	2022A1(1)~2022A1(4)	新設	改造	O			
		汎用フード 搬送コンベヤ用フード		汎用フード 搬送コンベヤ用フード		1	2023	新設	改造	O				
		第2加工棟 第2~3階醸化 WLAN取扱室A	受入装置 混合装置 粉未投下装置 圧縮・造粒装置	受入装置 混合装置 粉未投下装置 圧縮・造粒装置		1	2023A1(1)~2023A1(4)	新設	改造	O				
		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		1	2101 1式 1式	2102(1), 2102(2)	新設	新設	O			
		第2加工棟 第2~2階醸化 WLAN取扱室	受入装置 混合装置 可搬型混合装置 混合装置	受入装置 混合装置 可搬型混合装置 混合装置		1	2103 1式 1式	2103	新設	新設	O			
		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		1	2104 1式 1式	2104(1)~2105(2)	新設	新設	O			
		第2加工棟 第2~2階醸化 WLAN取扱室	圧縮・造粒装置 可搬型混合装置 混合装置	圧縮・造粒装置 可搬型混合装置 混合装置		1	2106 1式 1式	2106(1)~2107	新設	新設	O			
		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		11(1件)	1006(1)~1006(11)	新設3台	新設	新設	O			
		第2加工棟 第2~2階醸化 WLAN取扱室	圧縮・造粒装置 可搬型混合装置 混合装置	圧縮・造粒装置 可搬型混合装置 混合装置		1	2201 1式	2202	新設	新設	O			
		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		1	2203 1式	2203(1)~2205(3)	新設	新設	O			
		第2加工棟 第2~2階醸化 WLAN取扱室	可搬型混合装置 混合装置	可搬型混合装置 混合装置		1	2204 1式	2204(1)	新設	新設	O			
		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		汎用フード 搬送コンベヤ 粉未缶用台車		1	2205 1式	2205(1)~2207(3)	新設	新設	O			
		第2加工棟 第2成型室	ヘッドプレス 試験用ヘッドプレス ヘッド取出し装置 汎用フード	ヘッドプレス 試験用ヘッドプレス ヘッド取出し装置 汎用フード		3	2301(1)~2301(3)	新設3台	新設	新設	O			
		粉未缶用台車	粉未缶用台車	粉未缶用台車		3	2302 1式	2303(1)~2303(3)	新設	新設	O			
		第2加工棟 第2成型室				2	2304(1)~2304(2)	新設2台	新設	新設	O			
		粉未缶用台車	粉未缶用台車	粉未缶用台車		11(1件)	1006(1)~1006(11)	新設5台	新設	新設	O			

添1別表1 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧  
(本計画については、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	計画における施設名 <sup>a)</sup>			設工認における施設名			員数	施設管理番号 <sup>a)</sup>	変更区分 <sup>a)</sup>	第1次	第2次	第3次	第4次	設工認申請状況	第6次(予定)	第7次(予定)	
		本体	附属設備	その他機械或機器	本体	附属設備	その他の機械或機器											
成型施設	第2加工棟 第2炉室	焼結炉	蓄素ガス切り替え機構 蓄素ガス燃焼機構 水素ガス燃焼機構	焼結炉	蓄素ガス切り替え機構 水素ガス燃焼機構	3	2401(1)-2401(3)	改造									○	
		過熱蒸気炉	過熱蒸気炉	3	2401(1)A1-2401(3)A1	改造											○	
		過熱蒸気炉	過熱蒸気炉	6	2401(1)A2(1), 2401(1)A2(2), 2401(2)A2(1), 2401(2)A2(2), 2401(3)A2(1), 2401(3)A2(2), (変更なし)												○	
		過熱蒸気炉	過熱蒸気炉	3	2401(1)A3-2401(3)A3	(変更なし)											○	
		過熱蒸気炉	過熱蒸気炉	3	2401(1)A4-2401(3)A4	(変更なし)										○		
		過熱蒸気炉	過熱蒸気炉	1式	2401A5	(変更なし)										○		
		可燃性ガス燃焼機	可燃性ガス燃焼機	6	2401(1)A6(1), 2401(1)A6(2), 2401(2)A6(1), 2401(2)A6(2), 2401(3)A6(1), 2401(3)A6(2), (変更なし)											○		
		圧力過し燃焼	圧力過し燃焼	6	2401(1)A6(1), 2401(1)A6(2), 2401(2)A6(1), 2401(2)A6(2), 2401(3)A6(1), 2401(3)A6(2), (変更なし)											○		
		屋外冷却塔タンク <sup>b)</sup>	屋外冷却塔タンク <sup>b)</sup>	1	2401A7	(変更なし)										○		
		ペレット密度計	ペレット密度計	1	2402	(変更なし)										○		
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1式	2403	改修										○		
		ボート移動装置	ボート移動装置	1式	2403A1	(変更なし)										○		
		研削装置	研削装置	1式	2501(1)-2501(3)	(変更なし)										○		
		ペレット払い出し装置	ペレット払い出し装置	3	2502(1)-2502(3)	(変更なし)										○		
		研削屑集塵装置	研削屑集塵装置	3	2503(1)-2503(3)	(変更なし)										○		
		ペレット払い出し装置	ペレット払い出し装置	1	2504	(変更なし)										○		
		研削屑集塵装置	研削屑集塵装置	3	2505(1)-2505(3)	(変更なし)										○		
		非気集塵装置	非気集塵装置	1	2506	(変更なし)										○		
		丸用フード	丸用フード	3	2510(1)-2510(3)	(変更なし)										○		
		ペレット検査装置	ペレット検査装置	2	2511(1), 2511(2)	(変更なし)										○		
		ペレット検査台	ペレット検査台	3	2512(1)-2512(3)	(変更なし)										○		
		ペレットトイ用カート	ペレットトイ用カート	2	2513(1), 2513(2)	(変更なし)										○		
		粉末缶用台車	粉末缶用台車	11(専用) (要部6台、新設3台)	1006(1)-1006(11)	(変更なし)										○		
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1式	2514	(変更なし)										○		
		チエーンリフト	チエーンリフト	2	2515(1)-2515(2)	(変更なし)										○		
		ペレット装填装置	ペレット装填装置	2	3001(1), 3001(2)	(変更なし)										○		
		コンベヤ	コンベヤ	2	3001(1)A1, 3001(2)A1	(変更なし)										○		
		トレーがラックス搬出入装置	トレーがラックス搬出入装置	2	3001(1)A2, 3001(2)A2	(変更なし)										○		
		ペレットアンロード装置	ペレットアンロード装置	1	3002	(変更なし)										○		
		第2炉全溶接機	第2炉全溶接機	2	3003(1)A1, 3003(2)A1	(変更なし)										○		
		燃料切断機	燃料切断機	1	3004	(変更なし)										○		
		搬送コンベヤII	搬送コンベヤII	1式	3005	(変更なし)										○		
		チエーンリフトII	チエーンリフトII	2	3006(1), 3006(2)	(変更なし)										○		
		燃料搬運装置	燃料搬運装置	1	4001(1)-4001(4)	(変更なし)										○		
		燃科機器組合せ装置	燃科機器組合せ装置	4	4002(1), 4002(2)	(変更なし)										○		
		燃科機器組合せ装置	燃科機器組合せ装置	2	4007(1), 4007(2)	(変更なし)										○		
		燃科機器組合せ装置	燃科機器組合せ装置	1式	4007A1	(変更なし)										○		
		燃科機器組合せ装置	燃科機器組合せ装置	2	4004(1), 4004(2)	(変更なし)										○		
		移動式コンベヤ	移動式コンベヤ	1	4004A1	(変更なし)										○		
		足盤	足盤	1	4004A2	(変更なし)										○		
		又線検査装置	又線検査装置	1	4005	(変更なし)										○		
		燃科機器組合せ装置	燃科機器組合せ装置	1	4006	(変更なし)										○		
		集合体組立装置	集合体組立装置	2	4007(1), 4007(2)	(変更なし)										○		
		燃科機器組合せ装置	燃科機器組合せ装置	1式	4007A1	(変更なし)										○		
		ヘリコムリーク検査装置	ヘリコムリーク検査装置	1	4008	(変更なし)										○		
		燃科機器組合せ装置	燃科機器組合せ装置	3	4009(1)-4009(3)	(変更なし)										○		
		荷造り組合せ装置	荷造り組合せ装置	1	4010	(変更なし)										○		
		移動燃	移動燃	1	4010A1	(変更なし)										○		
		クレーン	クレーン	1	4010A2	(変更なし)										○		
		コンベヤ	コンベヤ	1式	4010A3	(変更なし)										○		
		燃科機器運搬車	燃科機器運搬車	2	4011(1), 4011(2)	(変更なし)										○		
		クレーン	クレーン	1式	4012	(変更なし)										○		
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1式	4013	(変更なし)										○		

添1別表1 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧  
(本計画については、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

**添1別表1 新規制基準への適合性確認のための設工認申請書を計画している施設の一覧**  
**(本計画については、以後の検討に応じて変更される可能性がある)**

添付別表1 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧

**添1別表1 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧**  
**(本計画につきましては、会後の検討によって変更される可能性がある)**

添1別表1 新規制基準への適合性施設のための設工認申請を計画している施設の一覧

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>a)</sup>	設工認における施設名			員数	施設管理番号 <sup>b)</sup>	変更区分 <sup>c)</sup>	設工認申請状況					
			本体	附属設備・その他機器	本体				第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	
(予定)												第6次	第7次	
放射性廃棄物の 焼却施設(液体)	第2加工棟 第2廃棄物処理室	サンプル ホーリドアブタンク (水モニタ含む)	サブタンク 遠心分離機	サブタンク 水モニタ <sup>d)</sup>	サブタンク	2	6611(1), 6611(2) 6612(1)~6612(3)	(変更なし)						
		分離水タンク	分離水タンク	水モニタ <sup>d)</sup>	サブタンク	4	6613(1)~6613(4) 6613A1(1), 6613A1(2)	(変更なし)						
		油水分離槽	油水分離槽	サブタンク	サブタンク	2	6613A2(1), 6613A2(2)	(変更なし)						
		スラッシュダック	スラッシュダック	サブタンク	サブタンク	2	6614(1), 6614(2)	(変更なし)						
		真空ブリコートフリータ	真空ブリコートフリータ	真空コートフィルタ	サブタンク	4	6615(1)~6615(4)	(変更なし)						
		ろ液受けタンク	ろ液受けタンク	ろ液受けタンク	サブタンク	2	6616(1), 6616(2)	(変更なし)						
		スラッシュ貯留機	スラッシュ貯留機	ろ液受けタンク	サブタンク	2	6617(1)A1, 6617(2)	(変更なし)						
		廃棄物用コード	廃棄物用コード	廃棄物用コード	サブタンク	2	6618(1), 6618(2)	(変更なし)						
		排液貯槽	排液貯槽	排液貯槽	サブタンク	4	6620(1)~6620(4)	(変更なし) 改修 <sup>e)</sup>	○ <sup>f)</sup>					
		廃油処理装置	廃油処理装置	廃油処理装置	サブタンク	1	6621	(変更なし)						
		廃油保管場	廃油保管場	廃油保管場	サブタンク	1	6622	(変更なし)						
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射性廃棄物の 焼却施設(固体)	第2サンプル収容室	フイルタ映像装置	フイルタ映像装置	フイルタ映像装置	フイルタ映像装置	1	6601	(変更なし)						○
	第1加工棟	第1廃棄物貯蔵室	第1-1廃棄物貯蔵場	第1-1廃棄物貯蔵場	第1-1廃棄物貯蔵場	1	6811	(変更なし)						○
		第1-2廃棄物貯蔵場	第1-2廃棄物貯蔵場	第1-2廃棄物貯蔵場	第1-2廃棄物貯蔵場	1	6812	(変更なし)						○
		第1-3廃棄物貯蔵場	第1-3廃棄物貯蔵場	第1-3廃棄物貯蔵場	第1-3廃棄物貯蔵場	1	6813	(変更なし)						○
		第1-4廃棄物貯蔵場	第1-4廃棄物貯蔵場	第1-4廃棄物貯蔵場	第1-4廃棄物貯蔵場	1	6814	(変更なし)						○
		第1-5廃棄物貯蔵場	第1-5廃棄物貯蔵場	第1-5廃棄物貯蔵場	第1-5廃棄物貯蔵場	1	6815	(変更なし)						○
		第1-6廃棄物貯蔵場	第1-6廃棄物貯蔵場	第1-6廃棄物貯蔵場	第1-6廃棄物貯蔵場	1	6816	(変更なし)						○
		第1-7廃棄物貯蔵場	第1-7廃棄物貯蔵場	第1-7廃棄物貯蔵場	第1-7廃棄物貯蔵場	1	6817	(変更なし)						○
		第1-8廃棄物貯蔵場	第1-8廃棄物貯蔵場	第1-8廃棄物貯蔵場	第1-8廃棄物貯蔵場	1	6818	(変更なし)						○
		第1-9廃棄物貯蔵場	第1-9廃棄物貯蔵場	第1-9廃棄物貯蔵場	第1-9廃棄物貯蔵場	1	6819	(変更なし)						○
		第1-10廃棄物貯蔵場	第1-10廃棄物貯蔵場	第1-10廃棄物貯蔵場	第1-10廃棄物貯蔵場	1	6820	(変更なし)						○
		第1-11廃棄物貯蔵場	第1-11廃棄物貯蔵場	第1-11廃棄物貯蔵場	第1-11廃棄物貯蔵場	1	6821	(変更なし)						○
		第1-12廃棄物貯蔵場	第1-12廃棄物貯蔵場	第1-12廃棄物貯蔵場	第1-12廃棄物貯蔵場	1	6822	(変更なし)						○
		第1-13廃棄物貯蔵場	第1-13廃棄物貯蔵場	第1-13廃棄物貯蔵場	第1-13廃棄物貯蔵場	1	6823	(新設)						○
		第1-14廃棄物貯蔵場	第1-14廃棄物貯蔵場	第1-14廃棄物貯蔵場	第1-14廃棄物貯蔵場	1	6824	(新設)						○
		第1-15廃棄物貯蔵場	第1-15廃棄物貯蔵場	第1-15廃棄物貯蔵場	第1-15廃棄物貯蔵場	1	6831	改造						○
		クレーン	クレーン	クレーン	クレーン	1	6832	改造						○
		第1加工棟	第1-2廃棄物貯蔵場	第1-2-1廃棄物貯蔵場	第1-2-1廃棄物貯蔵場	1	6841	(変更なし)						○
			第1-2-2廃棄物貯蔵場	第1-2-2廃棄物貯蔵場	第1-2-2廃棄物貯蔵場	1	6842	(変更なし)						○
			第1-2-3廃棄物貯蔵場	第1-2-3廃棄物貯蔵場	第1-2-3廃棄物貯蔵場	1	6843	(変更なし)						○
		廃棄物貯蔵棟第3棟	第3(1)階廃棄物貯蔵場	第3(1)階廃棄物貯蔵場	第3(1)階廃棄物貯蔵場	1	6844	(新設)						○
			第3(2)階廃棄物貯蔵場	第3(2)階廃棄物貯蔵場	第3(2)階廃棄物貯蔵場	1	6845	(新設)						○
			第3(3)階廃棄物貯蔵場	第3(3)階廃棄物貯蔵場	第3(3)階廃棄物貯蔵場	1	6846	(新設)						○
	第1加工棟	前第1ガドリニア成型室	前第1ガドリニア成型室	前第1ガドリニア成型室	前第1ガドリニア成型室	1	6851	(新設)						○
		前第1ガドリニア作業室	前第1ガドリニア作業室	前第1ガドリニア作業室	前第1ガドリニア作業室	1	6852	(新設)						○
		前第1ガドリニア装填室	前第1ガドリニア装填室	前第1ガドリニア装填室	前第1ガドリニア装填室	1	6853	(新設)						○
		前第1ベレット貯蔵室	前第1ベレット貯蔵室	前第1ベレット貯蔵室	前第1ベレット貯蔵室	1	6854	(新設)						○
		前第1ガドリニア粉末貯蔵室	前第1ガドリニア粉末貯蔵室	前第1ガドリニア粉末貯蔵室	前第1ガドリニア粉末貯蔵室	1	6855	(新設)						○
		ハンドブロスマニタ	ハンドブロスマニタ	ハンドブロスマニタ	ハンドブロスマニタ	1式	7001	(変更なし)						○
	第1加工棟	ハンドブロスマニタ	ハンドブロスマニタ	ハンドブロスマニタ	ハンドブロスマニタ	1式	7002	(変更なし)						○
		安全監視盤	安全監視盤	安全監視盤	安全監視盤	1式	7003	改造						○
		安全監視盤	安全監視盤	安全監視盤	安全監視盤	1式	7004	既設 <sup>c)</sup>						○ <sup>f)</sup>
	第2安全管理室	安全監視盤(系5-206)	安全監視盤	安全監視盤	安全監視盤	1式	7005	改造						○
	第2加工棟 防災本部	ガスマモニタ	ガスマモニタ	ガスマモニタ	ガスマモニタ	1式	7006	改造						○
	第2加工棟内	エアモニタ	エアモニタ	エアモニタ	エアモニタ	1式	7007	改造						○
	第1加工棟	ダストサンプラー	ダストサンプラー	ダストサンプラー	ダストサンプラー	1	7010	(変更なし)						○
	第2加工棟	ダストサンプラー	ダストサンプラー	ダストサンプラー	ダストサンプラー	1	7011	(変更なし)						○
	第1-2廃棄物室	ダストモニタ	ダストモニタ	ダストモニタ	ダストモニタ	1	7013	(変更なし)						○
	第1加工棟	ダストサンプラー	ダストサンプラー	ダストサンプラー	ダストサンプラー	1	7014	(変更なし)						○
	第22廃棄物室	ダストモニタ	ダストモニタ	ダストモニタ	ダストモニタ	1式	7015	(変更なし)						○

添付表1、新規制基準への適合性確認のための設工認証申請を計画している施設の一覧  
(本計画に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	皆瓦における施設名 <sup>a)</sup>			設工認における施設名			員数	施設管理番号 <sup>a)</sup>	変更区分 <sup>a)</sup>	第1次(予定)	第2次(予定)	第3次(予定)	第4次(予定)	第5次(予定)	第6次(予定)	第7次(予定)	
		本体	附属設備・その他構成機器	本体	附属設備	その他の構成機器												
放射線管理施設	屋外	モニタリングボスト	モニタリングボスト(本体)	2	7016(1), 7016(2)	既設 <sup>a)</sup>												
その他の加工施設 (非常用電源設備)	屋外	無停電電源装置	無停電電源装置	1	8001	改造 <sup>a)</sup>												
無停電電源装置		無停電電源装置(燃素タンク含む)	ガスター・ビン・容器・燃素タンク(含む)	2	8003(1), 8003(2)	改造 <sup>a)</sup>												
ガスホルダーセンターピン(燃素タンク含む)		ガスホルダーセンターピン(燃素タンク含む)	ガスホルダーセンターピン(燃素タンク含む)	1式	8101	変更なし <sup>a)</sup>												
自動火災報知設備の警報設備		自動火災報知設備	自動火災報知設備	1式	8102	変更なし <sup>a)</sup>												
放送設備		放送設備	放送設備	1式	8103	変更なし <sup>a)</sup>												
通信機器		通信機器	通信機器	1式	8104	変更なし <sup>a)</sup>												
自動火災報知設備		自動火災報知設備	自動火災報知設備	1式	8105	変更なし <sup>a)</sup>												
放送設備		放送設備	放送設備	1式	8106	変更なし <sup>a)</sup>												
通信機器		通信機器	通信機器	1式	8107	変更なし <sup>a)</sup>												
自動火災報知設備の警報設備		自動火災報知設備の警報設備	自動火災報知設備の警報設備	1式	8108	変更なし <sup>a)</sup>												
放送設備		放送設備	放送設備	1式	8109	変更なし <sup>a)</sup>												
通信機器		通信機器	通信機器	1式	8110	変更なし <sup>a)</sup>												
自動火災報知設備の警報設備		自動火災報知設備の警報設備	自動火災報知設備の警報設備	1式	8111	変更なし <sup>a)</sup>												
放送設備		放送設備	放送設備	1式	8112	変更なし <sup>a)</sup>												
通信機器		通信機器	通信機器	1式	8113	変更なし <sup>a)</sup>												
自動火災報知設備の警報設備		自動火災報知設備の警報設備	自動火災報知設備の警報設備	1式	8114	変更なし <sup>a)</sup>												
放送設備		放送設備	放送設備	1式	8115	変更なし <sup>a)</sup>												
通信機器		通信機器	通信機器	1式	8116	新設 <sup>a)</sup>												
自動火災報知設備の警報設備 <sup>a)</sup>		自動火災報知設備の警報設備	自動火災報知設備の警報設備	1式	8117	新設 <sup>a)</sup>												
放送設備		放送設備	放送設備	1式	8118	新設 <sup>a)</sup>												
通信機器		通信機器	通信機器	1式	8119	新設 <sup>a)</sup>												
消防栓箱		消防栓箱	消防栓箱	1式	8120	改修 <sup>a)</sup>												
消火栓		消火栓	消火栓	1式	8201	改修 <sup>a)</sup>												
火災感知設備		火災感知設備	火災感知設備	1式	8202	変更なし <sup>a)</sup>												
消火設備		消火設備	消火設備	1式	8204	変更なし <sup>a)</sup>												
水災感知設備		水災感知設備	水災感知設備	1式	8205	変更なし <sup>a)</sup>												
消火設備		消火設備	消火設備	1式	8206	変更なし <sup>a)</sup>												
第2片棟 (D搬送路含む)		火災感知設備	火災感知設備	1式	8207	変更なし <sup>a)</sup>												
第2片棟 (D搬送路含む)		消火設備	消火設備	1式	8208	変更なし <sup>a)</sup>												
消火設備		火災感知設備	火災感知設備	1式	8209	変更なし <sup>a)</sup>												
火災感知設備		消火設備	消火設備	1式	8210	変更なし <sup>a)</sup>												
火災感知設備		火災感知設備	火災感知設備	1式	8211	新設 <sup>a)</sup>												
遠隔起動自動消火設備		遠隔起動自動消火設備	遠隔起動自動消火設備	1式	8212	新設 <sup>a)</sup>												
分析用フード		分析用フード	分析用フード	1式	8215	新設 <sup>a)</sup>												
分析用フード		分析用フード	分析用フード	6	8301(1)-8301(6)	改造 <sup>a)</sup>												
第1加工棟		分析用フード	分析用フード	4	8301A(1)-8301A(4)	改造 <sup>a)</sup>												
第1加工棟	分析室	分析用フード	分析用フード	4	8302(1)-8302(4)	変更なし <sup>a)</sup>												
その他の加工施設 (重量設備)		院葉物中ツラ・測定装置	院葉物中ツラ・測定装置	2	8302A(1), 8302A(2)	変更なし <sup>a)</sup>												
第1加工棟	第1院葉物処理室	院葉物中ツラ・測定装置	院葉物中ツラ・測定装置	1	8401	変更なし <sup>a)</sup>												
第2加工棟	第2加工棟	監査システム	監査システム	1	8402	変更なし <sup>a)</sup>												
第2加工棟	第2加工棟	照明設備	非常用照明	1式	8403	変更なし <sup>a)</sup>												
第2加工棟 (D搬送路含む)		照明設備	非常用照明	1式	8403A1	変更なし <sup>a)</sup>												
第2加工棟 (D搬送路含む)		照明設備	非常用照明	1式	8501	変更なし <sup>a)</sup>												
第2加工棟		監視システム	監視システム	1式	8502	変更なし <sup>a)</sup>												
第2加工棟		照明設備	非常用照明	1式	8503	変更なし <sup>a)</sup>												
第2加工棟		照明設備	非常用照明	1式	8504	改造 <sup>a)</sup>												
第2加工棟		院葉物中ツラ・測定装置	院葉物中ツラ・測定装置	1式	8506	新設 <sup>a)</sup>												
院葉物中ツラ・測定装置		緊急水素素氷装置	緊急水素素氷装置	2	8507(1), 8507(2)	変更なし <sup>a)</sup>												
緊急設備		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8508	新設 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8509	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8525	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8526	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8527	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8528	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8529	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8530	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8531	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8532	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8533	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8534	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8535	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8536	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8537	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8538	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8539	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8540	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8541	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8542	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8543	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8544	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8545	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8546	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8547	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8548	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8549	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8550	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8551	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8552	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8553	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8554	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8555	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8556	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8557	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8558	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8559	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8560	改造 <sup>a)</sup>												
音響防護ネット		音響防護ネット	音響防護ネット	1式	8561	改造												

添1別表1 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>a1</sup>	設工認申請状況		施工管理番号 <sup>a2</sup>	変更区分 <sup>a3</sup>	施工申請状況
			本体	附属設備・その他機械装置			
その他の加工施設 (緊急設備)	屋外	給水ポンプ自動停止装置	給水ポンプ自動停止装置	附属設備・その他機械装置	1式 8510	新設	新設
第1加工棟	温水栓知器	温水栓知器	温水栓知器	附属設備・その他機械装置	1式 8512	新設	新設
第2加工棟	内部塗防水板	内部塗防水板	内部塗防水板	附属設備・その他機械装置	1式 8513	新設	新設
	高架水槽自動止栓遮断弁	高架水槽自動止栓遮断弁	高架水槽自動止栓遮断弁	附属設備・その他機械装置	1式 8514	(変更なし)	(変更なし)
	温水栓知器	温水栓知器	温水栓知器	附属設備・その他機械装置	1式 8515	新設	新設
第1加工棟(A搬送路) 搬送路 C搬送路(含む)	内部塗防水板	内部塗防水板	内部塗防水板	附属設備・その他機械装置	1式 8516	新設	新設
第2加工棟 (D搬送路含む)	安全避難通路 警報灯(P21)	安全避難通路 警報灯(P21)	安全避難通路 警報灯(P21)	附属設備・その他機械装置	1式 8517	(変更なし)	(変更なし)
陸運物貯蔵棟第2棟 陸運物貯蔵棟第3棟	安全避難通路 警報灯(P21)	安全避難通路 警報灯(P21)	安全避難通路 警報灯(P21)	附属設備・その他機械装置	1式 8518	(変更なし)	(変更なし)
動力棟	振動、排水槽又は床面段差等(P119)	振動、排水槽又は床面段差等(P119)	振動、排水槽又は床面段差等(P119)	附属設備・その他機械装置	1式 8519	(変更なし)	(変更なし)
第1蒸発物処理室 (第1蒸発物処理室)	堰	堰(排水溝、段差含む)	堰(排水溝、段差含む)	附属設備・その他機械装置	1式 8520	(変更なし)	(変更なし)
第2蒸発物処理室 第27 干・回収室第1区域)	水素発生装置(P19)	水素発生装置(P19)	水素発生装置	附属設備・その他機械装置	1式 8521	新設	新設
その他各加工施設 <sup>a4</sup>	直接鋼製缶で考慮した被物(添6-37)に使用した天井厚(添6-9)	直接鋼製缶で考慮した被物(添6-37)に使用した天井厚(添6-9)	直接鋼製缶(1)	附属設備	1式 8522	(変更なし)	(変更なし)
	スカラバタイマー(被物)に使用した天井厚(添6-40)	スカラバタイマー(被物)に使用した天井厚(添6-40)	直接鋼製缶(2)	附属設備	1式 8523	(変更なし)	(変更なし)
第1加工棟	第一-4級才庫附・保管室(126)	第一-4級才庫附・保管室(126)	第一-4級才庫附・保管室(126)	附属設備	1 101	新設	新設
第2加工棟	第1蒸発物輸入室(P26)	第1蒸発物輸入室(P26)	第1蒸発物輸入室	附属設備	1 6856	新設	新設
第3加工棟	第1-2階蒸発物処理室(P26)	第1-2階蒸発物処理室(P26)	第1-2階蒸発物処理室	附属設備	1 6857	新設	新設
第4加工棟	第2-3階化ガラフ取扱室A(F23)	第2-3階化ガラフ取扱室A(F23)	第2-3階化ガラフ取扱室A	附属設備	1 2100	新設	新設
第5加工棟	防火本部(P127)	防火本部(P127)	防火本部	附属設備	1式 203	(変更なし)	(変更なし)
第6加工棟	-	-	排水構造物	附属設備	0	○	○

添付表1 新規制基準への適合性確認のための設工照申請を計画している施設の一覧  
(本計画については、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>a)</sup>	許可における施設名 <sup>a)</sup>		本体	附属設備・その他構成機器	施工路における施設名	員数	施設管理番号 <sup>a)</sup>	変更区分 <sup>a)</sup>	設工路申請状況			
			第1次	第2次							第4次	第5次(予定)	第6次(予定)	第7次(予定)
【撤去する加工施設】														
化学処理施設	第1加工棟 第1ガドリニア成型室 第2加工棟 第2ガドリニア成型室 第2加工作業室回取室第1区域	酸化炉 溶解槽 溶解槽	溶解槽 粒度調整機	1 2	9001A 9002(1), 9002(2)		撤去 撤去							
酸溶解設備			溶解槽用ブード エルベットホースト フィルタ槽 溶解槽用クーラー	1 2 3	9002(1A), 9002(2)A1 9002A2 9002A3(1)-A3(3)		撤去 撤去 撤去							
沈殿槽			溶解槽ポンプ	1	9002A4		撤去							
沈殿形成設備			溶解槽用スクラバ 沈殿槽 沈殿槽	1 2	9002A5 9003A	1式 1	撤去 撤去							
遠心分離機			熱成槽 一次遠心分離機	1 2	9004A 9005(1), 9005(2)	2 2	撤去 撤去							
遠心分離機			熱成槽ポンプ 二次遠心分離機	1 2	9005(1A), 9005(2)A1 9006(1), 9006(2)	1 2	撤去 撤去							
乾燥機			二次遠心分離槽 二次遠心分離ポンプ	1 1	9006A1 9006A2(1), 9006A2(2)	1 1	撤去 撤去							
乾燥機			三次遠心分離槽 三次遠心分離ポンプ	1 1	9006A3 9006A4	1 2	撤去 撤去							
乾燥機(A)			三次遠心分離槽 三次遠心分離ポンプ	1 1	9007A1 9007A2	1 1	撤去 撤去							
乾燥機(B)			三次遠心分離槽 三次遠心分離ポンプ	1 1	9008A1 9008A2	1 1	撤去 撤去							
乾燥設備			乾燥機用スクラバ 乾燥機用スクラバーカーテ	1 1	9010A1 9010A2	1 1	撤去 撤去							
酸化還元炉			ミスト分離機 酸化還元炉	1 1	9010A3 9010A4	1 1	撤去 撤去							
乾燥装置			粉未供給装置 粉末供給装置用フード	1 1	9011A1 9011A2	1 1	撤去 撤去							
被検査液槽			粉末取り出し用フード 被検査液槽	1 1	9011A3 9011A4	2 2	撤去 撤去							
中和槽			被検査液槽 中和槽	1 1	9012A1 9012A2	1 1	撤去 撤去							
貯槽			中和槽ポンプ 貯槽ポンプ	1 1	9013A1 9013A2	1 1	撤去 撤去							
エレベータ			リフタ(L-5) リフタ	1 1	9014A1 9014A2	1 1	撤去 撤去							
湿式回収捕集設備			屋内廃品タンク 湿式回収捕集設備	1 1	9015 9015A1(1), 9015A1(2)	2 2	撤去 撤去							
屋外			屋外廃品タンク	1 1	9016 9017	1式 1式	撤去 撤去							
成型施設	第1加工棟 第1-1階粉末取扱室	搬送設備	物干し機 搬送装置 搬送5kg(1kg)用リフタ ローラーコンベヤ(1)	2 1 1 1	9102(1), 9102(2) - 9103 9104	2 1 1 1	撤去 撤去 撤去 撤去							
第1加工棟	第1ガドリニア粉末取扱室	混合装置	ローラーコンベヤ(1)(ガロン缶用)	1	9105 9106	1 1	撤去 撤去							
		混合装置(1)	混合装置(1)	1	9107 9108	1 1	撤去 撤去							
		粉体包装装置	(第1ガドリニア成型室の圧縮・造粒装置)	-	-									
		粉体包装装置	粉未受下装置 (第1ガドリニア成型室のペレットドライバー)	1 - 1	9109A1 - 9110A1	1 1 1	撤去 撤去 撤去							
		ペレットプレス	粉未処理設備	1 1	9111 9112 9113 9114	1 1 1 1	撤去 撤去 撤去 撤去							
		粉末処理設備	粉末処理用フード 振動式粒度測定機	1 1	9114		撤去							

添付別表1 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧  
(本計画については、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>1)</sup>	設工認における施設名			施工認申請状況 <sup>2)</sup>
			本体	附属設備・その他構成機器	本体	
成型施設	第1加工棟 第1ガドリニア粉末取扱室	搬送設備	粉未受入装置	1	9115	撤去
		搬送コンベヤ	空スキート移動装置(1)	1	9116	撤去
		搬送コンベヤ	空スキート移動装置(1)	1	9117	撤去
		トラベーサー	搬送コンベヤ	1式	9118	撤去
		ヘリコットプレス	ヘリコットプレス	1	9119	撤去
		正統・造粒装置	圧縮・過濾装置	2	9120(1), 9120(2)	撤去
		混合装置	搬送コンベヤ	1	9121	撤去
		エレベータ	貨物エレベーター(5ガロン缶及び資材用)	1式	9122	撤去
		搬送設備	ヘリコット取出し装置	1	9123	撤去
		搬送伝送コンベヤ	コンベヤ	1式	9125	撤去
		搬送・研削屑分離装置	研削・研削屑分離装置(研削機)	1式	9128	撤去
		研削・研削屑分離装置	ヘリコット整理装置 集塵器(B)	1	9129	撤去
		研削・研削屑分離装置	研削機用排気集塵装置 集塵器(C)	1	9129A5	撤去
		ヘリコット検査設備	ヘリコット検査台(1)	1	9130	撤去
		搬送設備	ヘリコット検査台(1)	1	9131	撤去
		搬送設備	ホートホースコンベヤ	1式	9132	撤去
		搬送設備	ヘリコットホース用台車	1	9133	撤去
		粉碎機	粉碎機	1	9134	撤去
		粉未搬送装置	粉未搬送装置	1	9135	撤去
		粉未搬送装置	真空式粉未搬送装置	2	9141(1)A1, 9141(2)A1	撤去
		粉未搬送装置	添加剤添加装置	2	9142(1)A1, 9142(2)A1	撤去
		研削・研削屑分離装置	研削・研削屑分離装置(研削機)	1	9143	撤去
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1式	9144A(1), 9144A(2)	撤去
		搬送装置	燃料桶運搬車	1	9145	撤去
		搬送コンベヤ	ヘリコット装填装置	1	9202	撤去
		搬送装置	X線検査装置	1	9202A1	撤去
		搬送装置	第2端全容検査機	1	9202B2	撤去
		搬送装置	第2端生溶愛設備	1	9203	撤去
		搬送装置	搬送コンベヤ	1式	9205	撤去
		搬送装置	搬送コンベヤ	1式	9206	撤去
		搬送装置	燃料桶運搬車	1	9301	撤去
		X線検査装置	X線検査装置	1	9302	撤去
		燃料桶検査台	コンベヤ	2	9302A1(1), 9302A1(2)	撤去
		搬送装置	燃料桶切削装置	4	9303(1)-9303(4)	撤去
		搬送装置	固定式コンベヤ	4	9303(1)A1-9303(4)A1	撤去
		搬送装置	空トレイ保管装置	1式	9304	撤去
		搬送装置	燃料桶切削装置	1式	9305	撤去
		C型酸化ビラン保管槽	C型酸化ビラン保管槽	1式	9401	撤去
		第1-1階粉末取扱室	搬送コンベヤ	1式	9402	撤去
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	2	9403	撤去
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	2	9404(1), 9404(2)	撤去
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1式	9405	撤去
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ(1)	1式	9406	撤去
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ(1)	1式	9407	撤去
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ(1)	2	9408(1), 9408(2)	撤去
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ(1)	3	9409(1), 9409(3)	撤去
		搬送コンベヤ	搬送コンベヤ	1式	9410	撤去
		C型酸化ビラン保管槽	C型酸化ビラン保管槽(マグナフ貯蔵槽)	2	9412(1), 9412(2)	撤去
		第1加工棟 第1-2階粉末取扱室A	搬送コンベヤ	○	○	○
		第1加工棟 第1-2階粉末取扱室B	C型酸化ビラン保管槽	○	○	○
		第1ガドリニア成型室	○	○	○	○

別表1 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧

添1別表1 新規制基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧  
(本計画については、今後の検討に応じて変更される可能性がある)

施設区分	場所	許可における施設名 <sup>*1</sup>	設工認における施設名			施工管理番号 <sup>*2</sup>	変更区分 <sup>*3</sup>	設工認申請状況				
			本体	附属設備・その他構成機器	本体			第1次	第2次	第3次	第4次(予定)	第5次(予定)
その他の加工施設 (主要な実験設備)	第2加工棟 第2開発実験室	核燃料加工実験設備	V型混合機		1	9811		撤去	○			
			粉未混合試験装置		1	9812		撤去	○			
			小型フレンジ		1	9813		撤去	○			
			熱収縮率測定器		1	9814		撤去	○			
			小窓卓上ノブレス		1	9815		撤去	○			
			成形本強度測定装置		1	9816		撤去	○			
			汎用フード		2	9817(1), 9817(2)		撤去	○			
			粉未表面粗さ測定器		2	9818(1), 9818(2)		撤去	○			
			粉未粒度測定装置		1	9819		撤去	○			
			X線回折装置		1	9820		撤去	○			
			体温計		1	9821		撤去	○			
			赤外分光度計		1	9822		撤去	○			
			バイオミル		1	9823		撤去	○			
			小窓加熱炉		1	9824		撤去	○			
			試験装置		1	9825		撤去	○			
			水素ガス貯蔵所		6	9826		撤去	○			
			高圧ガス貯蔵所		1	9831(1)-9831(6)		撤去	○			
			附属設備		1	9832		撤去	○			
			モリブデンヒート修正装置		1	9833		撤去	○			
その他の加工施設 (その他の主要な車両)	第2加工棟 第2ガラス回収室第1区域											○

\*1 事業変更許可申請書(以下、「表 安全機能を有する施設」)に記載のない施設は、許可申請書の記載頁を括弧内に示した。  
(撤去する加工施設については、加工の事業の変更許可平成21年3月18日付け平成20-04-18原第21号に基づく)

\*2 施設管理番号は4桁の番号と、添え字。(1), (2)等:当該設備・機器が複数台存在する場合の個体を示す添え字。

A1, A2等:附属設備やその他の構成機器を示す添え字。(1), (2)等:当該設備・機器が複数台存在する場合の個体を示す添え字。

\*3 今後申請書提出時に追加した施設は、新設であり新規施設適合後の申請書。

\*4 施設管理番号3機に亘る場合に適用する施設は、新設であり新規施設適合後の申請書。

\*5 許可では本体設備一式としているものを、設工認では附属設備又はその他の構成機器として記載。

\*6 「荷物」「荷送品保管庫等の「場」」である、設工認では建物として申請。

\*7 事業変更許可申請書本文の「表 安全機能を有する施設(付属施設)」では、第2(陸側)及び第2(陸側化ガラス貯蔵場)にて申請して記載。

\*8 粉末及び集合体輸送容器は原子炉等規制法第50条第4項の規定に基づき承認されたもの(天然ガラス用粉末輸送容器は、同条第1項の規定に基づく要求を満足するもの)であり設工認申請を要しないが、当該申請の判断が助れた場合は、輸送に供せられなかった場合においては、設工認申請を実施する。

集合体輸送容器:NPC型  
集合体輸送容器(燃料棒燃用):RAJ-II型  
集合体輸送容器(燃料棒燃用):RAJ-III型  
天然ガラス用粉末輸送容器:TA型

\*9 斜床の設備・機器を撤去し、新規制基準に適合させた同種の設備・機器に更新。

\*10 一時的移設又は、時の撤去。

\*11 第2加工棟第2-3階機械工場内に設置。

\*12 安全機能を有する施設に影響を及ぼす可能性のある施設等を記載。

\*13 新たに設工認の申請対象となつたもの。

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項  
(事業変更許可申請書(本文7号))

添1表2 事業変更許可申請書と保安品質保証計画書との対応  
保安品質保証計画書

事業変更許可との適合性	保安品質保証計画書は品質規則及び同解釈に基づき定めていることから事業変更許可申請書(本文7号)に適合している。
1. 目的	本計画は、原子力の安全を確保することを目的として、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動を機能的かつ合理的に行うために、「原子力施設の保安」(以下「品質規則」という。)及び「同解釈」に基づく、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。
(ロ) 定義	本申請書で使用する用語は、原則として品質規則に従う。 その他、本計画での用語は以下の通りとする。 ①業務 ②保安品質 ③原子力施設の保安のための業務に係る品質と同義のものとして使用する。 ④個別業務の計画及び実施の対象である個別業務を指す。7.8項では後者の意味で使用する。
3. 計算機器	本計画で使用する各プロセスを実施する。広義には品質マネジメントシステム全般の活動を指し、狭義には、「個別業務の計画及び実施」の対象である個別業務を指す。
4. 應用範囲	⑤活動期間(生産) 保安活動の活動期間は期間毎に以下の業務に適用する。 (1)毎年 1 月 1 日～12 月 31 日 マネジメントレビュー、保安品質会議、内部監査、保安不適合管理、工事計画管理、その他識別番号に属する文書やデータベースの登録管理 (2)毎年 4 月 1 日～3 月 31 日 教育・訓練、放射線安全委員会、放射線管理、記録確認、その他(1)に記載した活動以外の保安活動
5. 應用範囲	本計画は、本事業所の保安活動に適用する。
6. 品質マネジメントシステム	4.1 一般要求事項 (1) 品質マネジメントシステムの確立 保安管理組織は、本計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに実施する)ために、品質マネジメントシステムを実施した結果、計画要旨で意図した効果を維持していることをいう。)ため、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されるとともに、不適合その他の事象に対する原因を明示し、是正措置や未然防止処置を通じて原因の除去を行なうなどにより、システムを継続的に改善する。 (2) 重要度の考慮 品質マネジメントシステムの確立及び運用においては、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、以下の(1)から(3)までに掲げる事項を考慮した加工施設における保安活動の重複度に応じて、要求事項の適用の程度についてグレード分けを行い、4.2.1項に示す文書に適宜定める。 a. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに隣接する潜在的影響の大きさ。(なお、「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに隣接する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(改善によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。) b. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起り得る影響 c. 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 加工施設、組織又は個別業務の重要度及び運用の程度 b. 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 組織は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するなどにも、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 加工施設、組織又は機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに隣接する潜在的影響の大きさ。 b. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起り得る影響 c. 組織は、加工施設に適用される關係法令(以下単に「關係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。)に明記する。 (3) 組織は、加工施設に適用される關係法令(以下「關係法令」という。)を明確に認識し、本計画にて規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。)に明記する。
7. 実施事項	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用する。

		加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する事項 （事業変更許可申請書（本文7号））	保安品質保証計画書（令和3年3月）	事業変更許可との適合性																										
<p>とを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>b. プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。</p> <p>c. プロセスの運用及び管理の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難な場合は、この限りで、監視測定のプロセスを監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、これを要しない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得るために、所要の措置（プロセス法を明確にする。）を講ずる。</p> <p>g. プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようになること。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p>	<p>組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを保守管理組織に適用することを図2「品質マネジメントシステム文書体系図」に示す文書に定め、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) これらのプロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。</p> <p>b) これらのプロセス間の順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動状況を示す指標（以下「保安活動指標」といって、原子力規制検査等に關する規制（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第5条に規定する安全実績指標（特定燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）、当該指標に係る判断基準及び方針を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源及び情報を利用できること（責任及び権限の明確化を含む。）を確保する。</p> <p>e) これらのプロセスを監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、これを要しない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、意図した結果を得ため、及び、実効性を維持するために、所要の措置（プロセス法を明確にする。）を講ずる。</p> <p>g) これらのプロセス及び保守管理組織を品質マネジメントシステムと整合がされたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知識を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>i) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全を確保する。これには、セキュリティが策が原子力の安全に与える潜在的影響と原子力の安全に係る安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的影響を特定し解決することを含める。</p> <p>j) 保守管理組織は、技術的、人材、組織的な要因のための取組みを実施する。</p> <p>k) 健全な安全文化の育成及び組織の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>l) 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>m) 組織の全ての要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務に責任を持つている。</p> <p>n) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>o) 組織の全ての要員が、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>p) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>q) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善する基礎としている。</p> <p>r) 原子力の安全には核セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを行っている。</p> <p>s) 外部組織へのプロセスの委託</p> <p>t) 保安管理組織は、プロセス又は加工施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを社外に外部委託する場合には、当該プロセスが管理されているようにするための手順を、7.4 項「開港」で明確に定める。また、社内の保安管理組織外の組織に業務依頼する場合は、当該プロセスが管理されているようにするための手順を、7.5.6 項「保安管理組織外への業務依頼」で明確に定める。</p> <p>u) 資源の配分</p> <p>v) 保安活動の重要度に応じてグレード分けの結果(4.1(2)項参照)に基づき資源の適切な配分を行う。</p> <p>w) 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>x) 保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>y) 品質方針及び品質目標</p> <p>z) 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）</p>	<p>文書化に関する要求事項及び文書並びに記録の管理についての記載であり、事業変更許可申請書本文7号に適合している。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>保安管理組織は、以下の事項を含めて品質マネジメントシステムの文書を作成し、これに規定した事項を実施する。また、記録は適正に作成する。</p> <p>(1) 保安品質方針（品質に関する宣言）及び保安品質目標</p> <p>(2) 保安品質保証計画書及び品質保証文書が要求する文書化された手順（規程）及び記録</p> <p>以下のが規程書類は保安規定の条項を示す</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第4条の 関連条項</th> <th>保安品質保 証計画書の 関連条項</th> <th>社内2次文書名</th> <th>第4条以外の 関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>文書管理制度規程</td> <td>第97条、第98条</td> </tr> <tr> <td>5.1</td> <td>5.1</td> <td>保安に関する監査・報告規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.3</td> <td>5.3</td> <td>品質目標管理制度規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.4</td> <td>5.4</td> <td>保安品質マネジメントレビュー規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5</td> <td>5.5</td> <td>保安管理制度規程</td> <td>第16条、第17条、第18条、第19条、第20条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加工施設の定期評価規程</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第4条の 関連条項	保安品質保 証計画書の 関連条項	社内2次文書名	第4条以外の 関連条項	4.2	4.2	文書管理制度規程	第97条、第98条	5.1	5.1	保安に関する監査・報告規程		5.3	5.3	品質目標管理制度規程		5.4	5.4	保安品質マネジメントレビュー規程		5.5	5.5	保安管理制度規程	第16条、第17条、第18条、第19条、第20条			加工施設の定期評価規程	
第4条の 関連条項	保安品質保 証計画書の 関連条項	社内2次文書名	第4条以外の 関連条項																											
4.2	4.2	文書管理制度規程	第97条、第98条																											
5.1	5.1	保安に関する監査・報告規程																												
5.3	5.3	品質目標管理制度規程																												
5.4	5.4	保安品質マネジメントレビュー規程																												
5.5	5.5	保安管理制度規程	第16条、第17条、第18条、第19条、第20条																											
		加工施設の定期評価規程																												

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する事項  
(事業変更許可申請書(本文7号))

保安品質保証計画書(令和3年3月)				事業変更許可との適合性
	5.6	5.6	保安品質マネジメントレビュー規程	
6.2	6.2	保安教育実施規程	第23条	
6.3	6.3	設備保守管理制度	第58条から第59条の4、第60条、第62条、第64条の2、第65条	
6.4	6.4	施設委外管理制度	第38条から第57条、 第76条の2から第80条の3	
7.2	7.2	放射線管理制度 火災防護計画 文書管理制度 保安管理組織構成規程	第68条から第69条の4、第60条、第62条、第64条の2、第65条	
7.3	7.3	設備保守管理制度	第27条、第28条、第30条、第31条、第34条から第35条の2	
7.4	7.4	賃貸規程		
7.5	7.5	核燃料加工施設操作規程		
7.6	7.6	設備保守管理制度		
8.1	8.1	加工施設の定期評価規程		
8.3	8.3	保安品質監査規程		
8.5	8.5	設備保守管理制度規程		
8.6	8.6	保安不適合管理制度及び是正・未然防止処置規程		
8.8	8.8			
(3) 実効性のあるプロセスを計画的に実施し、管理するための保安管理制度が定めた規程類及びそれらに基づく記録				
以下の品質マネジメントシステムの運用に関する記録(条項は保安規定の条項を示す)				
第4条の 関連条項	記録の種類	保存期間	記録・保存責任者	
5.6.3(2)	マネジメントレビューの結果の記録	5年	保安管理部長	
6.2.2 e) 記録	教育・訓練、技能及び経験について該当する 個別業務プロセス及びその結果が、要求事項 を満たしていることを実証するため必要な記 録 <sup>a)</sup>	*1	環境安全部長又は 担当部長	
7.1(3) e)	個別業務に対する要求事項のレビューの結果 の記録、及びそのレビューを受けたとられた 処置の記録 <sup>a)</sup>	*2	担当部長	
7.2.2(3)	個別業務に対する要求事項のレビューの結果 の記録、及びそのレビューを受けたとられた 処置の記録 <sup>a)</sup>	5年	保安管理部長	
7.3.2(1)	設計・開発の要求事項、レビュー、検証及び 妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があ ればその記録	5年	担当部長	
7.3.4(3)				
7.3.5(2)				
7.3.6(3)				
7.3.7(1)	設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更 のレビューの結果の記録及び評価によつ て必要とされた処置があればその記録	5年	保安管理部長	
7.3.7(4)				
7.4.1(4)				
7.5.2(3)	プロセスの妥当性確認に関する記録	*3	担当部長	
7.5.3(3)	個別業務に関するトレーサビリティの記録	*4	担当部長	

- c. 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)  
d. 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業変更許可申請書(本文7号))						保安品質保証計画書(令和3年3月)	事業変更許可との適合性
7.5.4	組織の外部の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	5年	担当部長				
7.6.(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録	5年	品質保証部長及び保安管理部長				
7.6.(3) a)	校正及び検証の結果の記録	5年	品質保証部長				
7.6.(3) e)	計測機器の校正が外れた時の過去の測定結果の妥当性評価の記録	5年	担当部長				
8.3(8)	内部監査の結果の記録	5年	保安管理部長				
8.5.(3)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	*3	担当部長				
8.5.(4)	リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録	*3	担当部長				
8.6.(2) (3)	不適合の処置に関する記録	5年	保安管理部長				
8.8.2(1) f)	是正処置等に関する記録	5年	保安管理部長				
8.8.3(2) d)	未然防止処置に関する記録	5年	保安管理部長				
*1 : 12年または在籍期間の長い方とする。(ただし、保安規定 別表18の7項の記録は除く) *2 : 汎象は保安規定 別表18の各記録のうち1項、9項及び19項を除くものとし、保存期間は保安規定 別表18の各記録に定まる期間とする。 *3 : 保安規定 別表18の「加工施設の検査記録」に定めるところによる。 *4 : トレーサビリティの記録は、保安に関する全般の記録に併せて記録保管される。これらの体系を図2に示す。							
(ハ)品質マニュアル 組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。 a. 品質マネジメントシステムの適用に関する組織に関する事項 b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c. 品質マネジメントシステムの適用範囲 d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参考情報 e. プロセスの相互の関係 (二)文書の管理 (1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。 (2)組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。							
4.2.2 品質マニュアル 次の事項を含む品質マニュアルとして、「保安品質保証計画書」を保安管理責任者が作成し、放射線安全委員会での審議を経て社長が承認する。改訂は、品質マネジメントシステムの変更の必要性が生じた場合に実施し、改訂する場合にも、上記と同じ手続きを経て社長が承認する。 a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項 d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項 e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項 f) 品質マネジメントシステムの適用範囲 g) 品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順書等、またはそれらを参照できる名称や文書番号等の情報 h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述							
4.2.3 文書管理 (一)文書の管理 (1)組織は、上記 4.2.1 項に記載した品質マネジメントシステムを構成する文書について、次項を含む a) (2)に規定する手順書等に基づく文書の管理 b) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 c) 文書の組織外への流出等の防止 d) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた処置並びに当該文書の組織外への流出等の防止 e) 品質マネジメント文書の発行及び改訂した者に於ける情報の維持 f) 保安管理組織は、要員が判断および決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう以下に掲げる事項を含めた「文書管理制度」を定める。ただし、記録は、文書の一冊ではあるが、4.2.4 項記録の管理に従う。 g) 品質マネジメント文書は、発行前にその妥当性を審査し、発行を承認する。 h) 品質マネジメント文書は、発行後、改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たっては発行時と同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。 i) a)及びb)の審査及びh)の評価には、その対象となる文書に定める活動を実施する部門の要員を参画させること。							

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する事項 <small>(事業変更許可申請書(本文7号))</small>		保安品質保証計画書(令和3年3月)	事業変更許可との適合性
d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できること。 e. 改訂のあつた品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な体制が制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。 g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	① 文書の変更の識別及び最新版の改訂状況の識別を確実にするため、電子文書管理システムに登録し、適用する版の管理を適切に行う。 ② 該当する文書の適切な制定版又はその内容に主たる責任を持つ主管部門が適用する版を台帳に記録する等により明確にする。 ③ 文書管理システム又はその内容により識別を行い、検索が容易にできるようにする。(さらに文書を改訂する場合には、その変更内容、変更理由を明確にする。) ④ 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安管理組織が必要と決定した保安管理組織の外部から文書について、その入手手続を持つ主管部門が明確にし、その配付を含めた手順を定め管理する。 ⑤ 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、旧版を保存する場合には、適切な識別をする。	① 文書の変更の識別及び最新版の改訂状況の識別を確実にするため、電子文書管理システムに登録し、適用する版の管理を適切に行う。 ② 該当する文書の適切な制定版又はその内容に主たる責任を持つ主管部門が適用する版を台帳に記録する等により明確にする。 ③ 文書管理システム又はその内容により識別を行い、検索が容易にできるようにする。(さらに文書を改訂する場合には、その変更内容、変更理由を明確にする。) ④ 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安管理組織が必要と決定した保安管理組織の外部から文書について、その入手手續を持つ主管部門が明確にし、その配付を含めた手順を定め管理する。 ⑤ 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、旧版を保存する場合には、適切な識別をする。
(本)記録の管理 (1)組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証するために記録を明確にし、かつ、記録は読みやすく、容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになります。 a. 品質方針を定めること。 b. 品質目標が定められているようになります。 c. 品質目標が健全な安全文化を育成し、及し維持することに貢献できるようになります。 d. ハ(ア)に規定するマネジメントビーを実施すること。 e. 資源が利用できる体制を確保すること。 f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明すること。 g. 保安活動に相当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に周知すること。 h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようになります。 i. 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれが以外の事由により損なわれないようにする。	4.2.4 記録の管理 (1) 保安管理組織は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証するために記録の対象を明確にし、かつ、記録は読みやすく、容易に内容を把握することができ、検索可能とするようになります。 ① 保安管理組織は、保安活動の重要度に応じて管理する。 ② 主な対象は、保安規定別表 18 に定める記録、4.2.1 項(3)に示す品質マネジメントシステムの運用に関する記録等がある。 (2) 保安管理部長は、記録の識別、保管、保護、検査、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために「保安に関する記録・報告規程」を定める。	① 保安管理組織は、記録の識別、保管、保護、検査、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために「保安に関する記録・報告規程」を定める。 ② 保安管理部長は、記録の識別、保管、保護、検査、保管期間及び廃棄を確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持することを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 ③ 保安管理組織及びその達成のための施設を各部長に活動期間ごとに定めさせること。 ④ 保安管理組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献することを確実にするため、要員が育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。	① 保安管理組織は、記録の識別、保管、保護、検査、保管期間及び廃棄を確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持することを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 ② 保安管理組織及びその達成のための施設を各部長に活動期間ごとに定めさせること。 ③ 保安管理組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献することを確実にするため、要員が育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。
		④ マネジメントビーを実施する。 ⑤ 品質マネジメントシステムに必要な資源が利用できる体制を確保する。 ⑥ 法令・規制要求事項を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安管理組織の要員に周知する。 ⑦ 自らが担当する業務を理解し、遂行する責任を有することを、保安管理組織の要員に認識させる。 ⑧ 保安管理組織の全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようになります。	④ マネジメントビーを実施する。 ⑤ 品質マネジメントシステムに必要な資源が利用できる体制を確保する。 ⑥ 法令・規制要求事項を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安管理組織の要員に周知する。 ⑦ 自らが担当する業務を理解し、遂行する責任を有することを、保安管理組織の要員に認識させる。 ⑧ 保安管理組織の全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようになります。
5.1 経営責任者の責任 (1) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持つ品質マネジメントシステムを確立させ、実施させることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 a. 品質方針を定めること。 b. 品質目標が健全な安全文化を育成し、及し維持することに貢献できるようになります。 c. 品質目標が定められているようになります。 d. ハ(ア)に規定するマネジメントビーを実施すること。 e. 資源が利用できる体制を確保すること。 f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明すること。 g. 保安活動に相当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に周知すること。 h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようになります。 i. 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれが以外の事由により損なわれないようにする。	5.1 経営責任者の責任 (1) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持つ品質マネジメントシステムを確立させ、実施させることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 ① 法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を含めた保安品質方針を設定し、全社に周知する。 ② 保安品質目標及びその達成のための施設を各部長に活動期間ごとに定めさせること。 ③ 保安管理組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献することを確実にするため、要員が育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。	5.1 経営責任者の責任 (1) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持つ品質マネジメントシステムを確立させ、実施させることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 ① 法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を含めた保安品質方針を設定し、全社に周知する。 ② 保安品質目標及びその達成のための施設を各部長に活動期間ごとに定めさせること。 ③ 保安管理組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献することを確実にするため、要員が育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。	5.1 経営責任者の責任 (1) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持つ品質マネジメントシステムを確立させ、実施させることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 ① 法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を含めた保安品質方針を設定し、全社に周知する。 ② 保安品質目標及びその達成のための施設を各部長に活動期間ごとに定めさせること。 ③ 保安管理組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献することを確実にするため、要員が育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。
		④ 品質方針 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようになります。 a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて関与すること。 c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 d. 要員に周知され、理解され、実現されるようになること。 e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任をもつて関与すること。 f. 加工事業者として必要な組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力の安全に影響を及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないようにする。	④ 品質方針 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようになります。 a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて関与すること。 c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 d. 要員に周知され、理解され、実現されるようになること。 e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任をもつて関与すること。 f. 加工事業者として必要な組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力の安全に影響を及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないようにする。
5.4 計画 5.4.1 品質目標 社長は、保安品質方針に基づく品質目標として、毎年全社保安品質目標を設定し、各部門に対し、各部門の保	5.4 計画 5.4.1 品質目標 社長は、保安品質方針に基づく品質目標として、毎年全社保安品質目標を設定し、各部門に対し、各部門の保	品質目標についての記載であり、事業変更許可申請書本文(7号)に適合している。	品質目標についての記載であり、事業変更許可申請書本文(7号)に適合している。
		(二) 品質目標	

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する事項		事業変更許可との適合性
保安品質保証計画書(令和3年3月)		
<p>(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムがロイ(1)の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次のような事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p> <p>(4) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を行えるようにする。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムを管理する責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>d. 關係法令を遵守すること。</p> <p>(6) 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況にに関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 關係法令を遵守すること。</p> <p>(7) 管理者</p> <p>(1) 社長は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意願を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させること。</p>	<p>品質保証部長は、保安品質目標の設定や管理に関する「品質目標管理規程」を定める。</p> <p>(1) 各部長は、保安品質目標及び品質目標の要状事項を満たすために必要な目標を含めた自部門の保安品質目標を作成し、文書化する。作成に当たっては、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」「必要な資源」「責任者」「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含める。</p> <p>(2) 社長は、各部長の保安品質目標が保安品質方針及び全社保安品質目標と整合がとれおり、その達成状況を監視測定して評価可能であることを確認させる。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質目標及び品質マネジメントシステムの4.1項目一覧表の結果に基づき、文書化せし、承認する。</p> <p>(2) 社長は、プロセス、組織等の変更(單純的な影響が生じるプロセス、組織等の堅微な変更を含む。)を含む品質マネジメントシステムの変更の度合に応じて、保安活動の重要度によって品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されるようになります。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及びそれによって起り得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価の結果に基づき講じた措置他)</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 権限及び権限</p> <p>(1) 社長は、保安に関する品質保証活動を行う組織を、図3「保安管理組織図」に定め、関係する要員が責任担当業務に応じて、組織の内外に対して説明する責任を含む。)を持って業務を遂行できるようになります。</p> <p>(2) 保安管理部長は、上記の部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を「保安管理組織職務規程」に定め、会社に周知する。なお、部門相互間の業務の手順とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務情報を伝達する会社。)が停滯し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。</p> <p>(3) 管理者は、以下の責任と権限を有する。</p> <p>a) 本計画及び保安管理組織職務規程に定められた業務を自ら実施する。</p> <p>b) 管理下の組織の要員を指揮監督して同業務を実施させ、それを統括する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理者</p> <p>(1) 社長は、本計画に記載された品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されるようにするために、技術管理担当の上級執行役員又は技術管理担当の執行役員をその責任及び権限を有する品質マネジメントシステム管理者である「保安管理責任者」に任命する。</p> <p>(2) 保安管理責任者は、与えられている他の責任と合わせて、以下の責任及び権限を有する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの詳細を文書化して確立し、各組織に対して効果的に実施させ、継続的に改善するとともにに維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 保安管理組織全体にわたって、健全な安全文化を育成・維持することにより、原子力の安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 保安管理組織全体にわたって、關係法令を遵守することを確実にする。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、保安管理組織の各管理者に対し、所掌する業務に關して、次に示す責任及び権限を与える。なお、各別業務に係る責任及び権限を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定められる。</p> <p>a) 個別業務プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持される。</p> <p>b) 個別業務プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性を維持する。</p> <p>c) 個別業務の成績を高めることを確実にする。</p> <p>d) 關係法令を遵守することとともに、健全な安全文化を育成・維持する。</p> <p>(2) 各管理者は、前項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮して、以下の項目を確実に実施する。</p> <p>(3) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を監視測定する。</p> <p>(4) 要員が、原子力の安全に対する意願を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>(5) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>(6) 要員に、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p>	<p>品質目標は、保安品質目標に基づいて「品質目標管理規程」を定める。</p> <p>(1) 各部長は、保安品質目標及び品質目標の要状事項を満たすために必要なものを含めた自部門の保安品質目標を作成し、文書化する。作成に当たっては、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」「必要な資源」「責任者」「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含める。</p> <p>(2) 社長は、各部長の保安品質目標が保安品質方針及び全社保安品質目標と整合がとれおり、その達成状況を監視測定して評価可能であることを確認させる。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質目標及び品質マネジメントシステムの4.1項目一覧表の結果に基づき、文書化せし、承認する。</p> <p>(2) 社長は、プロセス、組織等の変更(單純的な影響が生じるプロセス、組織等の堅微な変更を含む。)を含む品質マネジメントシステムの変更の度合に応じて、保安活動の重要度によって品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されるようになります。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及びそれによって起り得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価の結果に基づき講じた措置他)</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 権限及び権限</p> <p>(1) 社長は、保安に関する品質保証活動を行う組織を、図3「保安管理組織図」に定め、関係する要員が責任担当業務に応じて、組織の内外に対して説明する責任を含む。)を持って業務を遂行できるようになります。</p> <p>(2) 保安管理部長は、上記の部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を「保安管理組織職務規程」に定め、会社に周知する。なお、部門相互間の業務の手順とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務情報を伝達する会社。)が停滯し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。</p> <p>(3) 管理者は、以下の責任と権限を有する。</p> <p>a) 本計画及び保安管理組織職務規程に定められた業務を自ら実施する。</p> <p>b) 管理下の組織の要員を指揮監督して同業務を実施させ、それを統括する。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理者</p> <p>(1) 社長は、本計画に記載された品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されるようにするために、技術管理担当の上級執行役員又は技術管理担当の執行役員をその責任及び権限を有する品質マネジメントシステム管理者である「保安管理責任者」に任命する。</p> <p>(2) 保安管理責任者は、与えられている他の責任と合わせて、以下の責任及び権限を有する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの詳細を文書化して確立し、各組織に対して効果的に実施させ、継続的に改善するとともにに維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 保安管理組織全体にわたって、健全な安全文化を育成・維持することにより、原子力の安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 保安管理組織全体にわたって、關係法令を遵守することを確実にする。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、保安管理組織の各管理者に対し、所掌する業務に關して、次に示す責任及び権限を与える。なお、各別業務に係る責任及び権限を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定められる。</p> <p>a) 個別業務プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持される。</p> <p>b) 個別業務プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性を維持する。</p> <p>c) 個別業務の成績を高めることを確実にする。</p> <p>d) 關係法令を遵守することとともに、健全な安全文化を育成・維持する。</p> <p>(2) 各管理者は、前項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の項目を確実に実施する。</p> <p>(3) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を監視測定する。</p> <p>(4) 要員が、原子力の安全に対する意願を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>(5) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>(6) 要員に、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p>

		加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業変更許可申請書(本文7号))	保安品質保証計画書(令和3年3月)	事業変更許可との適合性
e.	要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する事項を、あらかじめ定められた間隔で行う。	e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。 (3) 各管理者は、管理監督する業務についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るもの(以下「評価」といいます。)を年1回以上行う。		
i).	組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする。品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	i). 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする。品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、保安監査責任者及び各管理者の間で、品質マネジメントシステム運営に必要な情報交換が行われる場や会議室等を確立すると同時に、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	マネジメントレビューについての記載 マネジメントレビューに適用している。
(x)	マネジメントレビュー 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」といいます。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(x) マネジメントレビュー 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見 c. プロセスの運用状況 d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果 e. 品質目標の達成状況 f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況 g. 関係法令の遵守状況 h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5.6.1 一般 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが引き継ぎ、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上マネジメントレビューを開始し、品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価を行う。	マネジメントレビューについての記載 マネジメントレビューに適用している。
		(i) マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる事項をマネジメントレビューへ報告する。 a. 内部監査計画・結果 b. 原子力規制委員会からの意見 c. プロセスの運用状況(プロセスの監視測定で得られた結果を含む。) d. 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等(合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものに限る。)の結果 e. 健全な安全文化を育成し維持するための活動の実施状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) f. 関係法令の遵守状況 g. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたもの)を含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) h. 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ i. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 j. 部門又は要員からの改善のための提案 k. 部門又は要員からの改善のための提案 l. 資源の妥当性 m. 保安活動の改善のためには講じた措置の実効性	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 保安管理責任者は、少なくとも以下の事項をマネジメントレビューへ報告する。 (1) 内部監査計画・結果 (2) 原子力規制委員会からの意見 (3) プロセスの運用状況(プロセスの監視測定で得られた結果を含む。) (4) 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等(合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものに限る。)の結果 (5) 健全な安全文化を育成し維持するための活動の実施状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) (6) 関係法令の遵守状況 (7) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたもの)を含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (8) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (9) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (11) 部門又は要員からの改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(これには、保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む)	マネジメントレビューについての記載 マネジメントレビューからアутプット
		(j) マネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 組織は、マネジメントレビューの結果を受け、少くとも次に掲げる事項について決定する。 a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 b. 別個業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のため必要な資源 d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受け、少くとも次の事項を決定する。 a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 b) 別個業務の計画及び実施にかかる保安活動の改善 c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善を確保するために必要な資源 d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化における改善策の検討を含む。)	マネジメントレビューについての記載 マネジメントレビューに適用している。
		e. 関係法令の遵守に関する改善 組織は、マネジメントレビューの結果の結果を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講ずる。	5.6.4 保安品質会議 社長は、5.6.1 項のマネジメントレビューを補完する目的で、5.6.2 項のインプット及び 5.6.3 項のアウトプットのうち、一部の内容(不適合管理の実施状況、是正処置及び未然防止処置の状況、等)に關して、必要な措置を講ずる。	保安品質会議についての記載 保安品質会議についての記載
		f. 資源の管理 (1) 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	6.1. 資源の確保 各管理者は、原子力の安全を確実なものにするために必要な人材(人的資源)、個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系、作業環境その他の必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から譲り受けられる資源を含む。)明確にし、確保し、及び管理する。	資源の運用管理についての記載 資源の運用管理についての記載
a.	要員		6.2 人的資源	



加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する事項	保安品質保証計画書(令和3年3月)	事業変更許可との適合性
<p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合には、関連する文書が改訂されることとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(二) 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者のへの情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p>	<p>① 法令・規制要求事項を含む「個別業務又は加工施設に対する要求事項が定められている。それについて解決されている。」</p> <p>② 個別業務又は加工施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、「それにについて解決されている。」</p> <p>③ 保安管理組織が業務に対する要求事項を満たす能力を持ついる(設備、技術的・管理的能力等)。</p> <p>(3) 保安管理組織は、上記の審査結果の記録及びその審査に基づき講じた措置を記録し管理する。</p> <p>(4) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が追加・変更された場合、関連する文書を速やかに改訂する。また、上記文書の改訂があった場合には、関係する要員にその改訂内容を周知する。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者のコミュニケーション</p> <p>組織の外部の者との効果的なコミュニケーションを図るため、対応責任者を次の通り定める。これには、組織の外部の者との連絡し、適切に情報を伝達する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との対応を得た部の者と効果的に連絡し、適切に情報を伝達する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との対応を得た部の者と効果的な連絡方法、原子力の安全に連絡する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に連絡する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含める。</p>	<p>外部との係り</p> <p>① 原子力規制検査への対応 :保安管理部長 ② 許認可事項(保安規定を除く)の審査への対応 :環境安全部長 ③ 保安規定の審査への対応 :保安管理部長 ④ 定期事業者検査の報告に關する対応 :環境安全部長 ⑤ 使用前事業者検査の確認に關する対応 :環境安全部長 ⑥ 不適合情報の公開及び技術情報の共有 :保安管理部長 ⑦ 地方自治体、その他の関係者との情報交換 :担当部長</p> <p>これらの責任者は、外部とのコミュニケーションの結果、必要に応じて 7.2.1 項[個別業務等要求事項の明確化]に基づき適切な処置を行う。</p>
<p>(本) 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発(車ら加工施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b. 設計開発の各段階に適した審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c. 設計開発に必要な内部及び外部の資源 d. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 e. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 f. 設計開発に係る要件と並び要員の責任及び権限 g. 設計開発に必要な情報の伝達及び権限の明確な割当てがなされるようとするために、設計開発に關する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>(e) 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確にする。</p> <p>に、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項 b. 前の項に付した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 關係法令 d. その他の設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>(1) 設計開発の結果に係る情報</p> <p>組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項の実施のために適切な情報 b. 調達及び業務の実施(加工施設の使用を含む。)に対して適切な情報(設備の機能が喪失あるいは劣化する</p>	<p>設計・開発にについての記載であり、 事業変更許可申請書本文(7号)に 適合している。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 製造部長は、加工施設の設備の導入、改造、補修他、安全機能を有する施設に関係するソフトウェア等の設計・開発その重複度に応じて、設備保守管理規程を定める。原子力の安全のために重要な手順書等については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合に設計・開発を行ふ。</p> <p>各管理者は、これららの設計・開発を行ふ場合には、設計計画書を作成し、管理する。また、設計計画書を作成するには、不適合及び子規則等の発生等を未然に防止するための活動を含める。</p> <p>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の各段階に適した審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源 d) 設計・開発に係る要件と並び要員の責任及び権限 e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源 f) 設計・開発に係る要件と並び要員の責任及び権限 g) 設計・開発に必要な情報の伝達及び権限の明確な割当てがなされるようとするために、設計開発に關する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 各管理責任者は、重要度区分に応じ、設計の進行に応じて、設計計画書を適宜、適切に改訂する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 設計者は、加工施設の要求事項に關連するインプットを明確にして、記録を維持する。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能又は性能に關する要求事項(設計・工事認可の安全設計に関する事項等) b) 適用可能な場合は、規制要素(設計・工事認可の技術基準に關する規則等) c) 適用される法律、規制要素(設計・工事認可の技術基準に關する規則等) d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 e) 保安管理組織は、加工施設の要求事項に關連するインプットについては、その妥当性を審査し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計者は、設計・開発からアウトプットと比較した検証を行うのに適した形式とする。また、リース(7.4 項[調達])の前に、設計管理者の承認を受けなければならない。 (2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態であること。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達及び業務の実施(加工施設の使用を含む。)に対して適切な情報(設備の機能が喪失あるいは劣化する</p>	

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する事項 (事業変更許可申請書(本文7号))	保安品質保証計画書(令和3年3月)	事業変更許可との適合性
c. 合否判断基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	c) ことを防止するために、特別の環境条件を設定する必要があるなどといった条件を含む)を提供する。  d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。	
(チ) 設計開発のレビュー (イ) 設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従つて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発のレビュー」といふ。)を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (ロ) 組織は、設計開発計画レビューに、当該設計開発段階に開連する部門の代表者及び当該設計開発段階に係る専門家を参加させる。 (ミ) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	7.3.4 設計・開発のレビュー 組織者は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画された通りに体系的なレビューを行つ。(1) 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。 a) 設計・開発の結果が要求事項を満たせない場合は、問題を明確にし、必要な処置を提案する。 b) レビューへの参加者は、レビューの対象となっている設計・開発の段階に開連する各部の代表及び当該段階に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを旨とする。 (2) 設計・開発に係る専門家を含める。 (3) このレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。	
(イ) 設計開発の検証 (ロ) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従つて検証を実施する (ミ) 組織は、(1)の検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	7.3.5 設計・開発の検証 組織者は、設計・開発からのアラートが設計・開発へのインプットで移行する前に、当該設計開発に従つて検証を実施するために、設計開発計画に従つて設計・開発計画に於てプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行つことを旨とする。 (1) 検証結果は、(2)検証結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。 (2) 検証結果は、当該の検証者以外の者が行う。	
(ア) 設計開発の妥当性確認 (イ) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従つて、当該設計開発の妥当性確認(以下「(ア)」において「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 検証者は、結果として得られる加工施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従つて設計・開発の妥当性確認を実施する。なお、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行つことができない場合には、当該機器等の使用を開始する前に妥当性確認を行ふ。 (2) 実行可能な場合には、加工施設の使用前に、上記の妥当性確認を完了する。ただし、使用前確認を受けた以降でないと妥当性確認ができない場合は、試運転又は機能試験で確認してもよい。 (3) 妥当性確認の結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。	調査事項についての記載であり、事業変更許可申請書本文(7号)に適合している。
(イ) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (ロ) 組織は、設計開発妥当性確認の結果及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (ア) 設計開発の妥当性確認 (イ) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性を確認することができるようになるようにするとともに、当該変更を行つた場合には、当該変更の内容を識別することができるようにする。 (ロ) 組織は、設計開発の変更を行つた場合には、これと管理する。	7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 組織は、設計・開発変更内容を設計計画書に明確に記載しその記録を維持する。 (2) 検証者は、設計変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 (3) 検証者は、設計開発の変更を行つた場合には、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設が構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。 (4) 変更のレビューの結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。	
(ア) 設計開発の変更の管理 (イ) 組織は、設計開発の変更を行つた場合には、当該変更の内容を識別することができるようにする。また、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (ロ) 組織は、設計開発の変更を行つた場合には、これと管理する。	7.3.8 設計・開発の変更管理 (1) 組織は、設計・開発変更内容を設計計画書に明確に記載しその記録を維持する。 (2) 検証者は、設計変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 (3) 検証者は、設計開発の変更を行つた場合には、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設が構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。 (4) 変更のレビューの結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。	
(ア) 調達プロセス (イ) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」といふ。)に適合するようにする。 (ロ) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該程度を定める。	7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (1) 業務部署長は、以下の調達製品(調達する物品及び役務を合わせて調達製品といふ。)の調達に關し、要求事項に適合することを確実に定める。 (2) 保安管理部長は、グレード分けに応じて、調達製品の供給者及び調達製品に適用される管理の方法調達製品が調達要件に適合していることを確認するための、機器単位の検証や調達製品の妥当性確認等の適切な評価及び程度を定める。(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定める)ことを含む。)この場合において、一般産業用工業品については、評議会が確認できるよう管理の方法及び程度を定める。具体的には、以下に示すような当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行ふこと。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行ふこと。 ・一般的な情報や調達製品の供給者等から入手し、供給者等に当該一般産業用工業品	7.4.2 調達の技術的な評価を行わせること。 7.5.6 保安管理組織外への業務委託 保安管理組織外への部署に個別業務の依頼を行ふ場合、依頼先の部署にその業務を遂行する能力があることを依頼元の部署が確認し、また内部監査によりその能力が維持されていることを確認する。

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する事項  
(事業変更許可申請書(本文7号))

保安品質保証計画書(令和3年3月)

事業変更許可との適合性	
	<p>双方の部署で保管する。</p> <p>個別業務の進捗状況に対する必要に応じて依頼元及び依頼先双方の部署で業務の審査を行い、その結果及び必要に応じた処置の記録を維持する。</p> <p>(3) 保安管理部長は、(2)で定めた管理の方法と程度に応じて、供給者が要求事項に従つて調達製品を供給する能力を判断の根拠として供給者を評価し、選定する。また、供給者の選定及び評価の判定基準を定める。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報、加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報をお他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p> <p>(7) 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の供給者の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工具等に係る要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行わ際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに係る事項を含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に向けた調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対して、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>(5) 調達物品等の検証</p> <p>(1) 調達請求元は、調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、「購賣規程」に基づき必要な検証又はその他の活動を実施する。</p> <p>(2) 供給者先に出向いて検証を実施する場合、調達請求元は、その検証の要領及び調達製品のリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>(6) 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>(3) 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施すること。</p> <p>a. 加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>b. 当該個別業務に見合った設備を使用すること。</p> <p>c. 当該個別業務に必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>d. 監視測定の実施による結果が利用できる体制であるように、7.6 頁[監視機器及び測定機器の管理]に基づく監視測定を実施していること。</p> <p>e. へ(ニ)の規定に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>f. 品管規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>(7) 個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証す</p>
	<p>双方の部署で保管する。</p> <p>個別業務の進捗状況に対する必要に応じて依頼元及び依頼先双方の部署で業務の審査を行い、その結果及び必要に応じた処置の記録を維持する。</p> <p>(3) 保安管理部長は、(2)で定めた管理の方法と程度に応じて、供給者が要求事項に従つて調達製品を供給する能力を判断の根拠として供給者を評価し、選定する。また、供給者の選定及び評価の判定基準を定める。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達製品を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達製品等における維持又は運用に必要な技術情報を取得するための方法及び当該情報を他の加工事業者と共に有する場合に必要な措置に関する管理方法を含む。)を定める。</p> <p>(7) 7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達請求元は、次の事項のうち該当する事項並びに保安に関する調達要求事項を含め、調達製品に対する要求事項を定め、仕様書又はその他の連絡書等に文書化する。</p> <p>a) 調達製品、手順、プロセス及び設備に対するGNF-Jの承認に関する要求事項</p> <p>b) 公的資格や供給者の社内認定制度による認定等、供給者の要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c) 供給者の品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告(供給品又は供給品等の報告を含む。)及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 供給者が健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工具等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他個別調達製品等に開示するに限る。)の提供に関する要求事項</p> <p>(2) 調達製品要求事項として、調達製品の供給等で使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際に、原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入ることを含める。</p> <p>(3) 調達請求元は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確認する。</p> <p>(4) 調達請求元は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>(5) 7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 調達請求元は、調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、「購賣規程」に基づき必要な検証又はその他の活動を実施する。</p> <p>(2) 供給者先に出向いて検証を実施する場合、調達請求元は、その検証の要領及び調達製品のリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>(6) 7.5 業務の実施</p> <p>各管理者は、個別業務プロセス計画に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>各管理者は、個別業務を管理された状態で実施しなければならない。管理された状態には次の事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>(1) それぞれ所掌する保安活動のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)を利用してできる体制による。</p> <p>(2) 要員が必要に応じて規程等が利用できる体制であるように、4.2.3 項[文書管理]に従つて管理すること。</p> <p>(3) 保安規定で定める加工施設及び設備等を行うとともに、日常の設備点検及び定期点検が実施されていること。</p> <p>(4) 監視機器及び測定機器が利用できる体制であるように、7.6 頁[監視機器及び測定機器の管理]に基づく監視測定を実施していること。</p> <p>(5) 保安規定第30条に規定された加工施設の操作に関する監視及び測定が、また、保安規定第38条～第55条及び第74条～第75条の2に定められた放射性物質及び放射性廃棄物管理に係る監視及び測定が実施されていること。</p> <p>(6) 開催する規程等の定めるところに応じ、使用前事業者検査等を含め、検査結果または測定結果に基づく個別業務のリースに開示する準備が行われていること。</p> <p>(7) 5.2 個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 個別業務の実施に係るプロセスの結果としているアラートが、それ以外の監視又は測定で検証すること</p>

加工施設の保安のための業務に係る品質管理に関する事項		保安品質保証計画書(令和3年3月)
<p>ことのできない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行うプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象としたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び手順の適用</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p> <p>(i) 識別管理</p> <p>組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(ii) 調達物品の管理</p> <p>組織は、トレーーサビリティ機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいいう。の確認が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</p> <p>(iii) 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(iv) 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</p> <p>(v) 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することができる方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又はは検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 鑑定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化が生じないように保護すること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p>事業変更許可との適合性</p> <p>が不可能な場合(個別業務が実施された後でしか不適合が顕在化しない場合を含む。)には、各管理者は、その個別業務の該当するプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(2) 妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>(3) 妥当性確認を行った場合、(4)各管理者は、上記の妥当性確認の対象としたプロセスについて、プロセスの内容等から該当しないと認められたものを除いて、次の事項を明確にする。</p> <p>a) プロセスの審査及び手順の適用</p> <p>b) 設備の承認及び手順の適用</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 設備の承認及び要員の適格性確認の方法</p> <p>e) 記録に関する要求事項</p> <p>f) 妥当性の再確認(対象となる個別業務計画の変更時)の再確認及び一定期間が経過した後に実行定期的な再確認を含む)の方法</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、実施する個別業務及び加工施設に対して、文書への識別コードの記載や設備錠板の貼付等、適切な手段で識別し、管理する。</p> <p>(2) 各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、監視及び測定の要求事項に關して、次のようないくつかの業務の状態を識別する。</p> <p>① プロセスの状態の識別として、設備の検査等の状態(合否を含む検査結果)の表示</p> <p>② 加工施設の状態の識別として、保安上特に管理を要する設備に関して、運転・休止・保守中等の区別を明確にする状態の表示</p> <p>(3) 保安規定別表18に定める保安に関する記録(設備の機能・性能の確認結果や補修および改造の結果を含む)の記録又は外部提供者の所有物を含む。)の記録又は、「核燃料加工施設操作規程」に含めて記録を維持する場合の扱いを、「核燃料加工施設操作規程」に含め定める。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>各管理者は、加工施設の取扱品・予備品及び非常時用の資機材を含む調達製品の検証後、受入検査合格から搬付又は使用までの間、要求事項への適合を維持する方法で調達製品を管理する。この管理に当たっては、該当する場合、輸入、販売、取扱い、包装、保管及び保護を含め適切な方法を定めるものとする。</p> <p>7.5.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>各管理者は、個別業務の計画に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 各管理者は、個別業務に対する要求事項及び測定機器及び測定機器の規格を実証するために、実施すべき監視及び測定、並びにそのために必要な監視機器及び測定機器に対する要求事項を明確に規定する。</p> <p>(2) 各管理者は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法(監視及び測定の対象、機器、実施者、記録、許容値・判定基準、頻度、等)で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを規程化する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、定期事業者検査等、日常の監視業務を含めて、監視測定の結果の妥当性を確保するため、必要な監視機器に対して次の事項を含む管理規程書を定める。</p> <p>a) 個別業務プロセス計画で定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に用いた基準を記録する。</p> <p>b) 校正の状態を明確にするための定期的校正。</p> <p>c) 機器の使用前に調整し、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講ずる。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、校正外れを含む損傷及び劣化が生じないように保護する。さらに、計測機器が校正範囲から外れる等要求事項に適合しないことが判明した場合、担当部長は、その計測機器でそれまでに測定した影響範囲を特定し、結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・加工施設に対して、計測機器の精度を確認し、測定への問題の有無によりホールドないリースする等適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。</p> <p>(4) 個別業務等要求事項にかかる監視及び測定にコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができる場合、担当部長は、最初に使用する前に、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。また、必要に応じて使用中ににも再確認する。</p>	

	加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する事項  へ評価及び改善 (1) 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	8. 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 a) 各管理者は、次の事項のために必要ながる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスについて、データ収集・分析での統計的手法等の適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含めて計画し、実施する。 a) 業務・加工施設に対する要求事項への適合を審査する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確認する。 c) 取り組むべき改善の部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討する。	事業変更許可との適合性 評価及び改善についての記載であり、事業変更許可申請書本文(7号)に適合している。
	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。  (3) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(2) 保安管理部長は、(1)の監視測定の結果を、必要な際に要員が容易に利用でき、改善活動に用いることができる体制を構築する。  (2) 組織は、(1)の意見の把握及び該意見の反映に係る方法を明確に定める。	
	(4) 組織は、内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要素への適合性を確認するために、保安活動の重複度に応じて、あらかじめ定められた範囲で、内部監査の対象に関与していない要員により内部監査を実施する。 a. 品管規則に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施及び事効性的維持 (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	8.3 内部監査 (1) 保安管理責任者は、客観的な評価を行うことができる組織として保安管理部長に、品質マネジメントシステムの次的事項が満たされたときに、評価するため、内部監査を計画し、年1回以上実施させ、報告させること。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。 (3) 保安管理部長は、監査員の選定基準、監査の判定基準、範囲、頻度及び方法に関する責任及び権限、並びに要求事項などを含めて、保安品質監査及び実施、記録の管理及び結果の報告に監査員を委託する責任及び権限を含む。 (2) 保安管理部長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、内部監査実行計画を作成する。	
	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに先前の監査の結果を考慮して内部監査の実施を確定し、かつ、内部監査の実施に關する。 (4) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に關する内部監査をさせない。 (6) 組織は、内部監査の対象として選定された不適合及びその原因の除去並びに安全文化の劣化兆候との対策について、その責任及び権限並びに内部監査の実施に係る要求事項を通知する。 (7) 組織は、内部監査の対象として選定された不適合及びその原因の除去並びに安全文化の劣化兆候との対策について、その責任及び権限並びに内部監査の実施に係る要求事項を手順書等に定める。	8.4 プロセスの監視測定 (1) 各管理者は、品質マネジメントシステムのプロセスを以下に示す項目に従って監視する場合、及び適用可能な場合に行う修正を行っては、監視測定の実施時期、監視測定の結果に基づく改善率(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムのプロセスを以下に示す項目に従って監視する場合、及び適用可能な場合に行う修正を行っては、監視測定の実施時期、監視測定の結果に基づく改善率	



事業変更許可の適合性																													
加工設置の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業変更許可申請書(本文7号))																													
<p>(1) データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するため、適切なデータ監視測定の結果から得られたデータを用いて、組織の内部の関連情報源からのデータを含む。(2) 品質マネジメントシステムの実効性の改善には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</p>	<p>また、加工設置の保安の向上を図る観点から、重複度に応じ不適合の情報公開を行ふ。</p> <p>(6) 各管理者は、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に従い、不適合を処理し、保安管理部長へ報告する。</p> <p>8.7 データの分析</p> <p>(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムの実効性を実証するため、及び品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価し、収集し、及び分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータを明確にし、適切なデータを含むものとする。また、品質マネジメントシステムの実効性の改善には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析対象</th> <th>責任者</th> <th>担当者</th> <th>得意たい情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・所管官庁検査の結果</td> <td>担当部長</td> <td>原子力の安全の達成に関する外</td> <td>部の受止め方</td> </tr> <tr> <td>・所管官庁の指摘事項</td> <td>担当部長</td> <td>個別業務に対する要求事項への適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)</td> <td>担当部長</td> <td>是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特</td> <td>性及び傾向</td> </tr> <tr> <td>・保安品質目標の達成度</td> <td>保安管理部長</td> <td>・内部監査指摘事項</td> <td>・内部監査の有効性</td> </tr> <tr> <td>・内部監査指摘事項 ・不適合等発生件数 ・マネジメントレビューの結果 に基づく改善率</td> <td></td> <td>・不適合加工作業及び加工施設の特性及び傾向</td> <td>・是正・未然防止処置の有効性</td> </tr> <tr> <td>・開達先の評価結果</td> <td>保安管理部長</td> <td>供給者の能力</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 各管理者は、データの分析によって、次の事項に関連する情報をマネジメントレビューのインプットとして提供する。</p> <p>a) 原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方(組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見)</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c) 不適合には至らない加工施設及び傾向(是正処置に基づき、是正処置の必要性について検討する機会などを含む、プロセス及び加工施設の特性及び傾向)</p> <p>d) 供給者の能力</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>d. 開達物品等の供給者の供給能力</p> <p>(3) 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び品質マネジメント結果の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p> <p>(4) 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに是正処置を講ずる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価をすること。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>(c) 講じた是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(d) 許した全てのは是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(e) 必要に応じて、計画の策定段階で決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>(f) 原子力の安全に及ぼす影響を及ぼす程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様な事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)については、根本原因分析にに関する要求事項を規定するために「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」を作成し、分析を行う。</p> <p>(1) は是正処置等の情報の収集及び整理、人及び組織的側面等の考慮を含む分析</p> <p>(2) 不適合の原因の特定(必要に応じて日常のプロセスについてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。)</p> <p>(3) 類似の不適合等の事象の有無又はそれが発生する可能性の明確化(日常のプロセスについてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。)</p> <p>(4) 不適合等の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(5) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(6) 実施した是正処置の実効性の評価</p> <p>(7) 必要に応じて、計画の策定段階で決定した保安活動の変更</p> <p>(8) 必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(9) 原子力の安全に及ぼす影響を及ぼす程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様な事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)については、根本原因分析にに関する要求事項を規定するために「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」を作成し、分析を行う。</p> <p>(1) は是正処置等の結果の記録と管理</p> <p>(2) 許した全てのは是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(3) 許したから(4)に掲げる事項について、手順等を定める。</p>	分析対象	責任者	担当者	得意たい情報	・所管官庁検査の結果	担当部長	原子力の安全の達成に関する外	部の受止め方	・所管官庁の指摘事項	担当部長	個別業務に対する要求事項への適合		・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)	担当部長	是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特	性及び傾向	・保安品質目標の達成度	保安管理部長	・内部監査指摘事項	・内部監査の有効性	・内部監査指摘事項 ・不適合等発生件数 ・マネジメントレビューの結果 に基づく改善率		・不適合加工作業及び加工施設の特性及び傾向	・是正・未然防止処置の有効性	・開達先の評価結果	保安管理部長	供給者の能力	
分析対象	責任者	担当者	得意たい情報																										
・所管官庁検査の結果	担当部長	原子力の安全の達成に関する外	部の受止め方																										
・所管官庁の指摘事項	担当部長	個別業務に対する要求事項への適合																											
・不適合報告内容 (判定基準からの逸脱度、他施設の不適合)	担当部長	是正処置等の機会を得ることを含む、プロセスと原子力施設の特	性及び傾向																										
・保安品質目標の達成度	保安管理部長	・内部監査指摘事項	・内部監査の有効性																										
・内部監査指摘事項 ・不適合等発生件数 ・マネジメントレビューの結果 に基づく改善率		・不適合加工作業及び加工施設の特性及び傾向	・是正・未然防止処置の有効性																										
・開達先の評価結果	保安管理部長	供給者の能力																											

事業変更許可との適合性	<p>保安品質保証計画書(令和3年3月)</p> <p>(2) 各管理者は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置を行い、保安管理部長へ報告する。</p> <p>(3) 保安管理部長は、是正処置の実施状況について核燃料取扱主任者の確認を得て、放射線安全委員会へ報告する。</p> <p>(4) 保安管理部長は、手順書に基づき、複数の不適合等に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な措置を行う。</p> <p>(5) 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところに沿い、適切な未然防止処置を講ずる。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 未然防止処置</p> <p>(1) 保安管理部長は、他の原子力施設(国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に開墾する施設をいう)から得られた知見、他のランチ加工事業者から提供された技術情報及び他のランチ加工事業者が公開した不適合の事象が自らの施設で起こり得る不適合(上記の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、以下の事項に従い、適切な未然防止処置を実施する。</p> <p>(2) 保安管理部長は、次の事項に関する要求事項を「保安不適合処置規程」に定める。</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因の調査 b. 未然防止処置の必要性の評価 c. 必要な未然防止処置の明確化及び実施 d. 實施した未然防止処置の実効性の評価 e. 實施した未然防止処置の結果を含む未然防止処置活動の結果の記録の作成</p> <p>(2) ②に含む】</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。 d. 實施した全ての未然防止処置及びその結果の実効性の評価を行うこと。 e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 組織は、(1)からe.に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>
-------------	--

添付書類2 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

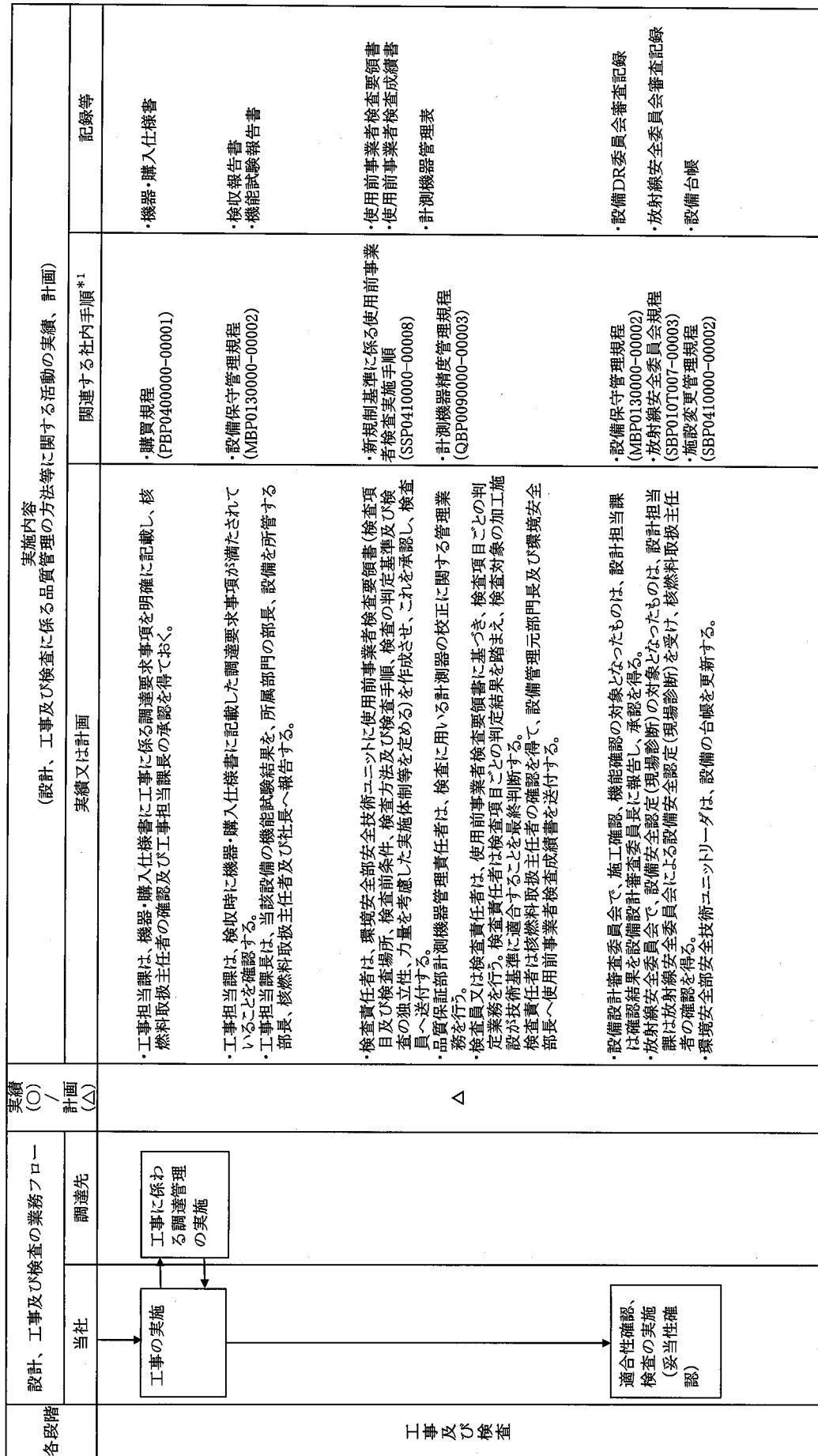
本申請における設計及び工事に係る品質管理の方法等について、活動の実績と計画を以下の表に示す。

添2表1 本申請における設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する活動の実績及び計画

添2表1 本申請における設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する活動の実績及び計画

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実績、計画)	関連する社内手順*1 記録等
	実績(O) /計画(A)	実績又は計画 (△)		
概念設計段階	当社	調達先	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設計に係る業務の実施については、担当部長(製造部長、環境安全部長、保安管理部長、業務部長、品質保証部長)がプロセス責任者*2として手順書を定め、それぞれの業務を統括した。</li> <li>設計担当課は、設計計画書を作成し、設計の性質・期間等、審査・検証及び妥当性を明確化した。</li> <li>製造部生産技術課は、「加工施設建屋、設備の耐震設計等の技術評価手順」を発行し、各施設に対する設計・開発へのインプットである機能及び性能に關する要求事項、適用される法令・規制要求事項等を明確化した。設計担当課は、本手順書に基づき、変更する施設の設計計画書を作成した。</li> <li>設計管理者である設計担当課長は、設計計画書の記載内容の適切性をレビューし、設計担当課長が設計計画書を承認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安管理組織職務規程(SBP0200000-00032)</li> <li>製造部の組織図と業務分掌(MSP0020000-00004)</li> <li>環境安全部の業務組織・業務分掌(SSP0950000-00004)</li> <li>保安管理部の業務組織・業務分掌(SSP0950000-00006)</li> <li>業務部調達課組織及び業務ガイド(PSP0400000-00009)</li> <li>品質保証部組織および業務分掌(QSP0030000-00002)</li> <li>施設変更管理規程(SBP0410000-00002)</li> <li>加工施設建屋、設備の耐震設計等の技術評価手順(MSP0090000-00024)</li> </ul>
設計段階	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>調達請求元の担当課は、新規制基準に基づき設計検査が必要となる施設の技術的要件を定めた機器・購入仕様書を作成し、内容の適切性や設計計画書の内容が適切に反映されていることをレビューした後、核燃料貯蔵主任者が機器・購入仕様書を承認した。</li> <li>保安管理部は、設計業務を外注する調達先に対して、経営状態や納入実績等の一般事項に加えQAシステム、安全文化の醸成並びに設計・開発のレビューの体制について評価を実施し、保安管理部長は承認した。</li> <li>業務部調達課は、調達請求元の担当課が発行した機器・購入仕様書に基づき、設計業務の発注を行った。</li> <li>調達請求元の担当課は、設計業務を外注した調達先での設計検証の記録を確認するか、あるいは同様の確認を課内で実施し、報告書としてまとめた。</li> <li>調達請求元の課長は、設計者以外の者に報告書を検証させ、承認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購買規程(PBP0400000-00001)</li> <li>保安関連調達先の評価手順(SSP0200000-00004)</li> <li>加工施設建屋、設備の耐震設計等の技術評価手順(MSP0090000-00024)</li> <li>調達先承認シート</li> <li>設計検証社内報告書</li> </ul>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実績、計画)		
	実績(○) /計画(△)	当社 調達先	実績又は計画	開発する社内手順*1	記録等
設計	詳細設計段階(継ぎ)		<p>設計担当課長は、設計・開発のアウトプットの体系的なレビューを実施するために、設計担当課に、設備設置審査委員会によるレビューや設備使用部門の者と当該設計・開発に係る専門家を含む参加者によるレビューを受審させた。</p> <p>設計担当課長は、設計・開発のアウトプットの体系的なレビューを実施するために、設計担当課に、放射線安全管理委員会の審議を受審させ、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、放射線安全委員会は審議結果を社長に答申した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備保守管理規程(MBP0130000-00002)</li> <li>・設備設計審査規程(MBP0090000-00012)</li> <li>・放射線安全委員会規程(SBP010T007-00003)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計検証社内報告書</li> <li>・設備DR委員会審査資料</li> <li>・設備DR委員会審査記録</li> <li>・放射線安全委員会審査資料</li> <li>・放射線安全委員会審査記録</li> </ul>
工事及び検査	工事計画の作成		<p>○</p> <p>設計担当課長は段階申請に必要となる設計と工事の方法を示した書類を作成し、部門内の審査、設計担当部長の承認を受けたのち、環境安全部安全技術ユニットに提出した。</p> <p>・環境安全部長は、安全技術ユニットは、設計担当課長から提出された書類を基に設工認申請書を作成した。</p> <p>・環境安全部長は、安全性に関する審査を行わせるために、安全技術ユニットリーダーに放射線安全管理委員会の審議を受審させ、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、放射線安全委員会からの答申を受けた社長の承認を得た。</p> <p>・安全技術ユニットリーダーは、社長承認を受けた申請書を原子力規制委員会に申請した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設変更管理規程(SBP0410000-00002)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設工認申請内容の連絡書</li> <li>・外部提出図書レビューシート</li> <li>・放射線安全委員会審査記録</li> </ul>



\*1: 2次文書と3次文書との関係を添2表1-1に示す。  
 \*2: プロセス責任者と所掌する職務及び手順書類(本申請に関連するもの)との関係を添2表1-2に示す。

添2表1-1 2次文書と3次文書との関係

2次文書 保安管理組織職務規程 (SBP0200000-00032)	製造部の組織図と業務分掌 (MSP0020000-00004) 環境安全部の業務組織・業務分掌 (SSP0950000-00004) 保安管理部の業務組織・業務分掌 (SSP0950000-00006) 業務部調達課組織及び業務ガイド (PSP0400000-00009) 品質保証部組織および業務分掌 (QSP0030000-00002)
施設変更管理規程 (SBP0410000-00002)	加工施設建屋、設備の耐震設計等の技術評価手順 (MSP0090000-00024) 新規制基準に係る使用前事業者検査実施手順 (SSP0410000-00008)
購買規程 (PB0400000-00001)	保安関連調達先の評価手順 (SSP0200000-00004)
設備保守管理規程 (MBP0130000-00002)	設備設計審査規程 (MBP0090000-00012) 構内工事管理規程 (SBP0200000-00027) 計測機器精度管理規程 (QBP0090000-00003)
放射線安全委員会規程 (SBP010T007-00003)	-

\*3次文書は担当課長が定めるものもある。

添2表1-2 プロセス責任者と所掌する職務及び手順書類との関係

プロセス責任者	所掌する職務	所掌する手順書類	所掌する手順書類	所掌する手順書類
製造部長	加工施設の新設、更新、改造成業務 上記に係る技術的業務	設備保守管理規程 製造部の組織図と業務分掌 加工施設建屋、設備の耐震設計等の技術評価手順 設備設計審査規程	第2防護棟、D搬送路 汎用フード、粉末缶用台車 クレーン、搬送コンベヤ、リフタ、容器貯蔵コンベヤ WLAN貯蔵容器、粉末移し替えフード 廃油保管場	設計及び工事担当部門が所掌する本申請の案件
環境安全部長	施設認可取得業務 放射線管理の業務に係る技術的業務	施設変更管理規程 環境安全部の業務組織・業務分掌 新規制基準に係る使用前事業者検査実施手順	モニタリングポスト	
保安管理部長	保安品質マネジメントシステムの維持管理業務 建屋及び建屋付帯設備に関する業務 放射線管理に関する業務	保安管理組織職務規程 保安管理部の業務組織・業務分掌 構内工事管理制度 放射線安全管理委員会規程 保安関連調達先の評価手順	一	
業務部長	調達管理業務	購買規程	一	
品質保証部長	計測器に関する管理業務	業務部調達課組織及び業務ガイド 計測機器精度管理制度 品質保証部組織および業務分掌	一	

### 添付書類 3 加工施設の技術基準に関する規則との適合性に関する説明書

今回申請する建物・構築物及び設備・機器について、「加工施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」と)との適合性をそれぞれ添3表1-1及び添3表1-2に示す。また、添3表1の詳細な内容は添3資料1~22に示す。

なお、先行申請し認可された第1次設工認申請書から第3次設工認申請書において、次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様については、本申請対象施設により適合性を確認するものではなく、既認可と本申請における仕様の間に設計上の不整合が生じていなかることを確認した。

以上の各表及び資料のリストを下記に示す。

添3表1-1 今回申請する施設の技術基準への適合性（建物・構築物）

添3表1-2 今回申請する施設の技術基準への適合性（設備・機器）

添3資料1 (核燃料物質の臨界防止)

添3資料2 (安全機能を有する施設の地盤)

添3資料3 (地震による損傷の防止)

添3資料4 (津波による損傷の防止)

添3資料5 (外部からの衝撃による損傷の防止)

添3資料6 (加工施設への人の不法な侵入等の防止)

添3資料7 (閉じ込めの機能)

添3資料8 (火災等による損傷の防止)

添3資料9 (溢水による損傷の防止)

添3資料10 (安全避難通路等)

添3資料11 (安全機能を有する施設)

添3資料12 (材料及び構造)

添3資料13 (搬送設備)

添3資料14 (核燃料物質の貯蔵施設)

添3資料15 (警報設備等)

添3資料16 (放射線管理施設)

添3資料17 (廃棄施設) \*

添3資料18 (核燃料物質等による汚染の防止) \*

添3資料19 (遮蔽)

添3資料20 (換気設備) \*

添3資料21 (非常用電源設備)

添3資料22 (通信連絡設備)

\* 本添付書類の説明対象外であるため、記載なし。

なお、添3資料1~22中の基本設計方針の記載は、「II.1 基本設計方針」の記載と同じである。





## (核燃料物質の臨界防止)

- 第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「單一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。
- 2 安全機能を有する施設は、單一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、單一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは單一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。
- 3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

今回申請する設備及び機器に対し、本項における要求事項及び設計に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。なお、第4条第3項については、本施設において臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う設備はないことから該当しない。

また、技術基準規則第12条「加工施設内における溢水による損傷の防止」に対しては、今回申請する設備・機器の核的制限値は、設備内の水の侵入を想定した最適減速条件において未臨界となるよう設定されているため、溢水による水の浸入があっても未臨界である。

なお、單一ユニット相互間の核的に安全な配置に係る適合性については、設工認申請の都度、申請対象設備ごとに評価して確認するが、各設備の配置にかかる加工施設全体としての適合性は、全ての施設が申請された際に確認する。今回申請する第2加工棟の第2-3階酸化ウラン取扱室に設置する汎用フード及び粉末移し替えフード並びに第2貯蔵棟及びD搬送路に設置する、ウラン貯蔵容器、粉末輸送容器及び集合体輸送容器を取り扱う設備についての評価結果を参考として添3資料1説明書1に示す。

核燃料物質の臨界防止に関する説明書

複数ユニットにおける各設備の配置にかかる加工施設全体としての適合性は、第5次申請以降、全ての施設が申請された際に確認するが、ここでは参考として今回の申請する設備・機器についての未臨界性を確認する。

第2加工棟においては立体角法を用いて複数ユニットの評価を行う。計算結果を表1に示す。今回申請する第2加工棟の設備・機器の総立体角は、許容立体角より小さく複数ユニットの臨界安全性は保たれる。

一方、第2貯蔵棟及びD搬送路においてウラン貯蔵容器及び輸送容器を取り扱う設備については、容器の間隔を取らずに配置することから、臨界計算コードにより中性子実効増倍率を計算することにより未臨界性を確認する（立体角計算に必要な座標原点と設備・機器の位置は設定せず、臨界計算コードにより第2貯蔵棟内の各輸送容器を一括して計算する）。計算結果を表2に示す。今回申請する第2貯蔵棟及びD搬送路の設備・機器の中性子実効増倍率は、0.95以下であり、複数ユニットの臨界安全性は保たれる。

なお、第2加工棟と第2貯蔵棟に設置されている設備間の相互干渉については、第2貯蔵棟に30cm以上のコンクリート隔壁が設置されている（図3参照）ため評価不要である。

表1 今回申請する設備・機器の立体角計算結果（第2加工棟の設備<sup>注1)</sup>）

No.	設備・機器 名称	設備・機器の 位置(m) <sup>注2)</sup>			設備・機器の 寸法(m) <sup>注3)</sup>			設備・ 機器の 形状	中性子実 効増倍率 (keff) <sup>注4)</sup>	許容 立体角 (Sr)	総 立体角 (Sr)
		X	Y	Z	x	y	z				
1	汎用フード										
2	粉末 移し替 えフ ード	粉末輸送容器の 内容器									
3		円筒容器 取扱部 <sup>注5)</sup>									
4		蓋取付部									
5		(附) コンベヤ									

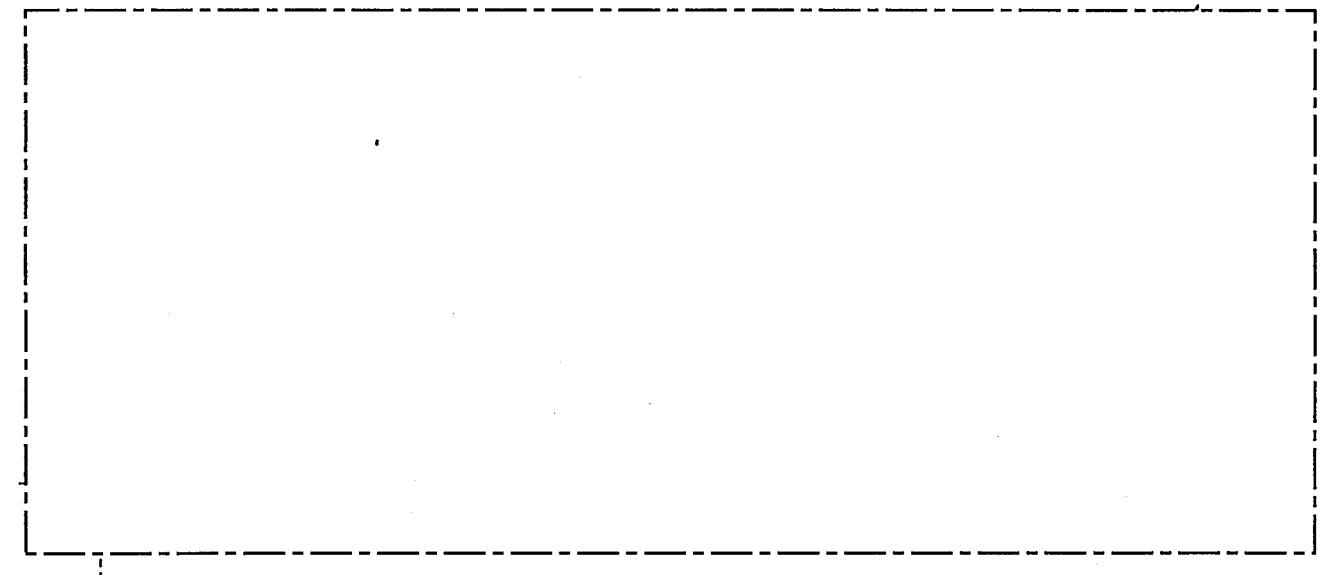
注1) 第2加工棟に設置する粉末缶用台車については、粉末缶の周囲に中性子吸収材(厚さ0.5mm以上のカドミウム)を設置することにより、他の全てのユニットと接触した場合においても中性子相互干渉を無視できるため、立体角計算を実施することなく複数ユニットの臨界安全性を確保できる。

注2) X、Y、Z: 第2加工棟の原点から設備・機器の表面(ウランの入る部分)までの距離(図1参照)

注3) x、y、z: 設備・機器の寸法(ウランの入る部分の寸法)

注4) 反射材がない場合の中性子実効増倍率(臨界計算コードにて計算)

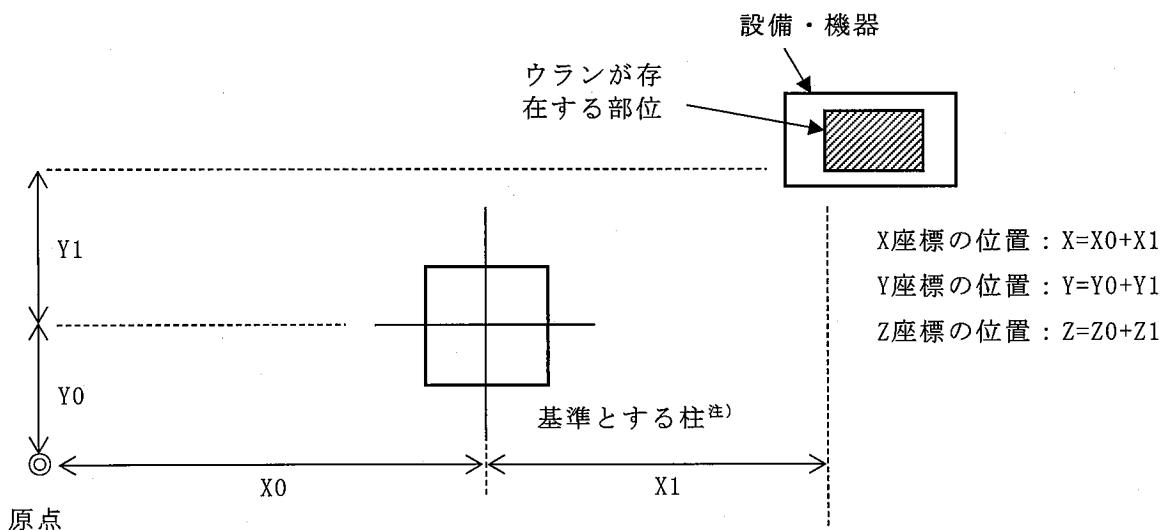
注5) 円筒容器取扱部と開梱部には二重投入防止のインターロックにより同時に存在しないため(図2参照)、より厳しい結果となった円筒容器取扱部を示す。



X座標の位置：X座標の原点から基準となる柱までの距離（X0）+ 基準となる柱から設備・機器のウランが存在する部位の表面までの距離（X1）

Y座標の位置：Y座標の原点から基準となる柱までの距離（Y0）+ 基準となる柱から設備・機器のウランが存在する部位の表面までの距離（Y1）

Z座標の位置：Z座標の原点（1階床面）から当該階の床面（Z0）+ 設備・機器のウランが存在する部位の表面までの距離（Z1）



注) 基準とする柱は、第2加工棟に設置されたX座標（1～16通り）とY座標（A～Hの通り）の各柱を適用する（第1次設工認申請書、図ハ-1-4 第2加工棟（本体）補強位置図（1階梁床伏図）参照）

図1 第2加工棟の立体角計算の座標原点と設備・機器の位置

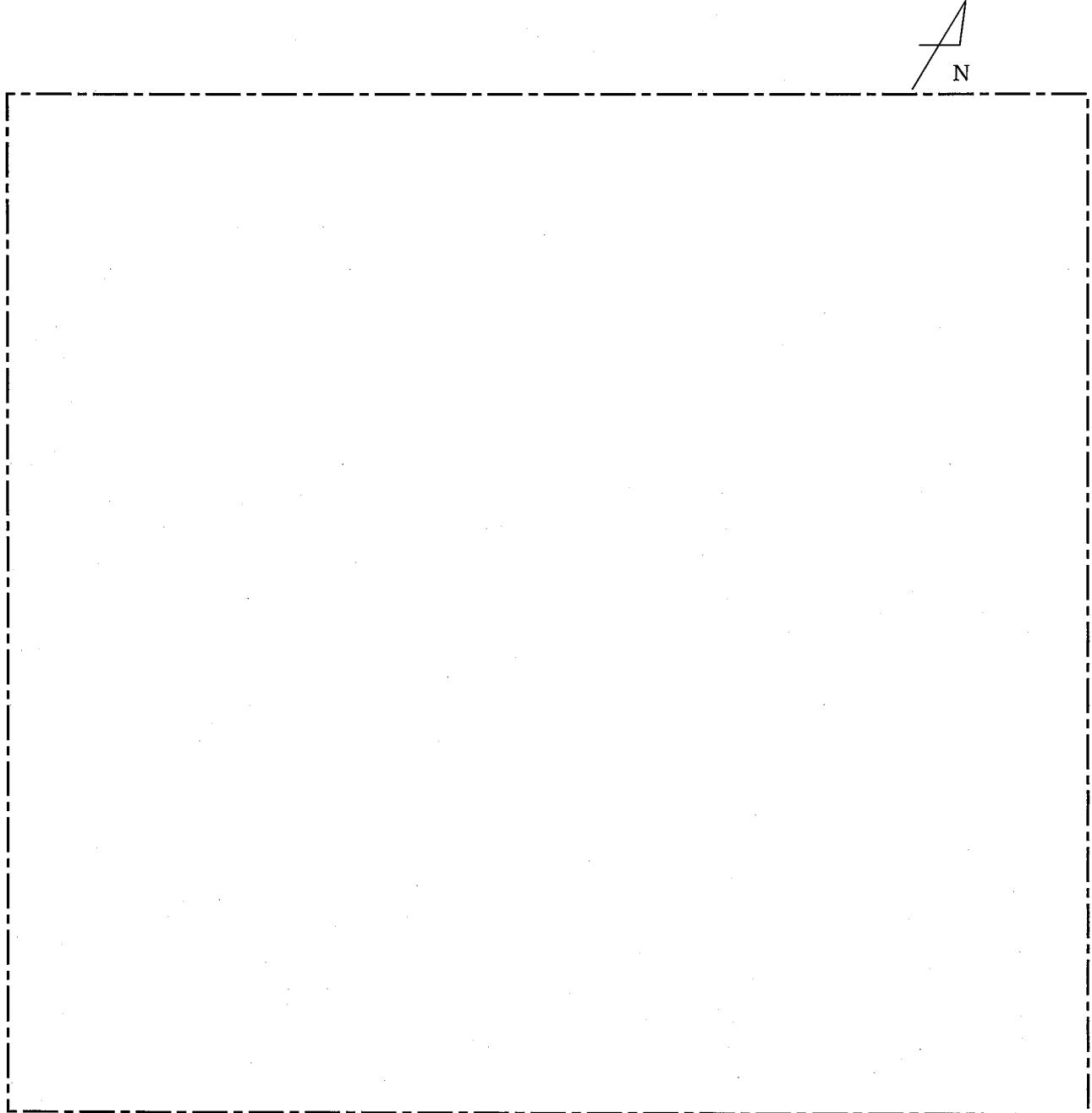


図2 粉末移し替えフードの單一ユニットの範囲

表2 今回申請する設備・機器の臨界計算コード計算結果（第2貯蔵棟及びD搬送路の設備）

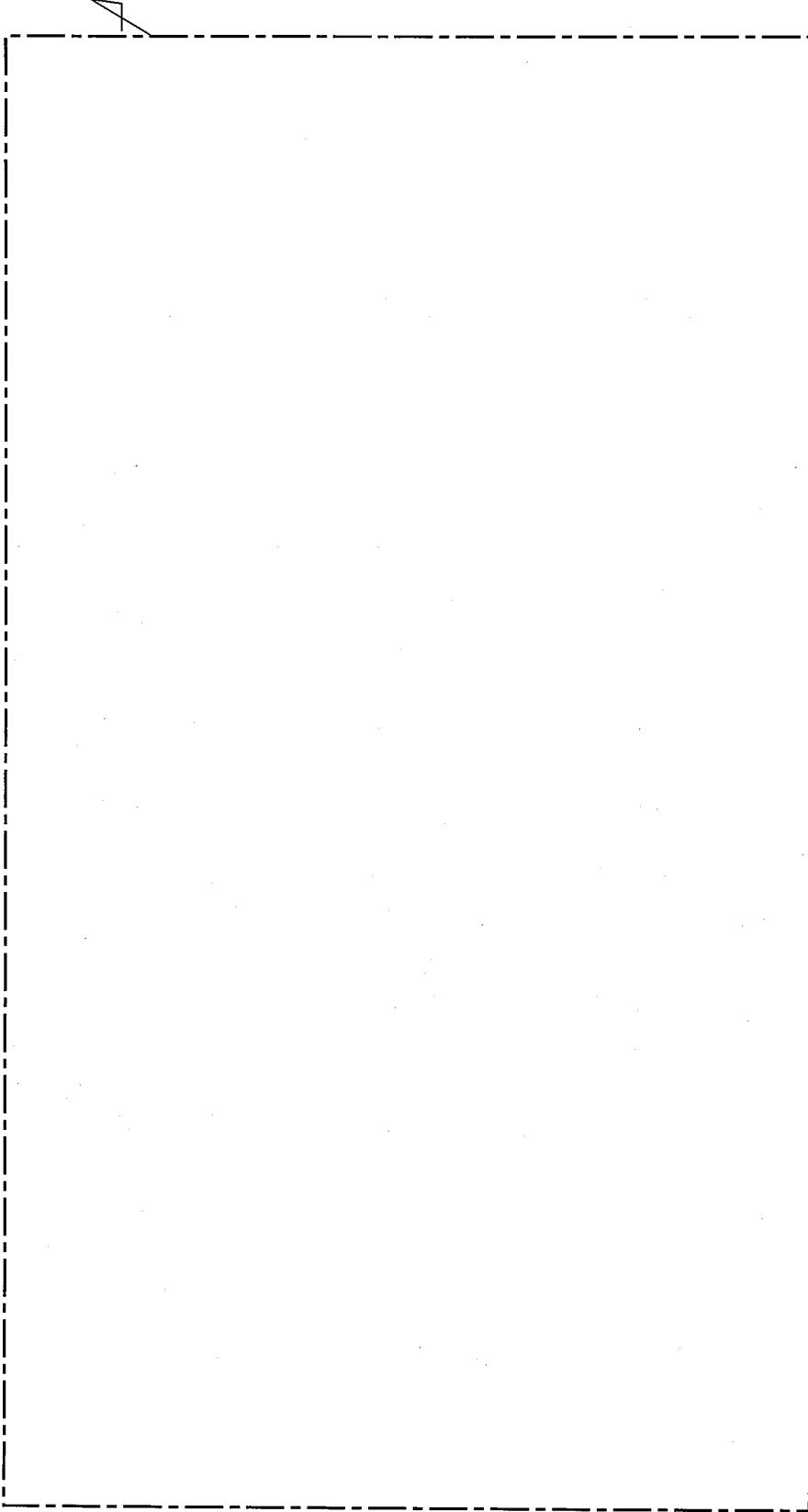
室	設備・機器	対象となる容器 <sup>注1)</sup>	評価結果
第2(1階)酸化ウラン貯蔵場	クレーン、搬送コンベヤ、リフタ	粉末輸送容器	粉末輸送容器を無限個配列し、容器と容器の間には最適に減速された水が存在する状態（最適減速条件）において、中性子実効増倍率は、0.92となった。
		集合体輸送容器	集合体輸送容器を1080個（18行×3列×20段） <sup>注2)</sup> 配列し、容器と容器の間には最適に減速された水が存在する状態（最適減速条件）において、中性子実効増倍率は、0.79となった。
		ウラン貯蔵容器	ウラン貯蔵容器を72個（4行×9列×2段）配列し、容器と容器の間には最適に減速された水が存在する状態（最適減速条件）において、中性子実効増倍率は、0.86となった。
		上記の容器を第2貯蔵棟に混在して貯蔵した場合 <sup>注3)</sup>	個々の輸送容器及び貯蔵容器を個別に配列した時の中性子実効増倍率の最大値である0.92を超えることはなかった。
第2(2階)酸化ウラン貯蔵場及びD搬送路 <sup>注4)</sup>	容器貯蔵コンベヤ、（附）トラバーサ、搬送コンベヤ、リフタ	ウラン貯蔵容器	ウラン貯蔵容器を58個（1行×29列×2段）配列し、容器と容器の間には最適に減速された水が存在する状態（最適減速条件）において、中性子実効増倍率は、0.63となった。

注1) 当該容器以外に天然ウラン用粉末輸送容器を取り扱うが、本輸送容器は天然ウランのみ収納することから臨界評価は不要である。

注2) 第2貯蔵棟の第2(1階)酸化ウラン貯蔵場及び第2(2階)酸化ウラン貯蔵場の最大貯蔵能力（ $\square$ t-UO<sub>2</sub>）を超えない範囲で貯蔵可能な集合体輸送容器（ $\square$ kgUO<sub>2</sub>/容器）の個数は $\square$ 個であるため、これを十分に上回る個数（輸送容器の設計承認申請書の安全解析で設定している個数）である。また、配列は中性子実効増倍率が最も高くなる配列としている。

注3) ウラン貯蔵容器を所定の場所に配置し、その他の領域に粉末輸送容器又は集合体輸送容器を配置した場合。なお、本評価では、第2(1階)酸化ウラン貯蔵場及び第2(2階)酸化ウラン貯蔵場全体に配置した場合を評価した。

注4) D搬送路から第2加工棟にウラン貯蔵容器を搬送する場合の中性子相互干渉は、ウラン貯蔵容器が第2加工棟の第2酸化ウラン搬入室に搬送された状態が第2加工棟の設備に最も接近し厳しい評価となるため、後続の申請時（第2酸化ウラン搬入室の設備申請時）に評価する。



第2貯蔵棟1階の北側の壁は30cm以上のコンクリートが存在するため、第2加工棟と第2貯蔵棟は核的に隔離されている。なお、第2貯蔵棟1階東側の一部は鋼製の片引き戸(SD2)であり、部分的に開口部となっているが、輸送容器及びウラン貯蔵容器の貯蔵範囲ではない。また、第2貯蔵棟2階にはこのような開口部ではなく、北側には1階と同じ厚さの壁が存在するため、第2貯蔵棟と第2加工棟の单一ユニット間は、核的に隔離されている。

図3 第2加工棟と第2貯蔵棟の核的隔離状態

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(基本設計方針)

2.1 地盤に関する基本設計方針

安全機能を有する設備・機器及びそれを設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。加工施設の建物は、三浦層群逗子層の泥岩層であり、標準貫入試験の打撃回数（N値）が50以上という強固な支持層に達する杭により支持する設計とする。

事業変更許可申請書に記載の通り、加工施設の建物は液状化の可能性がかなり低い敷地に設置され、液状化の考慮は不要である。また上記の通り加工施設の建物は杭基礎により強固な支持層に支持されるため、仮に浅部で液状化が発生したとしても、直ちに上部構造物に大きな被害が生じることはない設計とする。

(適合性の説明)

○第2貯蔵棟、D搬送路

【地盤】

➤ 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置している。

本申請の対象である第2貯蔵棟及びD搬送路は、標準貫入試験の打撃回数（N値）が50以上の強固な泥岩層の地盤である三浦層群逗子層に達する杭基礎により支持する（それぞれの建物の地盤（土質柱状図）については、添3資料3説明書1(1)及び添3資料3説明書1(2)の図1を参照）。また、これらの建物は液状化の可能性がかなり低い敷地に設置され、液状化の考慮は不要である。上記の通り加工施設の建物は杭基礎により強固な支持層に支持されるため、仮に浅部で液状化が発生したとしても、直ちに上部構造物に大きな被害が生じることは無い。

なお、加工施設の建物に設置されている設備・機器については、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物に設置するため、安全機能が損なわれることはない。

## (地震による損傷の防止)

**第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。**

## (基本設計方針)

## 2.2 耐震設計に関する基本設計方針

安全機能を有する施設は、その重要度により耐震設計上の区分（以下「耐震重要度分類」という。）を行い、適切と考えられる地震力に対して、安全機能を損なうことのない設計を行う。

## 2.2.1 耐震重要度分類

安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて、以下の第1類、第2類及び第3類に分類する。なお、本加工施設にはその安全機能の喪失を仮定した場合の放射線による公衆への影響の程度が特に大きな施設はないため、耐震重要施設はなく、Sクラスの施設は存在しない。

第1類……非密封ウランを取り扱う設備・機器及び非密封ウランを閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器をいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

第2類……非密封ウランを取り扱う設備・機器及び非密封ウランを閉じ込めるための設備・機器並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備・機器及びその制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる、影響が小さいもの及び化学的制限値又は熱的制限値を有する設備・機器をいう。なお、これらの設備・機器を収納する建物・構築物を含む。

第3類……第1類に属する施設及び第2類に属する施設以外の一般産業施設と同等の安全性が要求される施設をいう。

## 2.2.2 耐震設計評価法

## (1) 建物・構築物に関する方針

加工施設の安全機能を有する施設の耐震設計は、次の基本的方針を満足するようを行う。

① 建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

## (2) 建物・構築物の耐震設計法

① 建物・構築物の耐震設計法については、各類とも原則として静的設計法を基

本とし、かつ建築基準法等関係法令によるものとする。

- ② 上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないようにする。
- A、B、C、D搬送路と第2加工棟は、エキスパンションジョイントを介して接続することにより、地震時の変位や荷重を接続先の建物に伝えず、各建物を耐震上独立させた設計とする。
- ③ 上位の分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合は、上位分類の設計法によるものとする。
- ④ 静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数 $C_i$ に、耐震重要度に応じて表1-1に示す割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数 $C_i$ は、標準せん断力係数 $C_0$ を0.2とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。算定された静的地震力に対して、建築基準法及び関連法令等で規定される許容応力度を許容限界とした設計をおこなう。
- ⑤ 保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認する。また、必要保有水平耐力については、標準せん断力係数 $C_0$ を1.0とし、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。

表 1-1 地震層せん断力係数の割増し係数

分類	割り増し係数
第1類	1.5
第2類	1.25
第3類	1.0

### (3) 設備・機器に関する方針

加工施設の安全機能を有する施設の耐震設計は、次の基本の方針を満足するようを行う。

- ① 設備・機器については、常時作用している荷重と1次設計に用いる静的地震力（以下「1次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。
- ② 第1類の設備・機器については、常時作用している荷重と2次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。

### (4) 設備・機器の耐震設計法

- ① 設備・機器の耐震設計法については、原則として静的設計法を基本とする。
- ② 上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないようにする。

- ③ 上位の分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位分類の設計法によるものとする。
- ④ 設備・機器の設計に当たっては剛構造となることを基本とし、それが困難な場合は動的解析等適切な方法により設計する。具体的には、「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター、2014年版）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用する。  
剛構造の判断基準は、設備・機器の固有振動数が20Hzより高いこととする。
- ⑤ 各類ともに1次設計を行う。1次設計とは、常時作用している荷重と1次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計とする。1次設計に係る1次地震力は、設備・機器が剛構造の場合、地震層せん断力係数 $C_d$ に、耐震重要度に応じて前記の表1-1に示す割り増し係数を乗じたものに20%増しして算定する。
- ⑥ 第1類については、上記の1次設計に加え、2次設計を行う。2次設計とは、常時作用している荷重と1次地震力を上回る2次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計とする。2次設計に係る2次地震力は、1次地震力に1.5を乗じたものとする。

#### (適合性の説明)

○汎用フード、第2貯蔵棟、D搬送路、クレーン、搬送コンベヤ、リフタ、容器貯蔵コンベヤ、粉末移し替えフード、モニタリングポスト

#### 【耐震重要度分類】

- 安全機能を有する施設は、その重要度により耐震設計上の区分を行い、適切と考えられる地震力に対して、安全機能を損なうことのない設計を行っている。事業変更許可申請書に示す通り耐震重要度分類を以下のように区分している。  
耐震重要度分類第1類：粉末移し替えフード  
耐震重要度分類第2類：汎用フード、第2貯蔵棟、D搬送路、クレーン、搬送コンベヤ、リフタ、容器貯蔵コンベヤ、モニタリングポスト  
耐震重要度分類第3類：本申請では無し

#### ○第2貯蔵棟、D搬送路

#### 【耐震設計】

- 本申請の対象である建物は、事業変更許可申請書の添5ホの表2に記載の第2貯蔵棟及びD搬送路である。
- 第2貯蔵棟及びD搬送路については、耐震重要度分類第2類とし、建築基準法等関係法令に基づいた耐震設計（1次設計及び2次設計）を実施する。第2貯蔵棟、D搬送路について、地震による損傷の防止を説明した書類を添3資料3説明書1に示す。

○第2貯蔵棟、D搬送路

【上位波及】

- 第2貯蔵棟は耐震重要度分類第2類の建物であり、第1類の建物である第2加工棟とは十分な離隔を有していることから、地震による変位及び倒壊を考慮しても第2加工棟に影響を与えることはない。
- D搬送路と第2加工棟は、エキスパンションジョイントを介して接続することにより、地震時の相対変位を吸収して荷重を接続先の建物に伝えず、各建物を耐震上独立させた設計としている。エキスパンションジョイントの間隙に係る設計について説明した書類を添3資料3説明書1に示す。

○汎用フード、クレーン、搬送コンベヤ、リフタ、容器貯蔵コンベヤ、粉末移し替えフード、モニタリングポスト

【耐震設計】

- 本申請の対象である設備・機器の耐震設計については、静的設計法とする。設備・機器の設計に当たっては剛構造となることを基本とし、それが困難な場合には「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人 建築研究所監修）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用し、当該設計用水平震度より算出される地震力と設備・機器に常時作用している荷重を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とした設計を行う。耐震重要度分類各類共に1次設計を行い、耐震重要度分類第1類の設備・機器については2次設計を実施する。設備・機器について地震による損傷の防止を説明した書類を添3資料3説明書2に示す。

○汎用フード、クレーン、搬送コンベヤ、リフタ、容器貯蔵コンベヤ、モニタリングポスト

【上位波及】

- 耐震重要度分類第2類の設備である汎用フードは、上位分類の設備・機器への波及的影響がないよう転倒方向において耐震重要度分類第1類の設備と十分な離隔がある場所に設置している。
- 第2貯蔵棟及びD搬送路に設置される耐震重要度分類第2類の設備\*は、これらの建物には耐震重要度分類第1類の設備はないことから、波及的破損の考慮は不要である。  
(\*クレーン、容器貯蔵コンベヤ、搬送コンベヤ、リフタ)
- 屋外に設置された耐震重要度分類第2類の設備であるモニタリングポストは、他の施設との間に十分な離隔があることから、上位の施設に対して波及的影響を及ぼすことはない。

2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

本加工施設には耐震重要施設はないため、該当しない。

3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

本加工施設には耐震重要施設はないため、該当しない。

地震による損傷の防止に関する説明書  
(建物の耐震評価 (第2貯蔵棟))

### 1. 基本設計方針

安全機能を有する施設は、その重要度により耐震設計上の区分（以下「耐震重要度分類」という。）を行い、適切と考えられる地震力に対して、安全機能を損なうことのない設計を行う。建物・構築物の耐震設計は、次の基本方針を満足するようを行う。

- (1) 建物・構築物の耐震設計法については、各類とも原則として静的設計法を基本とし、かつ建築基準法等関係法令によるものとする。
- (2) 上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないようにする。
- (3) 上位の分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位分類の設計法によるものとする。
- (4) 静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数 $C_i$ に、耐震重要度に応じて下表に示す割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数 $C_i$ は、標準せん断力係数 $C_0$ を0.2とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。算定された静的地震力に対して、建築基準法及び関連法令等で規定される許容応力度を許容限界とした設計をおこなう（1次設計）。
- (5) 保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認する（2次設計）。また、必要保有水平耐力については、標準せん断力係数 $C_0$ を1.0とし、同条第2号に規定する式で計算した数値に下表に示す割り増し係数を乗じた値とする。

表 地震層せん断力係数の割増し係数

分類	割り増し係数
第1類	1.5
第2類	1.25
第3類	1.0

### 2. 設計条件

#### (1) 耐震重要度分類

事業変更許可と同じく、耐震重要度分類第2類（割増し係数1.25）とした。

#### (2) 地震力

地震力は、地震層せん断力係数 $C_i$ <sup>1)</sup>に、割増し係数1.25を乗じて算定する。ここで、標準層せん断力係数 $C_0$ は0.2とし、建物の高さ方向の地震力の分布は $A_i$ 分布に基づき設定<sup>2)</sup>している。

- 1) 建築基準法施行令第88条の規定に基づく
- 2) 建築基準法施行令第88条及び昭和55年建設省告示第1793号に基づく

基礎に適用する地下部分の地震力は、建築基準法施行令<sup>3)</sup>で規定される水平震度  $k$  に割増し係数 1.25 を乗じて算定する。

3) 建築基準法施行令第 88 条第 4 項に基づく

### (3) 荷重

建物に常時作用する荷重（固定荷重及び積載荷重）は、次の通りとした。

- ・固定荷重：建物の柱、梁、壁及び床の重量は評価モデル作成時に断面形状や架構構造から自動計算される。床重量にはスラブの自重に加えて仕上げ材の重量が、壁等にはフカシ等の重量がそれぞれ考慮されている。これらに加え、屋上のパラペットや機械基礎等の重量を特殊荷重として手動設定している。
- ・積載荷重：建物内に設置する設備類から裕度をもって設定している。新築時から変更はない。

## 3. 評価方法

### (1) 評価プログラム

建物の上部構造物の耐震評価では、建築の構造計算で一般的に用いられる構造計算プログラム [ ] [ ] [ ] を使用した。同プログラムは、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリート充填鋼管構造及びこれらが混合する構造物に対して、建築基準法及び関係法令に対応した許容応力度計算から保有水平耐力計算までを一貫して行う構造計算プログラムである。各構造部材のうち柱梁は線材に置換、耐力壁はエレメント置換され、3 次元のモデルが構築される。許容応力度評価は変位法による弾性応力解析により、保有水平耐力計算は荷重増分法による弾塑性応力解析により計算される。

また、建物の基礎（杭）の耐震評価では、上記構造計算プログラムの関連プログラムである [ ] [ ] [ ] を使用した。杭体の許容応力度評価は、杭を曲げ剛性を有する線材、杭周囲の地盤を水平ばねとしたモデルにより計算される。

### (2) 評価モデル

#### a. 上部構造物の評価モデル

構造図及び部材リスト（添付書類 4 のへ(1)参照）に基づき、改造部を含む上部構造物全体の構造部材を評価プログラムに入力し、評価モデルを構築している。本評価モデルにおいては、上部構造物と基礎は分離モデルとしているが、基礎からの曲げ戻しを考慮した場合でも上部構造物の健全性に問題はない。

#### b. 基礎（杭）及び地盤の評価モデル

構造図及び部材リスト（添付書類 4 のへ(1)参照）並びに地盤調査結果（土質柱状図、図 1 に示す）に基づき、基礎（杭）及び地盤の構造を評価プログラムに入力し、評価モデルを構築している。上部構造物から基礎部へ伝達される荷重（軸力）は、上部構造部の構造計算結果から自動入力される。

#### 4. 評価結果

##### (1) 1 次設計

各構造部材に対して許容応力度を許容限界とした評価を実施する。評価基準として、発生応力度が短期許容応力度を下回れば合格とする。1 次設計で適用する材料の許容応力度は、建築基準法施行令等<sup>4)</sup>に基づき設定している。主な材料の許容応力度を表 1 から表 3 に示す。

4) 建築基準法施行令 90 条及び 91 条、及び平成 12 年建設省告示第 2464 号第 1 及び平成 12 年建設省告示第 1450 号第 2、並びに鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説に基づく

第 2 貯蔵棟の 1 次設計の評価結果について、各部材の検定比のうち最も高い値となったものを表 4 に示す。これより、すべての構造部材について発生応力度が短期許容応力度を下回っており、評価基準を満足することを確認した。

##### (2) 2 次設計

保有水平耐力の算定を行う。ここで、部材の弾性限度に対応する荷重状態として終局耐力を設定<sup>5)</sup>している。保有水平耐力の算定は荷重増分法によるが、建物が所定の層間変形角に達した時点、もしくは構造部材に脆性破壊が生じた時点で保有水平耐力が決定される。評価基準としては、保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回れば合格とする。必要保有水平耐力は、 $C_o$  を 1.0 として計算した数値<sup>6)</sup>に割増し係数 1.25 を乗じた値とする。主な材料の終局耐力となる材料強度を表 5 から表 7 に示す。

5) 建築基準法施行令 96 条及び 97 条、並びに平成 12 年建設省告示第 2464 号第 3 に基づく

6) 建築基準法施行令第 82 条の 3 第 2 号に規定する式に基づく

第 2 貯蔵棟の保有水平耐力と必要保有水平耐力の評価結果を表 8 に示す。各階とも保有水平耐力 ( $Q_u$ ) は必要保有水平耐力 ( $Q_{un}$ ) を上回り、評価基準を満足することを確認した。

##### (3) 地盤の鉛直支持力評価

基礎部の各杭を支持する地盤の鉛直支持力の評価を実施する。評価基準として、杭の押込み方向の軸力が地盤の短期許容支持力を下回り、かつ杭の引抜き方向の軸力が地盤の短期許容引抜耐力を下回れば合格とする。地盤の短期許容支持力は、基礎杭先端の地盤の許容応力度や基礎杭側面と地盤との摩擦力等から告示<sup>7)</sup>に基づき設定している。また、地盤の短期許容引抜耐力は告示<sup>8)</sup>に基づき設定している。ここで、図 1 に示す土質柱状図において、地盤の表層からシルト層までは告示における粘土質地盤として、それ以深の砂質土は砂質地盤として取り扱った。地盤の短期許容支持力と短期許容引抜耐力を表 9 に示す。なお、第 2 貯蔵棟の設計においては群杭の考慮による支持力の低減は不要である。

7) 平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 5 及び第 6 に基づく

8) 平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 5 三に基づく

地盤の鉛直支持力評価結果について、検定比が最も高い値となったものを表 10 に示す。検定比はいずれも 1.0 を下回り、評価基準を満足することを確認した。

##### (4) 杭体の応力度評価

杭体の短期許容応力度を許容限界とした評価を実施する。評価基準として、発生応力度が短期許容応力度を下回れば合格とする。杭体の許容応力度は告示<sup>9)</sup>に基づき設定している。杭体の許容応力度を表 11 に示す。

9) 平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 8 に基づく

杭体の応力度評価の結果について、検定比が最も高い値となったものを表 12 に示す。これより、すべての杭について発生応力度が許容応力度を下回っており、評価基準を満足することを確認した。

(5) 基礎フーチングの評価

基礎フーチングについての評価を実施する。評価基準として、上部構造物から基礎への軸力に伴う杭反力によりフーチングに生じる曲げモーメントに対し、フーチングの配筋量が十分であること、またフーチングに生じるせん断応力度に対し、コンクリートの短期許容せん断応力度が上回ることを確認する。

基礎フーチングの確認結果について、代表例として増設基礎のフーチングの結果を表 13 に示す。設計配筋量は必要配筋量を上回るとともに、コンクリートの短期許容せん断応力度は発生せん断応力度を上回ることから、評価基準を満足することを確認した。

【杭姿図】

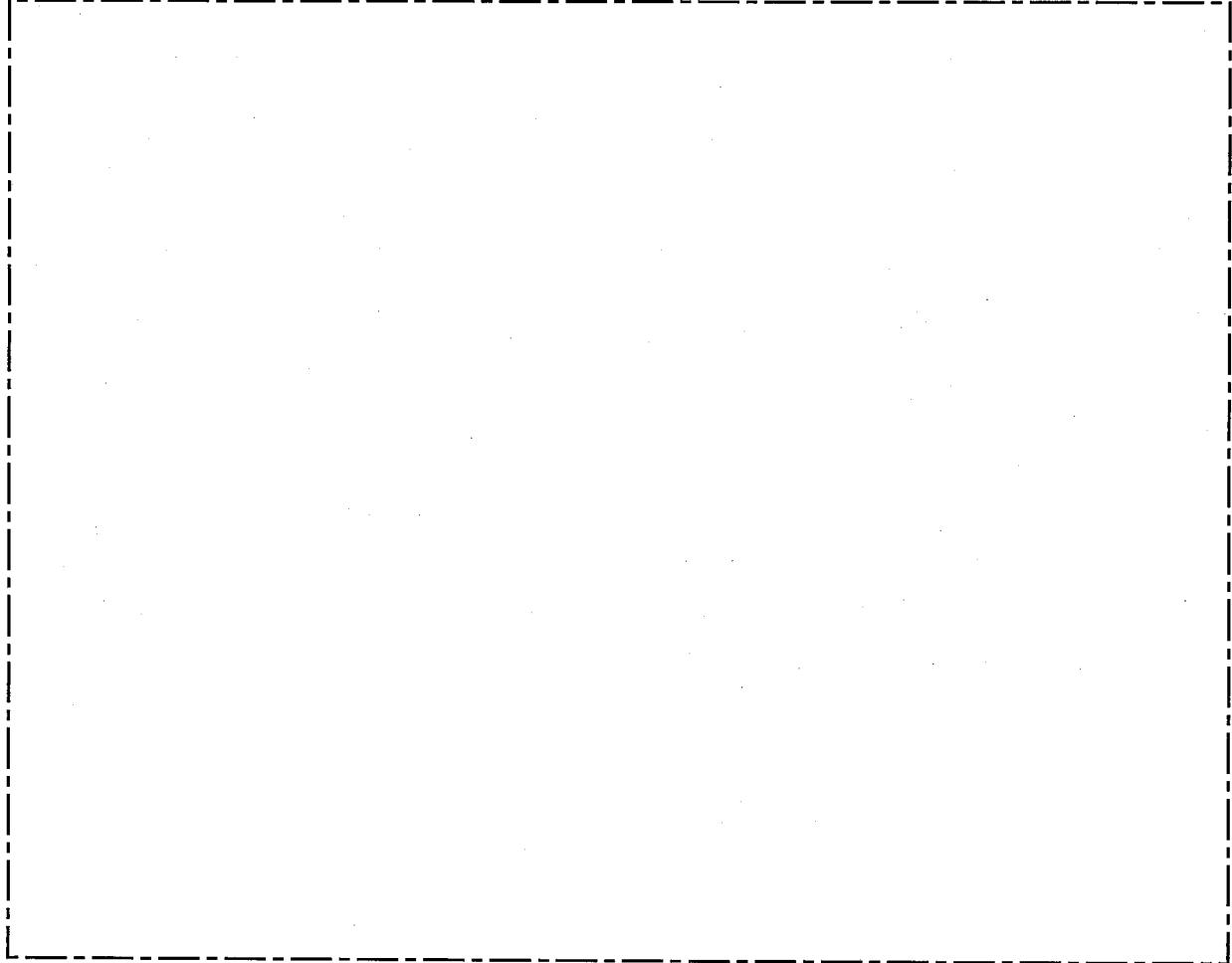


図 1 第 2 貯蔵棟の土質柱状図と杭姿図

表1 コンクリートの許容応力度 (N/mm<sup>2</sup>)

材種	短期	
	圧縮	せん断
<hr/>		

表2 鉄筋の許容応力度 (N/mm<sup>2</sup>)

材種	基準強度 F 値	短期		
		引張	圧縮	せん断 補強
<hr/>				

表3 鉄骨の許容応力度 (N/mm<sup>2</sup>)

材種	基準強度 F 値	短期	
		引張・圧縮 ・曲げ	せん断
<hr/>			

表4 第2貯蔵棟の1次設計の評価結果（短期許容応力度評価結果）

部材	応力種別	設置階	検定比	判定結果
梁	曲げ	2	<hr/>	合格
柱	曲げ	2	<hr/>	合格
耐震壁	せん断	1	<hr/>	合格

表5 コンクリートの材料強度（終局耐力）(N/mm<sup>2</sup>)

材種	材料強度 (圧縮強度)
<hr/>	

表 6 鉄筋の材料強度 (終局耐力) (N/mm<sup>2</sup>)

材種	基準強度 F 値	材料強度 (降伏点強度)

表 7 鉄筋の材料強度 (終局耐力) (N/mm<sup>2</sup>)

材種	基準強度 F 値	材料強度 (降伏点強度)

表 8 第 2 貯蔵棟の 2 次設計の評価結果 (保有水平耐力と必要保有水平耐力)

方向	階名	$\Sigma w_i$ [kN]	$A_i$ [-]	$Q_{ud}$ [kN]	構造特性 係数 $D_s$ [-]	形状特性 係数 $F_{es}$ [-]	必要保有 水平耐力 $Q_u$ [kN]	保有水平耐力 $Q_{un}$ [kN]	$Q_u/Q_{un}$ [-]	判定 基準	判定 結果
X (長辺)	3 階			1.738					>1.0		合格
	2 階			1.284							
	1 階			1.000							
Y (短辺)	3 階			1.738					>1.0		合格
	2 階			1.284							
	1 階			1.000							

表9 第2貯蔵棟の地盤の鉛直許容支持力

杭径 [mm]	短期許容支持力 [kN/本]	短期許容引抜耐力 [kN/本]
[ ]	[ ]	[ ]

表10 第2貯蔵棟の地盤の鉛直支持力評価結果

軸力方向	位置	杭本数	検定比	判定結果
押込み	[ ]	[ ]	[ ]	合格
引抜き	[ ]	[ ]	[ ]	合格

表11 第2貯蔵棟の杭体の許容応力度

(1) PHC杭 (N/mm<sup>2</sup>)

杭の材種	基準強度 F	有効プレストレス量 $\sigma_e$	短期		
			圧縮	曲げ 引張	斜め 引張
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

(2) SC杭 (N/mm<sup>2</sup>)

鋼管材種	コンクリート基準強度 Fc	鋼管基準強度 F	短期		
			コンクリート	鉄骨	
			圧縮	圧縮・引張・曲げ	せん断
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

表12 第2貯蔵棟の杭の応力度評価結果

応力種別	位置	検定比	判定結果
曲げ*	[ ]	[ ]	合格

\* : 軸力を考慮した曲げ

表 13 第 2 貯蔵棟の基礎フーチングの確認結果

項目	実測値	設計値	差	備考
Y1	1.0	1.0	0.0	
Y2	1.0	1.0	0.0	
Y3'	1.0	1.0	0.0	(表中の Y3' は構造図の Y4 に対応)
Y4	1.0	1.0	0.0	
Y5	1.0	1.0	0.0	
Y6	1.0	1.0	0.0	
Y7	1.0	1.0	0.0	
Y8	1.0	1.0	0.0	
Y9	1.0	1.0	0.0	
Y10	1.0	1.0	0.0	
Y11	1.0	1.0	0.0	
Y12	1.0	1.0	0.0	
Y13	1.0	1.0	0.0	
Y14	1.0	1.0	0.0	
Y15	1.0	1.0	0.0	
Y16	1.0	1.0	0.0	
Y17	1.0	1.0	0.0	
Y18	1.0	1.0	0.0	
Y19	1.0	1.0	0.0	
Y20	1.0	1.0	0.0	
Y21	1.0	1.0	0.0	
Y22	1.0	1.0	0.0	
Y23	1.0	1.0	0.0	
Y24	1.0	1.0	0.0	
Y25	1.0	1.0	0.0	
Y26	1.0	1.0	0.0	
Y27	1.0	1.0	0.0	
Y28	1.0	1.0	0.0	
Y29	1.0	1.0	0.0	
Y30	1.0	1.0	0.0	
Y31	1.0	1.0	0.0	
Y32	1.0	1.0	0.0	
Y33	1.0	1.0	0.0	
Y34	1.0	1.0	0.0	
Y35	1.0	1.0	0.0	
Y36	1.0	1.0	0.0	
Y37	1.0	1.0	0.0	
Y38	1.0	1.0	0.0	
Y39	1.0	1.0	0.0	
Y40	1.0	1.0	0.0	
Y41	1.0	1.0	0.0	
Y42	1.0	1.0	0.0	
Y43	1.0	1.0	0.0	
Y44	1.0	1.0	0.0	
Y45	1.0	1.0	0.0	
Y46	1.0	1.0	0.0	
Y47	1.0	1.0	0.0	
Y48	1.0	1.0	0.0	
Y49	1.0	1.0	0.0	
Y50	1.0	1.0	0.0	
Y51	1.0	1.0	0.0	
Y52	1.0	1.0	0.0	
Y53	1.0	1.0	0.0	
Y54	1.0	1.0	0.0	
Y55	1.0	1.0	0.0	
Y56	1.0	1.0	0.0	
Y57	1.0	1.0	0.0	
Y58	1.0	1.0	0.0	
Y59	1.0	1.0	0.0	
Y60	1.0	1.0	0.0	
Y61	1.0	1.0	0.0	
Y62	1.0	1.0	0.0	
Y63	1.0	1.0	0.0	
Y64	1.0	1.0	0.0	
Y65	1.0	1.0	0.0	
Y66	1.0	1.0	0.0	
Y67	1.0	1.0	0.0	
Y68	1.0	1.0	0.0	
Y69	1.0	1.0	0.0	
Y70	1.0	1.0	0.0	
Y71	1.0	1.0	0.0	
Y72	1.0	1.0	0.0	
Y73	1.0	1.0	0.0	
Y74	1.0	1.0	0.0	
Y75	1.0	1.0	0.0	
Y76	1.0	1.0	0.0	
Y77	1.0	1.0	0.0	
Y78	1.0	1.0	0.0	
Y79	1.0	1.0	0.0	
Y80	1.0	1.0	0.0	
Y81	1.0	1.0	0.0	
Y82	1.0	1.0	0.0	
Y83	1.0	1.0	0.0	
Y84	1.0	1.0	0.0	
Y85	1.0	1.0	0.0	
Y86	1.0	1.0	0.0	
Y87	1.0	1.0	0.0	
Y88	1.0	1.0	0.0	
Y89	1.0	1.0	0.0	
Y90	1.0	1.0	0.0	
Y91	1.0	1.0	0.0	
Y92	1.0	1.0	0.0	
Y93	1.0	1.0	0.0	
Y94	1.0	1.0	0.0	
Y95	1.0	1.0	0.0	
Y96	1.0	1.0	0.0	
Y97	1.0	1.0	0.0	
Y98	1.0	1.0	0.0	
Y99	1.0	1.0	0.0	
Y100	1.0	1.0	0.0	
Y101	1.0	1.0	0.0	
Y102	1.0	1.0	0.0	
Y103	1.0	1.0	0.0	
Y104	1.0	1.0	0.0	
Y105	1.0	1.0	0.0	
Y106	1.0	1.0	0.0	
Y107	1.0	1.0	0.0	
Y108	1.0	1.0	0.0	
Y109	1.0	1.0	0.0	
Y110	1.0	1.0	0.0	
Y111	1.0	1.0	0.0	
Y112	1.0	1.0	0.0	
Y113	1.0	1.0	0.0	
Y114	1.0	1.0	0.0	
Y115	1.0	1.0	0.0	
Y116	1.0	1.0	0.0	
Y117	1.0	1.0	0.0	
Y118	1.0	1.0	0.0	
Y119	1.0	1.0	0.0	
Y120	1.0	1.0	0.0	
Y121	1.0	1.0	0.0	
Y122	1.0	1.0	0.0	
Y123	1.0	1.0	0.0	
Y124	1.0	1.0	0.0	
Y125	1.0	1.0	0.0	
Y126	1.0	1.0	0.0	
Y127	1.0	1.0	0.0	
Y128	1.0	1.0	0.0	
Y129	1.0	1.0	0.0	
Y130	1.0	1.0	0.0	
Y131	1.0	1.0	0.0	
Y132	1.0	1.0	0.0	
Y133	1.0	1.0	0.0	
Y134	1.0	1.0	0.0	
Y135	1.0	1.0	0.0	
Y136	1.0	1.0	0.0	
Y137	1.0	1.0	0.0	
Y138	1.0	1.0	0.0	
Y139	1.0	1.0	0.0	
Y140	1.0	1.0	0.0	
Y141	1.0	1.0	0.0	
Y142	1.0	1.0	0.0	
Y143	1.0	1.0	0.0	
Y144	1.0	1.0	0.0	
Y145	1.0	1.0	0.0	
Y146	1.0	1.0	0.0	
Y147	1.0	1.0	0.0	
Y148	1.0	1.0	0.0	
Y149	1.0	1.0	0.0	
Y150	1.0	1.0	0.0	
Y151	1.0	1.0	0.0	
Y152	1.0	1.0	0.0	
Y153	1.0	1.0	0.0	
Y154	1.0	1.0	0.0	
Y155	1.0	1.0	0.0	
Y156	1.0	1.0	0.0	
Y157	1.0	1.0	0.0	
Y158	1.0	1.0	0.0	
Y159	1.0	1.0	0.0	
Y160	1.0	1.0	0.0	
Y161	1.0	1.0	0.0	
Y162	1.0	1.0	0.0	
Y163	1.0	1.0	0.0	
Y164	1.0	1.0	0.0	
Y165	1.0	1.0	0.0	
Y166	1.0	1.0	0.0	
Y167	1.0	1.0	0.0	
Y168	1.0	1.0	0.0	
Y169	1.0	1.0	0.0	
Y170	1.0	1.0	0.0	
Y171	1.0	1.0	0.0	
Y172	1.0	1.0	0.0	
Y173	1.0	1.0	0.0	
Y174	1.0	1.0	0.0	
Y175	1.0	1.0	0.0	
Y176	1.0	1.0	0.0	
Y177	1.0	1.0	0.0	
Y178	1.0	1.0	0.0	
Y179	1.0	1.0	0.0	
Y180	1.0	1.0	0.0	
Y181	1.0	1.0	0.0	
Y182	1.0	1.0	0.0	
Y183	1.0	1.0	0.0	
Y184	1.0	1.0	0.0	
Y185	1.0	1.0	0.0	
Y186	1.0	1.0	0.0	
Y187	1.0	1.0	0.0	
Y188	1.0	1.0	0.0	
Y189	1.0	1.0	0.0	
Y190	1.0	1.0	0.0	
Y191	1.0	1.0	0.0	
Y192	1.0	1.0	0.0	
Y193	1.0	1.0	0.0	
Y194	1.0	1.0	0.0	
Y195	1.0	1.0	0.0	
Y196	1.0	1.0	0.0	
Y197	1.0	1.0	0.0	
Y198	1.0	1.0	0.0	
Y199	1.0	1.0	0.0	
Y200	1.0	1.0	0.0	
Y201	1.0	1.0	0.0	
Y202	1.0	1.0	0.0	
Y203	1.0	1.0	0.0	
Y204	1.0	1.0	0.0	
Y205	1.0	1.0	0.0	
Y206	1.0	1.0	0.0	
Y207	1.0	1.0	0.0	
Y208	1.0	1.0	0.0	
Y209	1.0	1.0	0.0	
Y210	1.0	1.0	0.0	
Y211	1.0	1.0	0.0	
Y212	1.0	1.0	0.0	
Y213	1.0	1.0	0.0	
Y214	1.0	1.0	0.0	
Y215	1.0	1.0	0.0	
Y216	1.0	1.0	0.0	
Y217	1.0	1.0	0.0	
Y218	1.0	1.0	0.0	
Y219	1.0	1.0	0.0	
Y220	1.0	1.0	0.0	
Y221	1.0	1.0	0.0	
Y222	1.0	1.0	0.0	
Y223	1.0	1.0	0.0	
Y224	1.0	1.0	0.0	
Y225	1.0	1.0	0.0	
Y226	1.0	1.0	0.0	
Y227	1.0	1.0	0.0	
Y228	1.0	1.0	0.0	
Y229	1.0	1.0	0.0	
Y230	1.0	1.0	0.0	
Y231	1.0	1.0	0.0	
Y232	1.0	1.0	0.0	
Y233	1.0	1.0	0.0	
Y234	1.0	1.0	0.0	
Y235	1.0	1.0	0.0	
Y236	1.0	1.0	0.0	
Y237	1.0	1.0	0.0	
Y238	1.0	1.0	0.0	
Y239	1.0	1.0	0.0	
Y240	1.0	1.0	0.0	
Y241	1.0	1.0	0.0	
Y242	1.0	1.0	0.0	
Y243	1.0	1.0	0.0	
Y244	1.0	1.0	0.0	
Y245	1.0	1.0	0.0	
Y246	1.0	1.0	0.0	
Y247	1.0	1.0	0.0	
Y248	1.0	1.0	0.0	
Y249	1.0	1.0	0.0	
Y250	1.0	1.0	0.0	
Y251	1.0	1.0	0.0	
Y252	1.0	1.0	0.0	
Y253	1.0	1.0	0.0	
Y254	1.0	1.0	0.0	
Y255	1.0	1.0	0.0	
Y256	1.0	1.0	0.0	
Y257	1.0	1.0	0.0	
Y258	1.0	1.0	0.0	
Y259	1.0	1.0	0.0	
Y260	1.0	1.0	0.0	
Y261	1.0	1.0	0.0	
Y262	1.0	1.0	0.0	
Y263	1.0	1.0	0.0	
Y264	1.0	1.0	0.0	
Y265	1.0	1.0	0.0	
Y266	1.0	1.0	0.0	
Y267				

地震による損傷の防止に関する説明書  
(建物の耐震評価 (D 搬送路))

1. 基本設計方針

「建物の耐震評価 (第2貯蔵棟)」の記載と同じ。

2. 設計条件

(1) 耐震重要度分類

事業変更許可と同じく、耐震重要度分類第2類（割増し係数1.25）とした。

(2) 地震力

地震力の設定については、「建物の耐震評価 (第2貯蔵棟)」で説明した内容と同様である。

(3) 荷重

建物に常時作用する荷重（固定荷重及び積載荷重）は、次の通りとした。

- ・ 固定荷重：建物の柱、梁、ブレース及び床の重量は評価モデル作成時に断面形状や架構構造から自動計算される。また床重量及び壁重量には自重に加えて仕上げ材の重量が考慮されている。これらに加え、パラペット等の重量を特殊荷重として手動設定している。
- ・ 積載荷重：建物内に設置する設備類から裕度をもって設定している。新築時から変更はない。

3. 評価方法

(1) 評価プログラム

評価プログラムは、「建物の耐震評価 (第2貯蔵棟)」で説明した内容と同様である。

(2) 評価モデル

a. 上部構造物の評価モデル

上部構造物の評価モデルの構築は、「建物の耐震評価 (第2貯蔵棟)」で説明した内容と同様である。構造図及び部材リストについては、添付書類4のへ(2)を参照。

b. 基礎（杭）及び地盤の評価モデル

基礎（杭）及び地盤の評価モデルの構築は、「建物の耐震評価 (第2貯蔵棟)」で説明した内容と同様である。構造図及び杭仕様については、添付書類4のへ(2)を参照。土質柱状図及び杭姿図については図1に示す。

4. 評価結果

(1) 1次設計

1次設計に係る評価内容と許容応力度の設定は、「建物の耐震評価 (第2貯蔵棟)」で説明した内容と同様である。

D搬送路の1次設計の評価結果について、各部材の検定比のうち最も高い値となったものを表1に示す。これより、すべての構造部材について発生応力度が短期許容応力度を下回っており、評価基準を満足することを確認した。

#### (2) 2次設計

保有水平耐力に係る評価内容と終局耐力の設定は、「建物の耐震評価（第2貯蔵棟）」で説明した内容と同様である。

D搬送路の保有水平耐力と必要保有水平耐力の評価結果を表2に示す。各階とも保有水平耐力( $Q_u$ )は必要保有水平耐力( $Q_{un}$ )を上回り、評価基準を満足することを確認した。

#### (3) 地盤の鉛直支持力評価

地盤の鉛直支持力に係る評価内容と支持力の設定は、「建物の耐震評価（第2貯蔵棟）」で説明した内容と同様である。地盤の短期許容支持力と短期許容引抜耐力を表3に示す。ここで図1に示す土質柱状図において、地盤の表層から礫混じりシルト層までは粘土質地盤として、それ以深は砂質地盤として取り扱った。なお、砂質地盤中にある礫混じりシルト質シルト層は保守的に考慮していない。

地盤の鉛直支持力評価結果について、検定比が最も高い値となったものを表4に示す。検定比はいずれも1.0を下回り、評価基準を満足することを確認した。

#### (4) 杭体の応力度評価

杭体の発生応力度に係る評価内容と許容応力度の設定は、「建物の耐震評価（第2貯蔵棟）」で説明した内容と同様である。杭体の許容応力度を表5に示す。

杭体の応力度評価の結果について、検定比が最も高い値となったものを表6に示す。これより、すべての杭について発生応力度が許容応力度を下回っており、評価基準を満足することを確認した。

#### (5) 基礎フーチングの評価

D搬送路の基礎は単杭の構造であり基礎フーチングにせん断力が発生しないため、フーチングの評価は省略している。

#### (6) エキスパンションジョイントに関する相対変位の評価

エキスパンションジョイントを介して接続するD搬送路、第2貯蔵棟及び第2加工棟の2次設計時(保有水平耐力算定時)の層間変形角から各建物の地震時の相対変位を算出し、D搬送路と第2貯蔵棟間、並びにD搬送路と第2加工棟間の評価を実施する。評価基準として、各建物間の地震時の相対変位が建物間の間隙を下回れば合格とする。

地震時における各建物間の相対変位と各建物間の間隙を比較した結果を表7に示す。建物間の地震時の相対変位は建物間の間隙を下回っており、評価基準を満足することを確認した。

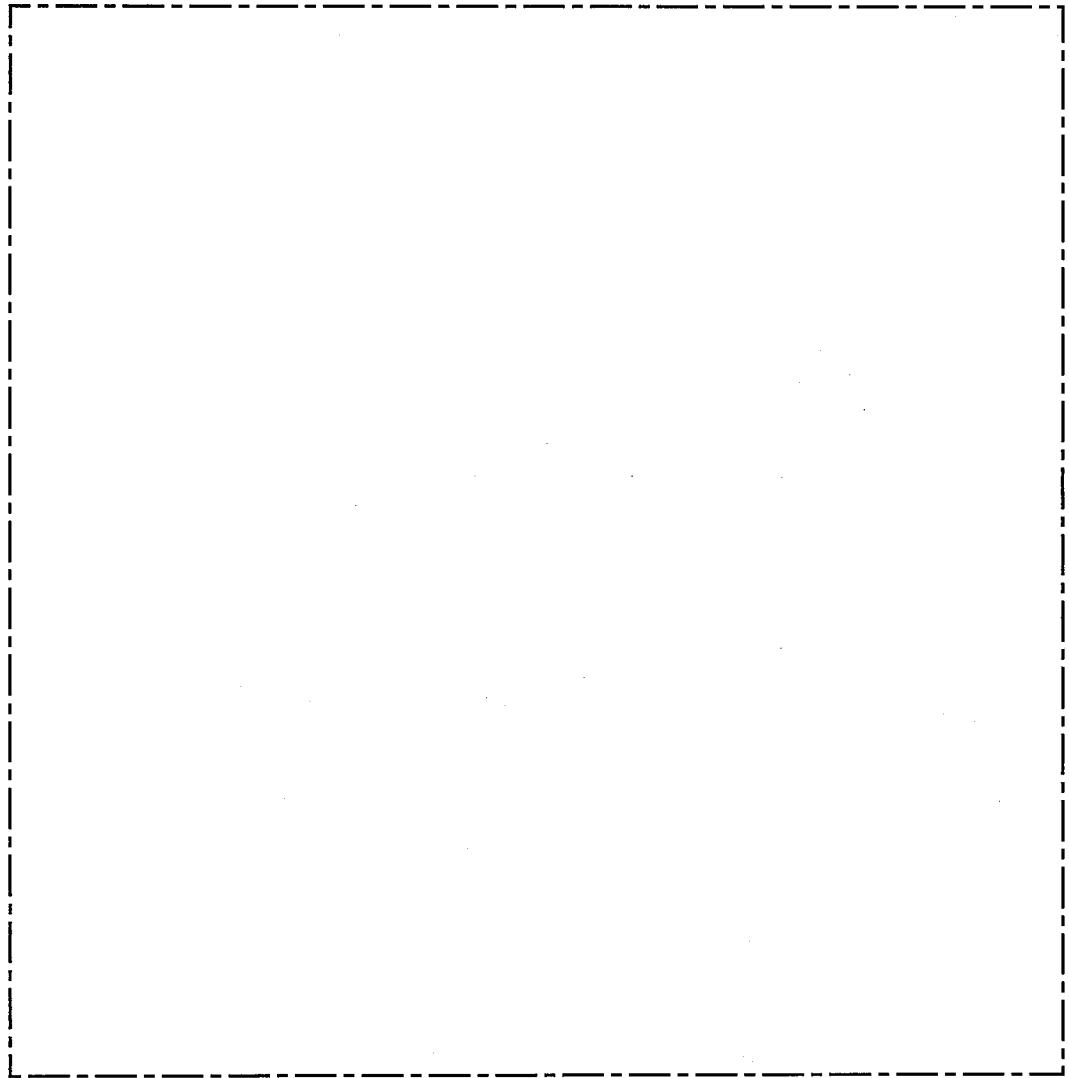


図1 D搬送路の土質柱状図と杭姿図

表1 D搬送路の1次設計の評価結果（短期許容応力度評価結果）

部材	応力種別	設置層	検定比	判定結果
梁	曲げ	3層	-	合格
プレース	軸力	2層	-	合格
柱	曲げ	3層	-	合格
アンカーボルト	せん断	1層	-	合格

表2 D搬送路の2次設計の評価結果（保有水平耐力と必要保有水平耐力）

方向	層名	$\Sigma W_i$ [kN]	$A_i$ [-]	$Q_{ud}$ [kN]	構造特性 係数 $D_s$ [-]	形状特性 係数 $F_{es}$ [-]	必要保有 水平耐力 $Q_{un}$ [kN]	保有水平耐力 $Q_u$ [kN]	$Q_u/Q_{un}$ [-]	判定 基準	判定 結果
X	3層	1.405		1.405					>1.0	合格	
	2層										
Y*	1層	1.066		1.066					>1.0	合格	
	2層										
(長辺)	1層	1.000		1.000					>1.0	合格	
	1層										
X (短辺)	1層	1.049		1.049					>1.0	合格	
	1層										
Y* (長辺)	1層	1.000		1.000					>1.0	合格	
	1層										

\* 3層部分のY方向(長手方向)は剛性の高いトラス構造であり、建物の保有水平耐力が当該層で決定することはないため、当該層は1本のトラス梁のみとした。このため、当該層の保有水平耐力の値は計算されない。また、当該層を1本のトラス梁とみなしたことから、Y方向のモードルは2層構造(トラス梁は2層の上層の梁)となり、X方向(短手方向)と階層数が異なることから、2層のAi値がX方向とY方向で異なる。

表3 D搬送路の地盤の鉛直許容支持力

杭径 [mm]	短期許容支持力 [kN/本]	短期許容引抜耐力 [kN/本]
[ ]	[ ]	[ ]

表4 D搬送路の地盤の鉛直支持力評価結果

軸力方向	位置	杭本数	検定比	判定結果
押込み	[ ]	[ ]	[ ]	合格
引抜き	[ ]	[ ]	[ ]	合格

表5 D搬送路の杭体の許容応力度

PHC杭 (N/mm<sup>2</sup>)

杭の材種	基準強度 F	有効プレストレス量 σ <sub>e</sub>	短期		
			圧縮	曲げ引張	斜め引張
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

表6 D搬送路の杭の応力度評価結果

応力種別	位置	検定比	判定結果
曲げ*	[ ]	[ ]	合格

\* : 軸力を考慮した曲げ

表7 エキスパンションジョイントに関する相対変位の評価結果

接続部	接続階	建物間の相対変位 [mm]	建物間の間隙 [mm]	判定結果
D搬送路-第2貯蔵棟	2階	[ ]	100	合格
D搬送路-第2加工棟	1階	[ ]	100	合格

地震による損傷の防止に関する説明書  
(設備の耐震評価 (汎用フード))

### 1. 基本設計方針

安全機能を有する施設は、その重要度により耐震設計上の区分（以下「耐震重要度分類」という。）を行い、適切と考えられる地震力に対して、安全機能を損なうことのない設計を行う。設備・機器の耐震設計は、次の基本方針を満足するように行う。

- (1) 設備・機器の耐震設計法については、原則として静的設計法を基本とする。
  - (2) 上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないようにする。
  - (3) 上位の分類の建物・構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位分類の設計法によるものとする。
  - (4) 設備・機器の設計に当たっては剛構造となることを基本とし、それが困難な場合には動的解析等適切な方法により設計する。具体的には、「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター、2014年版）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用する。剛構造の判断基準は、設備・機器の固有振動数が20Hzより高いこととする。
- 表1に局部震度法による設計用水平震度と、設備の耐震重要度分類及び設置位置ごとに適用する地震力の関係を示す。

表1 局部震度法による設備機器の設計用水平震度

指針	建屋			水平震度		
	第2加工棟	第2貯蔵棟	D搬送路	耐震 クラスS 第1類	耐震 クラスA 第2類	耐震 クラスB 第3類
上層階、屋上及び塔屋						
中間階						
地階及び1階						

・天井部分に設置する場合は、上階の水平震度を使用する。

### 2. 設計条件

#### (1) 耐震重要度分類：第2類

事業変更許可と同じく、耐震重要度分類第2類とした。

#### (2) 地震力 : [ ]

汎用フードは非剛構造のため、地震力は「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」の局部震度法による「設備機器の設計用水平震度」を適用する。汎用フードは、耐震重要度分類第2類で第2加工棟3階に設置された設備であることから、局部震度法における耐震クラスAの設備機器を[ ]に設置した場合の標準震度を採用し、地震力は[ ]とした。

- ・耐震重要度分類 : 第2類
- ・設置場所 : 第2加工棟3階
- ・設備の構造 : 非剛 (固有振動数 [ ] Hz ≤ 20Hz (剛構造判断基準))

### (3)荷重

汎用フードに常時作用する荷重（固定荷重及び積載荷重）は、次の通りとした。

- ・固定荷重 : 構造部材及び囲い板等の附属物の重量
- ・積載荷重 : 粉末缶1缶（バッヂ限度量のウランを収納した5G缶）及び作業に必要な器具類等の重量をフード底面の架台を支える梁に等分布荷重として負担させている。

## 3. 評価方法

### (1)評価プログラム

耐震評価では、任意形状立体フレームの弾性応力解析プログラム [ ] を使用した。構成部材の物性値や断面特性はJIS等に準拠した値が用いられており、使用にあたっては、製作メーカーの公開資料において標準モデルの理論解と解析結果が整合していることを確認している。

### (2)解析モデル

設備・機器の図面の確認及び必要に応じ現物確認や実測などを行い、構造部材をモデル化する。積載物や附属物は荷重として入力する。構造部材を溶接で接合している箇所は剛接合、ボルトで締結している箇所はピン接合（ただし、形状により回転剛性を考慮できる場合は半剛接合）とし、床等への据付部はピン支持とする。汎用フードの外観及び構成部材については、添付書類4のハ(1)参照。

## 4. 評価結果

### (1)据付評価

アンカーボルトに発生する引抜荷重及び応力度の評価を行う。評価基準は、アンカーボルトに発生する引抜荷重が許容引抜荷重を下回ること及び発生する応力度が短期許容応力度を下回ることとする。解析結果から得られる地震時の節点荷重の値から、M10金属系アンカーボルトに作用する引抜荷重、せん断応力度及び組合せ応力度を求め、アンカーボルトに生じる引抜き荷重については「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」で定められたアンカーボルトの許容引抜荷重を下回ることを確認した。またアンカーボルトに生じる応力度については、「鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）」で定められた部材の短期許容応力度を下回り、弹性範囲内となることを確認した。

### (2)部材評価

構造部材に発生する応力度の評価を行う。評価基準は、部材に発生する応力度が短期許容応力度を下回ることとする。

解析結果から得られる地震時の部材の発生応力度の値から、部材に発生する引張り、圧縮、曲げ、せん断応力度及びそれらの組合せ応力度を求め、これら各部材に生じる応力度が、「鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）」で定められた部材の短期許容応力度を下回り、弹性範囲内となることを確認した。

(3)評価結果まとめ

以上をまとめた耐震評価結果を表2に示す。

表2 汎用フードの耐震評価結果

項目 設備・機器	耐震 重要度 分類	設置 場所	水平 地震力 係数	固有振 動数 (Hz)	剛構造 の評価	据付ボルトの評価 結果		部材等の評価 結果		結果
						引抜き、せ ん断又は組 合せ	検定比	部材	検定比	
汎用フード	第2類	第2加工棟 3階	[ ]	[ ]	非剛	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	合格

主要部材 [ ] のF値 (基準強度) : [ ] N/mm<sup>2</sup>

地震による損傷の防止に関する説明書  
(設備の耐震評価 (クレーン))

1. 基本設計方針

「設備の耐震評価 (汎用フード)」の記載と同じ。

2. 設計条件

(1) 耐震重要度分類 : 第2類

事業変更許可と同じく、耐震重要度分類第2類とした。

(2) 地震力 : [ ]

クレーンは非剛構造のため、地震力は「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用する。クレーンは、耐震重要度分類2類で第2貯蔵棟1階の天井部分に設置された設備であることから、局部震度法における耐震クラスAの設備機器を[ ]に設置した場合の標準震度を採用し、地震力は[ ]とした。

- ・耐震重要度分類 : 第2類
- ・設置場所 : 第2貯蔵棟1階（天井部分）
- ・設備の構造 : 非剛（固有振動数 [ ] Hz  $\leq$  20Hz（剛構造判断基準））

(3) 荷重

クレーンに常時作用する荷重（固定荷重及び積載荷重）は、次の通りとした。

- ・固定荷重 : 構造部材及びホイスト等の附属物の重量
- ・積載荷重 : 定格荷重 [ ] をフックに負担させている。

3. 評価方法

(1) 適用規格

クレーンは、「クレーン構造規格（労働省告示第百三十四号）」に基づき、クレーン構造規格第11条第1項第3号の垂直動荷重、垂直静荷重、熱荷重及び地震荷重の組合せについて評価した。熱荷重については、温度変化によって部位材の熱膨張が妨げられるような特別な場合に該当しないため、考慮しない。また、地震力については、保守側の評価となる「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」を採用している。

(2) 評価モデル

クレーンは、「クレーン構造規格（労働省告示第百三十四号）」に基づき、両端支持梁モデルとして評価を行う。クレーンの外観及び構成部材については、添付書類4のへ(4)参照。

#### 4. 評価結果

##### (1) 部材評価

「クレーン構造規格(労働省告示第百三十四号)」に基づき、垂直動荷重(定格荷重十つり具自重)、垂直静荷重(ガーダ+ホイストの自重)に地震荷重(垂直静荷重×地震力)を加えた時にガーダに発生する曲げ及びせん断応力度を求め、これらの応力度が、同規格で定められた部材の許容応力度を下回り、弾性範囲内となることを確認した。また、ガーダを支えるサドル及びレールについても同様の評価を実施している。

##### (2) 据付評価

(1)項の評価で求められる地震時のレール据付部に発生する荷重の値から、M24 ボルトに作用する引張、せん断及び組合せ応力度を求め、「鋼構造許容応力度設計基準(日本建築学会)」で定められた部材の短期許容応力度を下回り、弾性範囲内となることを確認した。

##### (3) 評価結果まとめ

以上をまとめた耐震評価結果の一覧表を表1に示す。

表1 クレーン耐震評価結果

項目 設備・機器	耐震 重要度 分類	設置 場所	水平 地震力 係数	固有 振動 数 (Hz)	剛構造 の評価	据付ボルトの評価 結果		部材等の評価 結果		結果
						引抜き、せん断又は組合せ	検定比	部材	検定比	
クレーン	第2類	第2貯蔵棟 1階(天井)			非剛					合格
										合格
										合格

主要部材 [ ] のF値(基準強度) : [ ] N/mm<sup>2</sup>

地震による損傷の防止に関する説明書  
(設備の耐震評価 (容器貯蔵コンベヤ、(附)トラバーサ))

1. 基本設計方針

「設備の耐震評価 (汎用フード)」の記載と同じ。

2. 設計条件

(1) 耐震重要度分類 : 第2類

事業変更許可と同じく、耐震重要度分類第2類とした。

(2) 地震力 : [ ]

容器貯蔵コンベヤ(2)～(7)及び(附)トラバーサは非剛構造のため、地震力は「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用する。これらの設備は耐震重要度分類2類で第2貯蔵棟2階に設置された設備であることから、局部震度法における耐震クラスAの設備機器を[ ]に設置した場合の標準震度を採用し、地震力は[ ]とした。容器貯蔵コンベヤ(1)は剛構造であったが、他のコンベヤ群と隣接するコンベヤであるため統一性及び保守性を考慮し地震力[ ]を適用した。

・耐震重要度分類 : 第2類

・設置場所 : 第2貯蔵棟2階

・設備の構造 : 容器貯蔵コンベヤ(1)は剛 (固有振動数[ ]Hz > 20Hz (剛構造判断基準))  
容器貯蔵コンベヤ(2)～(7)及び(附)トラバーサは非剛

(固有振動数[ ]Hz ≤ 20Hz (剛構造判断基準))

(3) 荷重

容器貯蔵コンベヤ及び(附)トラバーサに常時作用する荷重（固定荷重及び積載荷重）は、次の通りとした。

・固定荷重 : 構造部材及び附属物の重量（追加する転倒防止ガイド及び落下防止ストッパー等を含む。又、トラバーサの制御盤など設備に固定される機器等で重量が大きく重心が高いものについては、転倒モーメントを考慮した荷重の設定を行っている）

・積載荷重 : 天然ウラン用粉末輸送容器又はウラン貯蔵容器（収納限度量のウランを収納）の重量をコンベヤの梁部分に等分布荷重、又は実際に荷重を受ける位置に負担させている。容器は想定される最大積載状態とし、[ ]

[ ]で評価した。容器はコンベヤ上に固定されておらず、地震時には滑動するため、転倒モーメントまでは考慮しない。

### 3. 評価方法

#### (1) 評価プログラム

容器貯蔵コンベヤ及び(附)トラバーサ本体の構造解析に用いた評価プログラムの説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

#### (2) 解析モデル

解析モデルの説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

容器貯蔵コンベヤ及び(附)トラバーサの外観及び構成部材については、添付書類4の(5)参照。

### 4. 評価結果

#### (1) 据付評価

据付評価の説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

解析結果から得られる地震時の節点荷重の値から、M12金属系アンカーボルトに作用する引抜荷重、せん断応力度及び組合せ応力度を求め、アンカーボルトに生じる引抜荷重については「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」で定められたアンカーボルトの許容引抜荷重を下回ることを確認した。またアンカーボルトに生じる応力度については、「鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）」で定められた部材の短期許容応力度を下回り、弾性範囲内となることを確認した。

#### (2) 部材評価

部材評価の説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

解析結果から得られる地震時の部材の発生応力度の値から部材に発生する引張り、圧縮、曲げ、せん断応力度及びそれらの組合せ応力度を求め、これら各部材に生じる応力度が、「鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）」で定められた部材の許容応力度を下回り、弾性範囲内となることを確認した。

#### (3) 評価結果まとめ

以上をまとめた耐震評価結果の一覧表を表1に示す。

表1 容器貯蔵コンベヤ、(附)トラバーサ耐震評価結果

項目 設備・機器	耐震 重要度 分類	設置 場所	水平 地震 力 係数	固有 振動 数 (Hz)	剛構造 の評価	据付ボルトの評価 結果		部材等の評価 結果		結果	
						引抜き、せん断又は組合せ	検定比	部材	検定比		
容器貯蔵コンベヤ	(3)	第2貯蔵棟 2階			非剛						
	(7)	第2貯蔵棟 2階									
(附)トラバーサ	第2類	第2貯蔵棟 2階			非剛						

容器貯蔵コンベヤは、据付ボルト及び部材評価で最も厳しい検定比となったものを掲載している。

主要部材 [ ] の F 値 (基準強度) : [ ] N/mm<sup>2</sup>

地震による損傷の防止に関する説明書  
(設備の耐震評価 (搬送コンベヤ))

1. 基本設計方針

「設備の耐震評価 (汎用フード)」の記載と同じ。

2. 設計条件

(1) 耐震重要度分類 : 第2類

事業変更許可と同じく、耐震重要度分類第2類とした。

(2) 地震力 [ ]

第2貯蔵棟に設置する搬送コンベヤの内、大型で2層構造である搬送コンベヤ(15)は非剛構造のため、地震力は「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用する。搬送コンベヤ(15)は、第2貯蔵棟2階に設置された設備であることから、耐震クラスAの設備機器を[ ]に設置した場合の標準震度を採用し、地震力は[ ]とした。

D搬送路に設置する搬送コンベヤの内、大型で2層構造である搬送コンベヤ(11)は非剛構造のため、地震力は「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用する。搬送コンベヤ(11)は、D搬送路2階に設置された設備であることから、耐震クラスAの設備機器を[ ]に設置した場合の標準震度を採用し、地震力は[ ]とした。また同じくD搬送路2階に設置された搬送コンベヤ(13)は剛構造であるが、隣接するコンベヤとの統一性及び保守性を考慮し[ ]とした。

第2貯蔵棟1階、2階及びD搬送路1階に設置するその他の搬送コンベヤについては、非剛構造又は剛構造のコンベヤもあるが、上記非剛構造のコンベヤ又はリフタと一式の設備であるため、統一性及び保守性を考慮し[ ]を適用した。

・耐震重要度分類 : 第2類

・設置場所	: 搬送コンベヤ(1), (2)	第2貯蔵棟1階
-------	------------------	---------

	搬送コンベヤ(3)～(10), (14), (15)	第2貯蔵棟2階
--	----------------------------	---------

	搬送コンベヤ(16), (17)	D搬送路1階
--	------------------	--------

	搬送コンベヤ(11)～(13)	D搬送路2階
--	-----------------	--------

・設備の構造	: 搬送コンベヤ(3)～(5), (7)～(10), (13), (16), (17) 剛
--------	---

	(固有振動数 [ ] Hz > 20Hz (剛構造判断基準))
--	---------------------------------

	搬送コンベヤ(1), (2), (6), (11), (12), (14), (15) 非剛
--	--

	(固有振動数 [ ] Hz ≤ 20Hz (剛構造判断基準))
--	---------------------------------

(3) 荷重

搬送コンベヤに常時作用する荷重（固定荷重及び積載荷重）は、次の通りとした。

・固定荷重	: 構造部材及び附属物の重量（追加する転倒防止ガイド、落下防止ストッパ等を含む）
-------	--

・積載荷重	: 天然ウラン用粉末輸送容器又はウラン貯蔵容器（収納限度量のウランを収納）
-------	---------------------------------------

の重量をコンベヤの梁部分に等分布荷重、又は実際に荷重を受ける位置に負担させている。容器は想定される最大積載状態とし、[ ]で評価した。容器はコンベヤ上に固定されておらず、地震時には滑動するため、転倒モーメントまでは考慮しない。

### 3. 評価方法

#### (1) 評価プログラム

搬送コンベヤの構造解析に用いた評価プログラムの説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

#### (2) 解析モデル

解析モデルの説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

搬送コンベヤの外観及び構成部材については、添付書類4の(6)参照。

### 4. 評価結果

#### (1) 据付評価

据付評価の説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

解析結果から得られる地震時の節点荷重の値から、M12 金属系アンカーボルトに作用する引抜荷重、せん断応力度及び組合せ応力度を求め、アンカーボルトに生じる引抜荷重については「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」で定められたアンカーボルトの許容引抜荷重を下回ることを確認した。またアンカーボルトに生じる応力度については、「鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）」で定められた部材の短期許容応力度を下回り、弾性範囲内となることを確認した。

#### (2) 部材評価

部材評価の説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

解析結果から得られる地震時の部材の発生応力度の値から部材に発生する引張り、圧縮、曲げ、せん断応力度及びそれらの組合せ応力度を求め、これら各部材に生じる応力度が、「鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）」で定められた部材の許容応力度を下回り、弾性範囲内となることを確認した。

#### (3) 評価結果まとめ

以上をまとめた耐震評価結果の一覧表を表1に示す。

表 1 搬送コンベヤ耐震評価結果

項目 設備・機器	耐震 重要度 分類	設置 場所	水平 地震 力 係数	固有 振動 数 (Hz)	剛構造 の評価	据付ボルトの評価 結果		部材等の評価 結果		結果
						引抜き、せん断又は組合せ	検定比	部材	検定比	
搬送コンベヤ	(1)	第 2 類	第 2 貯蔵棟 1 階		非剛					合格
	(15)	第 2 類	第 2 貯蔵棟 2 階		非剛					合格
	(11)	第 2 類	D 搬送路		非剛					合格
	(12)	第 2 類	D 搬送路		非剛					合格

設置場所毎に、据付ボルト及び部材評価で最も厳しい検定比になったものを掲載している。

主要部材 [ ] の F 値 (基準強度) : [ ] N/mm<sup>2</sup>

搬送コンベヤ(1)は、搬送コンベヤ(15)に合せて局部震度法の 2 階相当の水平地震力を採用している。

地震による損傷の防止に関する説明書  
(設備の耐震評価 (リフタ))

1. 基本設計方針

「設備の耐震評価 (汎用フード)」の記載と同じ。

2. 設計条件

(1) 耐震重要度分類 : 第 2 類

事業変更許可と同じく、耐震重要度分類第 2 類とした。

(2) 地震力 : [ ]

リフタは非剛構造のため、地震力は「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用する。リフタ（第 2 貯蔵棟、D 搬送路）は、耐震重要度分類 2 類で第 2 貯蔵棟 1 階、又は D 搬送路 1 階に設置された設備であることから、局部震度法における耐震クラス A の設備機器を [ ] に設置した場合の標準震度を採用すると地震力は [ ] になるが、搬送コンベヤと一式の設備であるため、統一的に [ ] とした。尚、リフタは 2 階及び 3 階（第 2 貯蔵棟のみ）床面にも接続されているため、各層に応じた地震力として第 2 貯蔵棟のリフタの 2 階部分は [ ]、3 階部分は [ ] D 搬送路のリフタの 2 階部分は [ ] の地震力を考慮している。

- 耐震重要度分類 : 第 2 類
- 設置場所 : 第 2 貯蔵棟 1 階、D 搬送路 1 階
- 設備の構造 : 非剛 (固有振動数 [ ]  $\leq$  20Hz (剛構造判断基準))

(3) 荷重

リフタに常時作用する荷重（固定荷重及び積載荷重）は、次の通りとした。

- 固定荷重 : 構造部材及び附属物の重量（追加する補強部材を含む）
- 積載荷重 : 天然ウラン用粉末輸送容器又はウラン貯蔵容器（収納限度量のウランを収納）の重量。[ ]

容器を積載した昇降体の重量を、長期荷重については構造上部に設置された昇降用モータに負担させ、短期荷重については最も評価が厳しくなる昇降体停止位置の支持部に負担させている。

3. 評価方法

(1) 評価プログラム

搬送コンベヤの構造解析に用いた評価プログラムの説明については、「設備の耐震評価 (汎用フード)」の記載と同じ。

## (2) 解析モデル

解析モデルの説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

リフタの外観及び構成部材については、添付書類4の(7)参照。

## 4. 評価結果

### (1) 据付評価

据付評価の説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

解析結果から得られる地震時の節点荷重の値から、アンカーボルトに作用する引抜荷重、せん断応力度及び組合せ応力度を求め、アンカーボルトに生じる引抜荷重については「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」で定められたアンカーボルトの許容引抜荷重を下回ることを確認した。またアンカーボルトに生じる応力度については、「鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）」で定められた部材の短期許容応力度を下回り、弾性範囲内となることを確認した。

### (2) 部材評価

部材評価の説明については、「設備の耐震評価（汎用フード）」の記載と同じ。

解析結果から得られる地震時の部材の発生応力度の値から部材に発生する引張り、圧縮、曲げ、せん断応力度及びそれらの組合せ応力度を求め、これら各部材に生じる応力度が、「鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）」で定められた部材の許容応力度を下回り、弾性範囲内となることを確認した。

### (3) 評価結果まとめ

以上をまとめた耐震評価結果の一覧表を表1に示す。

表1 リフタ耐震評価結果

項目 設備・機器	耐震 重要度 分類	設置 場所	水平 地震力 係数	固有 振動 数 (Hz)	剛構造 の評価	据付ボルトの評価 結果		部材等の評価 結果		結果
						引抜き、せん断又は組合せ	検定比	部材	検定比	
リフタ	第2類	第2貯蔵棟			非剛					合格
リフタ	第2類	D搬送路			非剛					合格

・主要部材 [ ] のF値（基準強度）：[ ] N/mm<sup>2</sup>

・1階の水平地震力は、容器貯蔵コンベヤ及び搬送コンベヤに合せて統一的に [ ] を採用している。

・D搬送路は鉄骨造のため、1階と2階の層間変位の影響が考えられることから、リフタに想定される変位を与えた状態でも評価を行い、部材と据付ボルトの検定比が1未満となることを確認している。